

伊 勢 市 公 報

第 34 号
平成 19 年 4 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4
○ 伊勢市副市長の定数を定める条例	9
○ 伊勢市支所設置条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市職員給与条例及び伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市子育て支援センターきらら館条例	17
○ 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例	20
○ 伊勢市男女共同参画推進条例	22
○ 伊勢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市大湊市民ホール条例を廃止する条例	33
○ 伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	42
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	46
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	48
規 則	
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	51
○ 伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則	57
○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	59
○ 伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	64
○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	66
○ 伊勢市事務分掌規則	71
○ 伊勢市庁舎管理規則等の一部を改正する規則	128
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部を改正する規則	151
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	153
○ 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則	155
○ 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	157
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	160
○ 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則	170
○ 伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	172
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	174
○ 伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	176
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	190
○ 伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則	205

○ 伊勢市消防団規則の一部を改正する規則	207
○ 伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則	209
○ 伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則	211
○ 伊勢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則	213
○ 伊勢市子育て支援センターきらら館条例施行規則	215
○ 伊勢市男女共同参画審議会規則	221
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	224
○ 伊勢市立伊勢図書館規則の一部を改正する規則	227
○ 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	229
議会規則	
○ 伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則	231
訓 令	
○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する規程	234
○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程	239
○ 児童手当の請求等に関する規程の一部を改正する規程	316
○ 伊勢市地域包括支援センター運営規程	318
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	323
消防訓令	
○ 伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する規程	327
○ 伊勢市消防職員の階級別等定数規程の一部を改正する規程	329
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道部処務規程の全部を改正する規程	331
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	341
○ 伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程	345
○ 伊勢市上下水道企業職員の職名に関する規程の全部を改正する規程	347
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	349
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	351
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	352
○ 伊勢都市計画の変更に伴う変更後の伊勢都市計画の図書の縦覧について	353
○ 自動車臨時運行許可番号標の無効について	354
○ 自動車臨時運行許可番号標の無効について	355
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	356
○ 平成 19 年度分固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	357
○ 平成 19 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	358
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	359
○ 道路の供用開始について	376
○ 暫定施行した条例の廃止について	378
○ 暫定施行した規則の廃止について	379
選挙管理委員会告示	

○ 三重県知事選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	380
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	381
○ 三重県知事選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	382
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	383
○ 三重県知事選挙関係	
・ 期日前投票所の設置について	384
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	385
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	386
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	387
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	388
・ 期日前投票所の設置について	389
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係	
・ 投票所の設置について	392
・ 投票管理者及びその職務代理者の選任について	395
・ 開票の場所及び日時について	398
・ 開票管理者及びその職務代理者の選任について	399
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	400
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	401
公 告	
○ 伊勢市国民保護計画の策定について	402
○ 農用地利用集積計画の作成について	403
○ 農用地利用集積計画の作成について	404
○ 犬の抑留について	405
○ 犬の抑留について	406
○ 農用地利用集積計画の作成について	407
○ 都市公園の区域変更について	408
公 表	
○ 監査委員公表	409

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊勢市地震災害警戒本部条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市地震災害警戒本部条例（平成 17 年伊勢市条例第 110 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「助役及び収入役」を「副市長」に改める。

第 3 条第 2 項後段を削る。

(伊勢市監査委員条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市監査委員条例（平成 17 年伊勢市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 195 条第 2 項」を「第 195 条第 2 項ただし書」に改める。

第 11 条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(伊勢市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改める。

第 4 条第 2 項中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「法第 109 条第 4 項（法第 109 条の 2 第 4 項又は第 110

条第4項」を「法第109条第5項（法第109条の2第5項又は第110条第5項）」に改め、同条第4号中「法第109条第5項（法第109条の2第4項又は第110条第4項）」を「法第109条第6項（法第109条の2第5項又は第110条第5項）」に改める。

（伊勢市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第6条 伊勢市特別職報酬等審議会条例（平成17年伊勢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

（市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第7条 市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第1条各号列記以外の部分中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改め、同条第2号中「助役」を「副市長」に改め、同条第3号を削る。

第4条第3項第2号中「助役」を「副市長」に改め、同項第3号を削る。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第8条 教育長の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

（伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正）

第9条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第3項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

（伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第10条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45

号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第5条第2項中「いとま」を「時間的余裕」に改める。

第14条第2項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(伊勢市市税条例の一部改正)

第11条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

(伊勢市財産条例の一部改正)

第12条 伊勢市財産条例(平成17年伊勢市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

(伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第13条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第5条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第14条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例(平成17年伊勢市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第6号中「助役」を「副市長」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第15条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条中第 1 条の改正規定、第 5 条の規定、第 10 条中第 4 条第 4 項及び第 5 条第 2 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 12 条の規定 政令で定める日。ただし、政令で定める日が公布の日以前の場合は、公布の日から施行する。

伊勢市副市長の定数を定める条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 2 号

伊勢市副市長の定数を定める条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項に基づき、本市の副市長の定数は、2 人以内とする。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 3 号

伊勢市支所設置条例の一部を改正する条例

伊勢市支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表大湊支所の項中「大湊町 783 番地 11」を「大湊町 98 番地 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市職員給与条例及び伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第4号

伊勢市職員給与条例及び伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「のうち2人までについてはそれぞれ」を「については1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第22条第2項中「、給料月額」を「、その管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「給料月額に」を「給料月額の」に改め、「割合を乗じて得た」を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 5 号

伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例

伊勢市特別会計条例（平成 17 年伊勢市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の伊勢市特別会計条例第 1 条第 8 号に規定する離宮の湯特別会計（以下「改正前の特別会計」という。）の平成 18 年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の特別会計に属する権利及び義務は、平成 18 年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の閉鎖の際に離宮の湯特別会計に属するものにあつてはその出納の閉鎖の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際に、それぞれ一般会計に帰属するものとする。

伊勢市子育て支援センターきらら館条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第6号

伊勢市子育て支援センターきらら館条例

(設置)

第1条 児童が心身共に健やかに育成されるために必要な場を提供し、かつ、子育てに関する相談に応じることにより、子育てを支援し、もって児童の福祉の増進を図るため、伊勢市子育て支援センターきらら館（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、伊勢市常磐2丁目4番40号に置く。

(実施事業)

第3条 センターは、第1条の設置の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- (2) 子育てに関する個人及び団体の活動並びに相互交流の支援に関すること。
- (3) 子育てに関する啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の対象者)

第4条 センターを使用することができる者は、小学校就学前の児童又はその保護者、子育てを支援する者等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、第5条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したときは、使用した設備、器具等を職員の指示に従い原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者が、故意又は過失により、施設、設備、器具等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第7号

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表中伊勢市立一之木保育所の項、伊勢市立中島保育所の項及び伊勢市立宮後保育所の項を削り、伊勢市立大世古保育所の項の次に次のように加える。

伊勢市立保育所きらら館	伊勢市常磐2丁目4番40号	60人
-------------	---------------	-----

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 8 号

伊勢市男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策等（第 10 条—第 15 条）

第 3 章 伊勢市男女共同参画審議会（第 16 条—第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

前文

私たちが目指す社会は、性別による差別がなく、男女それぞれがパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は、本市の重要課題のひとつです。

男女共同参画社会を実現するためには、いまだに存在する性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等男女共同参画社会の実現を妨げる要因を解消する必要があります。

さらに、男女共同参画の視点を持ち、国際化、情報化、少子高齢化等社会の急激な環境変化に速やかに対応しながら、社会のあらゆる分野において男女の人権を十分に尊重していかなければなりません。

また、男女がその個性と能力を主体的に発揮することができ、それぞれの多様な生き方が認められ、互いを思いやり、すべての人が自立する社会を目指す取組を進めることも必要となります。

このような理念から、私たちは、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画社会の形成促進を図り、男女が性別にとらわれることなく、共に生き生き

と個人の特性や能力を発揮できる伊勢市をつくるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者及び教育者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が共に生き生きと暮らすことのできる社会をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

3 この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及びその他市内で活動するすべての者をいいます。

4 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体をいいます。

5 この条例において「教育者」とは、家庭教育、学校教育、生涯教育その他あらゆる教育や学習に携わる者をいいます。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」といいます。）として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとられることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策とし、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。

- 2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び県と連携又は調整を図るとともに、他の地方公共団体

との連携に努めるものとします。

- 4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者、教育者及び関係団体との連携に努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会を確保するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立することができる職場の実現に取り組み、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

(教育者の責務)

第7条 教育者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければなりません。

(禁止事項)

第8条 すべての人は、いかなる場合においても、他人に身体的又は精神的な苦痛を与える行為が、人権を侵害する行為であることを認識し、主に次の行為をしてはなりません。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱いをすること。
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不

利益を与えること。

- (3) 配偶者、恋人その他親密な関係にある者に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又は暴力的な言動をすること。

(パートナーの日)

第9条 市民、事業者及び教育者の間に広く男女共同参画に関する理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する取組が積極的に行われるようにするため、男女が互いに思いやる日としてパートナーの日を設けます。

2 パートナーの日は、毎年8月17日とします。

3 市は、第1項で定めるパートナーの日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民、事業者及び教育者の参加を求めるものとします。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を定めなければなりません。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及び教育者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとします。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第16条において定める伊勢市男女共同参画審議会（以下この章において「審議会」といいます。）の意見を聴かなければなりません。

5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(積極的改善措置等の必要な措置)

第11条 市は、執行機関である委員会の委員、附属機関である審議会等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとします。

2 市は、事業者がその事業活動において積極的改善措置その他男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合には、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行う等適切な措置を講じるよう努めるものとします。

(苦情又は相談の申出への対応)

第12条 市長は、性別による人権侵害又は男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育者から苦情又は相談の申出があった場合には、適切な措置を講じるように努めます。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとします。

(推進体制の整備)

第13条 市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備します。

(表彰)

第14条 市長は、他の者のモデルとなる男女共同参画の推進に関する取組を行った事業者又は男女共同参画の推進に寄与した者について、審議会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

(年次報告)

第 15 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第 3 章 伊勢市男女共同参画審議会

(伊勢市男女共同参画審議会の設置)

第 16 条 本市に、伊勢市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

(所掌事務)

第 17 条 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関し、第 10 条第 4 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査及び審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長等の執行機関に対し、意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織等)

第 18 条 審議会は、委員 16 人以内で組織します。

- 2 委員の数は、男女のいずれか一方の数が 10 分の 4 未満とならないようにしなければなりません。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 市民
 - (2) 知識経験を有する者

- (3) 関係団体又は公共的団体から推薦された者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。
- 6 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定めるものとします。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「39の項」を「40の項」に改める。

別表中39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項の次に次のように加える。

38 男女共同参画審議会	日額	6,000円
--------------	----	--------

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第9号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成17年伊勢市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大湊地区コミュニティセンター

別表第1 神社地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

大湊地区コミュニティセンター	伊勢市大湊町98番地5
----------------	-------------

別表第2の1の表中「神社地区コミュニティセンター」を「神社地区コミュニティセンター、大湊地区コミュニティセンター」に改める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

伊勢市大湊市民ホール条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 10 号

伊勢市大湊市民ホール条例を廃止する条例

伊勢市大湊市民ホール条例（平成 17 年伊勢市条例第 190 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 11 号

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市道路占用料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 19 条」を「第 18 条」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部地下電線その他地下に設ける線類の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場の部の次に次のように加える。

令第 7 条第 8 号に掲げる器具	占有面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.018 を乗じて得た額
-------------------	-------------------------------	-------------------

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 12 号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第 52 条—第 54 条）」を
「第 5 章 駐車場の管
第 6 章 補則（第 52
理（第 51 条の 2—第 51 条の 11）
条—第 54 条）」に改める。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 駐車場の管理

（駐車場の管理）

第 51 条の 2 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。

（駐車場の名称等）

第 51 条の 3 駐車場の名称及び位置は、規則で定める。

（使用の許可）

第 51 条の 4 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。これを変更するときもまた同様とする。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

（使用することができる者の資格）

第 51 条の 5 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 入居者又は同居者が、自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 第40条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み及び決定)

第51条の6 前条各号に規定する要件を満たす者で、駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者の中から次条の規定により使用することができる者（以下「使用者」という。）を選考及び決定し、その旨を駐車場の使用可能日を付して当該使用者として決定した者に通知するものとする。

(使用者の選考)

第51条の7 前条第1項の申込みをした者の数が、使用することができる駐車場の設置台数を超える場合には、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、駐車場の申込者又はその同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が特に駐車場を使用させる必要があると認める者については、この限りでない。

(駐車場の使用料等)

第51条の8 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第 51 条の 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価等の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 他の駐車場又は近傍同種の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 当該駐車場について改良を施したとき。

(使用の許可の取消し)

第 51 条の 10 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が、駐車場の使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が、駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 使用者が、正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 使用者が、第 51 条の 5 に規定する使用することができる者の資格を失ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上特に必要があると認めるとき。

(準用)

第 51 条の 11 駐車場の使用については、第 51 条の 2 から前条までに定めるもののほか、第 16 条、第 22 条から第 26 条まで及び第 39 条の規定を準用する。この場合において、第 16 条見出し中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第 1 項中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「第 11 条第 5 項の入居可能日から市営住宅」とあるのは「第 51 条の 6 第 2 項の使用可能日から駐車場」と、同条第 2 項中「家賃」とある

のは「駐車場の使用料」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「市営住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と、「又は市営住宅」とあるのは「又は駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第4項中「入居者が第39条」とあるのは「駐車場の使用者が第51条の11で読み替える第39条」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、第22条中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、第23条中「入居者が市営住宅」とあるのは「駐車場の使用者が駐車場」と、第24条中「入居者は、市営住宅」とあるのは「駐車場の使用者は、駐車場」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第25条中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第26条中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「増築」とあるのは「増設」と、第39条見出し中「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条中「入居者は、市営住宅」とあるのは「駐車場の使用者は、駐車場」と読み替える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 13 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 95 条中「3,064 円」を「3,298 円」に改める。

第 131 条第 5 項中「第 36 条の 2 の 4」を「第 36 条の 2 の 3」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項第 2 号中「第 12 条第 23 項」を「第 12 条第 22 項」に改め、同条第 5 項中「第 12 条第 25 項」を「第 12 条第 24 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 法附則第 16 条第 11 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 12 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 11 項に規定する改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 7 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 改修工事が完了した年月日
- (6) 改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(平成 19 年度又は平成 20 年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第 11 条の 3 法附則第 17 条の 3 第 1 項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成 19 年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条第 2 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成 18 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 3 第 7 項に規定する特例土地に対して課する平成 20 年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条第 3 項又は第 5 項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成 19 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成 20 年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成 19 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成 20 年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成 19 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第 16 条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項中「平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附則第 19 条の 3 中「平成 20 年度」を「平成 21 年度」に改める。

附則第 20 条第 7 項中「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 20 条の 4 第 3 項中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31

日」に改める。

附則第 20 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約実施特例法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいう。)については、法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第 36 条の 2 第 4 項の規定は、前項の納税義務者(同条第 1 項又は第 3 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)附則第 20 条の 5 第 1 項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成 19 年 4 月 1 日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 19 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 18 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 14 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「から第 32 項まで、第 34 項、第 37 項又は第 38 項」を「、第 31 項、第 33 項、第 36 項又は第 37 項」に改める。

附則第 12 項中「第 15 項、第 16 項、第 35 項、第 37 項、第 41 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項、第 53 項、第 54 項、第 55 項又は第 58 項」を「第 14 項、第 15 項、第 32 項、第 34 項、第 38 項、第 41 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項から第 52 項まで若しくは第 55 項」に、「第 38 項」を「第 37 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 15 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務政策委員会（定数 12 人）

検査室、総務部、財務政策部、生活部、消防本部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項

教育民生委員会（定数 11 人）

環境部、健康福祉部、厚生福祉事務所、市立伊勢総合病院及び教育委員会の所管に属する事項

産業建設委員会（定数 11 人）

産業部、観光交通部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

第 7 条第 1 項を次のように改める。

常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中における常任委員会委員の選任は、議長の指名によることができる。

第 22 条第 1 項中「昭和 22 年法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 30 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同

項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 3 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号、様式第 9 号及び様式第 10 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

（受給資格者の住所・氏名） 様
（保護者等の住所・氏名） 様

伊勢市長

印

福祉医療費受給資格欠格事由（却下）通知書

（種別）

- 1 心身障害者（一般・65心障）
- 2 一人親家庭等
- 3 乳幼児
- 4 その他

医療費助成申請の対象者 _____

上記の者に係る福祉医療費受給資格につきましては、審査の結果、下記の理由により該当となりませんので通知します。

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

理 由	<input type="checkbox"/> 伊勢市内に住所を有しない。 <input type="checkbox"/> 医療保険による給付の対象でない。 <input type="checkbox"/> 対象者としての要件に該当しない。 <input type="checkbox"/> 本人又は保護者等の所得が所得制限を超える。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----	---

様式第9号（第10条関係）

医療費助成金交付決定通知書

伊勢市長 印

さきに申請のありました上記医療助成金について審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

- 1 振込場所
- 2 助成の金額

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

診療年月	診療を受けた病院名・科目	医療費	食事療養費	証明書料	助成金額(合計)
合		計			

◎住所、健康保険証、振込口座等の内容に変更があった場合は、市役所本庁・各支所まで届出をお願いします。

第 号
年 月 日

(受給資格者の住所・氏名) 様
(保護者等の住所・氏名) 様

伊勢市長

印

福祉医療費助成申請却下決定通知書

(種別)

- 1 心身障害者 (一般・65 心障)
- 2 一人親家庭等
- 3 乳幼児
- 4 その他

医療費助成申請の対象者 _____

上記の者に係る福祉医療費の助成申請につきましては、審査の結果、下記の理由により助成できませんから通知します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、伊勢市長に対して異議申立てすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に伊勢市を被告として (訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。)、提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

番号	診療年月	医療機関等の名称	診療科	区分	証明点数等
1	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
2	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
3	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
4	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
5	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	

(注) 証明点数等の単位は、医科・歯科・調剤薬局は点とし、それ以外は円とする。

理 由	<input type="checkbox"/> 資格取得前の医療費の申請	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 資格喪失後の医療費の申請	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 同月内の重複申請	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 医療費助成済	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 本人負担金 (助成限度額) 以下	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> その他 ()	該当番号	・	・	・

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 4 号

伊勢市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市道路占用等に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「令第 19 条」を「令第 18 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 5 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

救 急 出 場 報 告 書

整理番号		救急票番号	
出場年月日	年 月 日(曜日)		
出場署所	1 本署 2 西分署 3 小俣分署 4 玉城出張所 5 二見出張所 6 度会出張所 7 北出張所 8 その他		
救急隊	1 本署高規隊 2 本署 3 西 4 小俣 5 玉城 6 二見 7 度会 8 北 9 その他		
受令場所	1 待機中 2 現場 3 搬送先 4 帰署(所)途上 5 署(所)外活動中 6 警備中 7 その他		
覚知方法	1 119番 2 駆け付け 3 加入電話 4 警察電話 5 自己覚知 6 高速道路株式会社 7 その他		
出場地区	1 伊勢市 4 玉城町 6 度会町 7 明和町 8 多気町 9 鳥羽市 10 志摩市 13 大紀町 14 南伊勢町 15 その他()		
救急概要	署(所)～現場		km
	総距離		km
事故発生場所			
出場場所			
活動区分	搬送	1 傷病者搬送(計 人) 2 医師搬送 3 資機材搬送 4 その他()	
	不搬送	100 緊急性なし 101 傷病者なし 102 拒否 103 酔酲 104 死亡 105 現場処置 106 誤報・いたずら 107 その他() 108 回復 109 搬送後 110 立ち去り	
事故発生場所	住 宅	1 居間 2 応接室 3 寝室等 11 廊下 12 通路 13 玄関等 21 階段 22 踊場 31 便所 41 浴室 42 シャワー室 43 洗面所 51 台所 52 食堂 61 エレベーター内 71 屋根 72 屋上 73 物干し台 74 ベランダ 75 パルコニー等 81 庭 82 テラス 83 敷地内の空地 91 物置 92 地下室 93 車庫 101 その他()	
	公衆出入の場所	201 劇場 202 映画館 203 演芸場 204 観覧場 206 公会堂 207 集会場 208 会議場 211 キャバレー 212 カフェ 213 ナイトクラブ 216 ダンスホール 217 ボーリング場 218 ゲームセンター 219 パチンコ等 221 待合 222 料理店 223 飲食店 226 デパート 231 マーケット 232 店舗 233 展示場 234 修理業の店舗 235 はり灸業 236 マッサージ業 237 接(整)骨院 241 旅館 242 ホテル 243 宿泊所 244 バンガロー 251 病院 256 診療所 257 医院 261 老人ホーム 262 介護老人保健施設 266 幼稚園 267 保育園 274 特別支援学校 281 小学校 282 中学校 283 高等学校 284 大学校 285 各種学校 286 塾 287 図書館 288 美術館 289 博物館 290 郷土館 291 記念館 292 画廊 296 公衆浴場 297 蒸気浴場31 298 熱気浴場 301 駅舎 302 電車内 305 空港滑走路 306 空港誘導路 307 ヘリポート 311 寺 312 神社 313 教会 314 斎場 315 墓地 316 映画スタジオ 317 テレビスタジオ 321 駐車場 322 車庫 326 地下街 327 地下通路 328 ビル地下売店 331 野球場 332 ラグビー場 333 競技場 334 道場 335 スポーツ施設 336 屋内プール 337 屋外プール 341 官公庁 342 金融機関 343 その他()	
	仕事場	401 工場(敷地を含む) 411 屋内作業所 421 屋外作業所 431 屋内建設現場 432 屋内建築現場 441 屋外建設現場 442 屋外建築現場 451 作業所の事務所 461 地下室工場 462 地下室作業所 463 地下室事業所 464 地下室倉庫 471 飛行機格納庫 472 ヘリ格納庫 481 倉庫 491 その他の仕事場	
	道 路	601 一般道路 602 一般道路歩道 603 一般道路歩道橋 604 一般道路地下道 611 交差点 612 信号交差点 621 伊勢自動車道上り 622 伊勢自動車道下り 631 二見ライン上り 632 二見ライン下り 641 スカイライン	
	そ の 他	801 公園 802 庭園 803 児童公園 804 遊歩道 811 公共用広場 821 空地河川敷 822 空地堤防 823 空地更地 831 河川 832 運河 833 池 834 沼 835 貯水池 841 山 842 森林 843 原野 844 ゴルフ場 851 農地田 852 農地畑 861 海 871 軌道敷 872 踏切 881 その他()	
事故種別	1 火災 2 自然災害 3 水難 4 交通 5 労働災害 6 運動競技 7 一般負傷 8 加害 9 自損行為 10 急病 11 その他(転院) 12 その他(医師搬送) 13 その他(資機材搬送) 14 その他		
覚知時刻	時 分	出場時刻	時 分
指令時刻	時 分	現着時刻	時 分
転院元医療機関名	理由		1 ベッド満床 2 専門外 3 医師不在 4 手術中 5 処置困難 6 理由不明 7 その他()
隊長	()		救急員 ()
機関員	()		受話者 () 通報者 ()
他隊連携	1 高規隊(隊) 2 救急隊(隊) 3 指揮隊(隊) 4 救助隊(隊) 5 警防隊(隊) 32 その他() 33 連携なし		救助完了時刻 時 分
事後検証	1 未実施 10 実施(軽症) 11 実施(中等症) 12 実施(重症) 13 実施(死亡) 20 実施(軽症・救助有) 21 実施(中等症・救助有) 22 実施(重症・救助有) 23 実施(死亡・救助有)		

救護者No. ()		概 要				同乗者		0 なし 1 医師 2 保健師 3 助産師 4 看護師 5 警察官 6 家族 8 その他 ()		
住 所										
フリガナ				性 別		生 年 月 日		年 齢		
氏 名		1 男 2 女		M・T・S・H 年 月 日		年 齢 区 分		1 新生児(28日未満) 2 乳幼児(7歳未満) 3 少年(18歳未満) 4 成人(65歳未満) 5 老人(満65歳以上)		
職 業	1 主婦 2 大学生 3 短大生 4 各種学校生		5 高等専門学校 6 高校生 7 中学生 8 小学生		9 その他の無職 10 公務員 11 会社員 12 農林漁業		13 医療関係 14 自由業 15 自営業 16 団体職員		17 サービス業 18 労務者 19 理・美容師 20 店員	
	21 パート 22 その他の職業 23 不明						収 容 病 院			
							1 山田赤十字病院			
							2 市立伊勢総合病院			
						4 その他()				
						選 定 経 過		連絡開始時刻 時 分		
								決 定 時 刻 時 分		
収 容 病 院 診 療 科 目						そ の 他 の 通 報				
1 外科 2 脳神経外科 3 胸部外科 4 形成外科 5 整形外科 6 内科 7 脳神経内科 8 小児科 9 産婦人科 10 精神神経科 11 耳鼻咽喉科 12 眼科 13 皮膚科 14 泌尿器科 15 循環器科 16 口腔外科 17 呼吸器科 18 消化器科 19 呼吸器外科 20 心臓外科 21 整骨院 22 その他						傷 病 程 度				
						1 死亡 2 重症 3 中等症 4 軽症 5 その他() 入院・帰宅 間 (月 日 時 分死亡)				
心肺蘇生法開始時刻		搬送開始時刻		病院到着時刻		収容時刻		傷 病 名		
時 分		時 分		時 分		時 分		コード()		
市民応急手当		有 ・ 無		応急手当の実施内容(口頭指導欄番号)						
市 民 応 急 手 当 実 施 者		10 家族 20 警察官 30 医師 31 保健師 32 助産師 33 看護師 34 放射線技士 35 薬剤師 36 理学療法士 37 作業療法士 38 臨床検査師 39 衛生検査師 40 視能訓練士 41 臨床工学士 42 義肢装具士 43 救急救命士 44 歯科医師 45 歯科衛生士 46 歯科技工士 47 医療従事者 50 一般市民 60 消防関係者 70 関係者 80 不明 90 なし								
救 急 隊 応 急 処 置		1 止血 2 固定 3 人工呼吸 4 心臓マッサージ 5 心臓マッサージ自動 6 心肺蘇生 7 心肺蘇生(自動) 8 酸素吸入 9 気道確保 10 気道確保(経鼻エアウエイ) 11 気道確保(喉頭鏡、鉗子等) 12 気道確保(特定行為) 13 保温 14 被覆 15 在宅療法(中心静脈栄養管理・化学療法) 16 在宅療法(気管切開孔又は気管瘻・人工肛門等) 17 在宅療法(15・16以外) 18 ショックパンツ 19 除細動 20 静脈路確保 21 その他 22 血圧測定 23 心音呼吸音等 24 血中酸素飽和度 25 心電図 26 心電図(伝送) 27 気管挿管 28 静脈路確保(薬剤)								
資 機 材		1 使用せず 2 体温計 3 検眼ライト 4 自動式人工呼吸器 5 手動式人工呼吸器 6 人工呼吸器 7 酸素吸入器 8 酸素マスク(普) 9 酸素マスク(低) 10 酸素マスク(高) 11 酸素マスク(鼻) 12 吸引器 13 副子 14 三角巾 15 包帯 16 ばんそうこう 17 ガーゼ 18 止血帯 19 タオル 20 毛布 21 在宅医療継続器具 22 静脈確保セット 23 除細動器 24 食道閉鎖式エアウエイ 25 経鼻エアウエイ 26 口腔エアウエイ 27 心電図 28 心電図伝送 29 SPO ² 30 聴診器 31 自動血圧計 32 手動血圧計 33 ショックパンツ 34 喉頭鏡 35 マギール鉗子 36 舌鉗子 37 自動式心臓マッサージ器 38 カーディオポンプ 39 スクープ担架 40 布担架 41 折りたたみ担架 42 サージカルテープ 43 ネット包帯 44 各種消毒薬 45 生理食塩水 46 臍帯クリップ 47 感染防止マスク 48 感染防止衣 49 ディスポグローブ 50 滅菌グローブ 51 はさみ 52 バイトブロック 53 開口器 54 救急シート 55 洗眼器 56 ネックカラー 57 陰圧式固定器具 58 ブランケット 59 CPRボード 60 シューカバー 61 その他() 62 気管内チューブ 63 薬剤								
初回除細動実施時刻		時 分		除 細 動 施 行 回 数		回				
救急救命処置		1 未実施 2 食道閉鎖式エアウエイ 3 食道閉鎖式エアウエイ・IV 4 食道閉鎖式エアウエイ・DC・IV 14 IV 15 DC・IV 16 DC 17 食道閉鎖式エアウエイ・DC 21 その他() 22 気管挿管 23 気管挿管・DC 24 気管挿管・DC・IV 25 気管挿管・IV 26 食道閉鎖式エアウエイ・DC・IV(薬剤) 27 食道閉鎖式エアウエイ・IV(薬剤) 28 DC・IV(薬剤) 29 IV(薬剤) 30 気管挿管・DC・IV(薬剤) 31 気管挿管・IV(薬剤)								
指 示 助 言		1 有(観察) 2 有(処置) 3 有(搬送) 4 有(その他) 5 有(観察・処置) 6 有(観察・搬送) 7 有(観察・その他) 8 有(処置・搬送) 9 有(処置・その他) 10 有(搬送・その他) 11 有(観察・処置・搬送) 12 有(観察・処置・その他) 13 有(観察・搬送・その他) 14 有(処置・搬送・その他) 15 有(観察・処置・搬送・その他) 20 なし								
指 示 助 言 者		医 療 機 関 名		医 師 名		医 師		転 送 回 数 回		
口 頭 指 導 員		職 員 コード()								
口 頭 指 導		1 なし 2 心肺蘇生 3 人工呼吸 4 心臓マッサージ 5 気道異物 6 熱傷 7 止血・指趾切断 8 気道異物・心肺蘇生 9 気道異物・人工呼吸 10 気道異物・心臓マッサージ 11 熱傷・心肺蘇生 12 熱傷・人工呼吸 13 熱傷・心臓マッサージ 14 止血・指趾切断・心肺蘇生 15 止血・指趾切断・人工呼吸 16 止血・指趾切断・心臓マッサージ 17 その他() 18 心臓マッサージ・AED 19 気道異物・心肺蘇生・AED 20 気道異物・心臓マッサージ・AED 21 熱傷・心肺蘇生・AED 22 熱傷・心臓マッサージ・AED 23 止血・指趾切断・心肺蘇生・AED 24 止血・指趾切断・心臓マッサージ・AED								
転 送 先 医 療 機 関 名		応 急 処 置 の 有 無		理 由		1 ベッド満床 2 専門外 3 医師不在 4 手術中 5 処置困難 6 理由不明 7 その他()				
転 送 理 由										
備 考		62								

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 6 号

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保健福祉会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊勢市小俣北部保健福祉会館の項中「及び祝日の翌日」を削り、「12 月 28 日から 1 月 4 日まで」を「12 月 29 日から 1 月 3 日まで」に改める。

別表第 2 「伊勢市小俣本町保健福祉会館」の項中「430,000 円」を「毎年度予算に定める額以内の額」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する

規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 7 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(伊勢市庁舎管理規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市庁舎管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「助役室」を「副市長室」に改め、「収入役室」を削る。

(市長及び収入役の職務代理者の順位に関する規則の一部改正)

第 2 条 市長及び収入役の職務の代理者の順位に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び収入役」を削る。

第 1 条中「並びに法第 170 条第 5 項及び第 6 項の規定による収入役の職務代理者」を削る。

第 2 条各号列記以外の部分中「吏員」を「職員」に改める。

第 3 条の見出し中「職務代理吏員」を「職務代理職員」に改め、同条各号列記以外の部分中「事務吏員」を「職員」に改める。

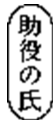

第 4 条及び第 5 条を削る。

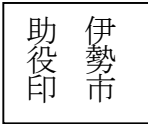
(伊勢市公印規則の一部改正)

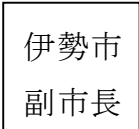
第 3 条 伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

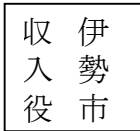
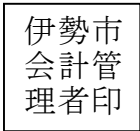
第 14 条第 2 項中「助役印及び収入役印」を「副市長印及び会計管理者印」に改める。



別表市長職務代理者印(市長職務代理者の氏)項中

「」を「」に

改め、同表助役印の項中「助役印」を「副市長印」に、 を

「 に、「助役名」を「副市長名」に改め、収入役印の項中

「収入役印」を「会計管理者印」に、 を  に、

「収入役名」を「会計管理者名」に改め、 を  に改

め、同表収入役職務代理者印の項を削る。

(伊勢市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員安全衛生管理規則（平成17年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「助役」を「副市長」に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「助役」を「副市長」に改める。

(伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年伊勢市規則第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第9条中「助役」を「副市長」に改める。

第13条（見出しを含む。）、第30条第5項及び第31条第4項中「調製」を「作成」に改める。

様式第2号の2（付記）1中「調製」を「作成」に改める。

（伊勢市市税条例施行規則の一部改正）

第7条 伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「市吏員」を「市職員」に改める。

（伊勢市契約規則の一部改正）

第8条 伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

（伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部改正）

第9条 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

（伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正）

第10条 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成17年伊勢市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第18条中「農業集落排水事業分担金調査吏員証」を「農業集落排水事業分担金調査職員証」に、「農業集落排水事業分担金徴収吏員証」を「農業集落排水事業分担金徴収職員証」に改める。

（伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則の一部改正）

第11条 伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（平成17年伊勢市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 8 号

伊勢市事務分掌規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 本庁

第 1 節 組織（第 3 条—第 5 条）

第 2 節 事務分掌（第 6 条—第 9 条）

第 3 節 職及び職務（第 10 条—第 22 条）

第 3 章 出先機関

第 1 節 総合支所の事務分掌（第 23 条・第 24 条）

第 2 節 生活部に属する機関（第 25 条）

第 3 節 環境部に属する機関（第 26 条）

第 4 節 産業部に属する機関（第 27 条）

第 5 節 健康福祉部に属する機関（第 28 条—第 30 条）

第 6 節 出先機関の職及び職務（第 31 条・第 32 条）

第 4 章 雑則（第 33 条—第 37 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、市長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織、事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

（組織の区分）

第 2 条 前条の組織は、本庁及び出先機関に分けるものとする。

2 「本庁」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 伊勢市行政組織条例（平成 18 年伊勢市条例第 66 号。以下「条例」

という。) 第 1 条に規定する部及び室

(2) 条例第 2 条第 1 項に規定する伊勢市厚生福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 171 条第 5 項の規定に基づき設ける会計課

3 「出先機関」とは、伊勢市役所総合支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 15 号）の規定により設置された総合支所（以下「総合支所」という。）、伊勢市支所設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 16 号）第 1 条の規定により設置された支所（以下「支所」という。）及び法第 244 条第 1 項の規定により設置された公の施設に設けられた機関をいう。

第 2 章 本庁

第 1 節 組織

（部の内部組織）

第 3 条 部の事務を分掌させるため、次に掲げる課及び係を設置する。

総務部

秘書課 秘書係

総務課 庶務係 情報公開係 市史編さん係

広報広聴課 広報係 広聴係

職員課 人事係 給与厚生係 人材育成係

管財契約課 契約係 庁舎管理係

電算システム課 情報推進係 電算システム係

危機管理課 危機管理係 防災係 防犯係

財務政策部

財政課 財政係

課税課 税務係 市民税係 固定資産税係

収税課 徴収第一係 徴収第二係

行政経営課 政策係 行政改革推進係 統計係

生活部

市民参画交流課 市民参画交流係 男女共同参画係 国際交流係

地域内分権推進課 地域内分権推進係

戸籍住民課 届出係 証明係

人権政策課 管理係 人権啓発係

合併調整室

環境部

環境課 環境政策係 環境保全係 生活衛生係

資源循環課 計画係 ごみ減量推進係

清掃課 庶務係 収集第一係 収集第二係

健康福祉部

健康課

医療保険課 福祉医療係 国民健康保険給付係 国民健康保険料係

国民年金係

介護保険課 介護給付係 介護認定係 介護保険料係

生活支援課 福祉総務係 支援係

こども課 保育係 こども育成係

長寿課 長寿係 地域包括支援センター

障がい福祉課 障がい福祉係

産業部

商工労政課 商工係 労政係

企業誘致課 企業誘致係

産業支援センター準備室 企画調整係

農林課 管理係 農林係 耕地係

水産課 水産係 漁港係

観光交通部

観光企画課 観光振興係 誘客宣伝係

観光事業課 事業係

交通政策課 交通政策係 交通システム係 交通安全係

都市整備部

監理課 庶務係 経理係 企画調整係

都市計画課 都市計画係 開発調整係 市街地整備係

基盤整備課 道路係 街路公園係 河川係

維持課 管理係 維持係 補修係

用地課 用地係 財産管理係 境界係

建築住宅課 住宅係 建築係 営繕係

宮川・横輪川改修対策室

上下水道部

上下水道総務課 庶務係 経理係

料金課 上下水道料金係 下水道負担金係

下水道建設課 雨水施設整備係

下水道施設管理課 施設維持係 排水設備係

(グループの設置等)

第4条 健康福祉部健康課に、その所掌する事務を処理させるため、必要に応じグループを置く。

2 健康福祉部長は、前項の規定により健康福祉部健康課にグループを置き、又は改廃しようとするときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

(会計課の設置)

第5条 法第171条第5項に規定する会計管理者の権限に属する事務を処理し、及び市長の権限に属する事務の一部を処理させるため、次の課を

置き、課に係を置く。

会計課 出納係 審査係

第2節 事務分掌

(事務分掌)

第6条 検査室並びに部の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

検査室

- (1) 工事の検査に関すること。
- (2) 工事に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 工事設計基準の調査及び工事設計に係る調整に関すること。

総務部

秘書課

秘書係

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 儀式及び表彰に関すること。
- (3) 名誉市民及び市民栄誉賞に関すること。
- (4) 市長会に関すること。
- (5) 三重県自治会館組合との連絡調整に関すること。

総務課

庶務係

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 行政手続に関すること。
- (3) 市の廃置分合及び境界変更の手続に関すること。
- (4) 町又は字の名称及び区域に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 公平委員会に関すること。
- (7) 議会の招集及び議案に関すること。

- (8) 公告式及び公示に関すること。
- (9) 条例、規則等の審査及び公布に関すること。
- (10) 例規類集の編集に関すること。
- (11) 公報の編集発行に関すること。
- (12) 文書の収受、配布及び発送に関すること。
- (13) 市長の事務の引継ぎに関すること。
- (14) 不服申立て及び訴訟の総括に関すること。
- (15) 議会及び他の執行機関との連絡調整に関すること。
- (16) 課の庶務に関すること。
- (17) 部内の調整に関すること。
- (18) 他の部課に属しないこと。

情報公関係

- (1) 情報公開に係る総括に関すること。
- (2) 個人情報保護に係る総括に関すること。
- (3) 文書の編さん、保存及び廃棄並びに文書の管理改善に関する
こと。

市史編さん係

- (1) 市史編さんに係る企画及び研究に関すること。
- (2) 市史編さんに係る資料収集及び市史の刊行に関すること。
- (3) 市史編さん委員会に関すること。
- (4) その他市史編さんに関すること。

広報広聴課

広報係

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 広報紙の発行に関すること。
- (3) 広報番組の制作に関すること。

- (4) ホームページの運用に関する事。
- (5) 報道機関との連絡調整に関する事。

広聴係

- (1) 広聴活動に関する事。
- (2) 市民相談に関する事。
- (3) 市政に対する要望等の連絡調整に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

職員課

人事係

- (1) 職員の定数及び配置に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関する事。
- (3) 人事管理制度及び人事管理計画に関する事。
- (4) 職員の服務その他身分に関する事。
- (5) 職員団体に関する事。
- (6) 行政組織に関する事。
- (7) 特別職の任免及び委嘱の手續に関する事。
- (8) その他職員の人事に関する事。

給与厚生係

- (1) 給与管理制度及び給与管理計画に関する事。
- (2) 職員の給与及び旅費に関する事。
- (3) 特別職の報酬等に関する事。
- (4) 特別職報酬等審議会に関する事。
- (5) 所得税源泉徴収に関する事。
- (6) 退隠料及び扶助料に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 職員の安全衛生及び健康管理に関する事。

- (9) 職員安全衛生委員会に関する事。
- (10) 職員の公務災害補償に関する事。
- (11) 三重県市町村職員共済組合に関する事。
- (12) 伊勢市職員共済会に関する事。
- (13) その他職員の給与及び福利厚生に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

人材育成係

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 職員として必要とされる知識、技能、態度その他の基礎的教養に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (3) その他職員の人材育成に関する事。

管財契約課

契約係

- (1) 契約事務の指導及び総括に関する事。
- (2) 入札参加資格申請の審査及び登録に関する事。
- (3) 建設工事等指名入札参加資格審査委員会に関する事。
- (4) 建設工事等の入札及び請負契約に関する事。
- (5) 建設工事等の契約状況の総括に関する事。
- (6) 共通物品の購入に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

庁舎管理係

- (1) 市有財産の調査及び総括に関する事。
- (2) 借地及び借家の総括に関する事。
- (3) 市有建物の保全及び損害保険に関する事。
- (4) 財産台帳の総括に関する事。
- (5) 備品管理の総括に関する事。

- (6) 不用品の処分に関する事。
- (7) 寄附の取扱いに関する事。
- (8) 吹上駐車場の管理に関する事。
- (9) 市民ホールの管理に関する事。
- (10) 戦災復興記念会館の管理に関する事。
- (11) 朝熊ふれあい会館に関する事。
- (12) 公舎事務の総括に関する事。
- (13) 庁舎管理の総括に関する事。
- (14) 庁舎の機械設備、電気設備及び電話設備並びに電話交換業務に関する事。
- (15) 庁舎内の取締りに関する事。
- (16) 守衛に関する事。
- (17) 執務時間外における埋火葬許可申請の受付に関する事。
- (18) 執務時間外における文書又は物品の収受、保管その他軽易な事項に関する事。
- (19) 車両の点検、整備及び保全管理に関する事。
- (20) 車庫の整備及び管理に関する事。
- (21) 車両保全に係る運転者の指導及び監督に関する事。
- (22) 車両の点検整備に係る運行可否の判定又は決定に関する事と。
- (23) 交通事故に係る示談の指導に関する事。
- (24) 車両の損害保険に関する事。
- (25) 共用車両の予約及び配車に関する事。
- (26) 共用車両の保全管理に関する事。

電算システム課

情報推進係

- (1) 地域情報化の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 地域情報システムの開発及び運用に関すること。
- (3) 高度情報化の企画及び推進に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

電算システム係

- (1) 電子計算機事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 電子計算機事務の管理運営に関すること。
- (3) 電子計算機処理に係るデータの保護管理に関すること。
- (4) 事務の機械化に関すること。
- (5) その他電子計算機事務に関すること。

危機管理課

危機管理係

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 国民の保護に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

防災係

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 地域防災計画作成の統括に関すること。
- (3) 災害対策本部の統括に関すること。
- (4) 地震災害警戒本部に関すること。
- (5) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (6) 防災知識の普及及び啓発に関すること。
- (7) 防災行政無線の管理運営に関すること。
- (8) その他防災に係る総合調整に関すること。

防犯係

- (1) 防犯推進協議会に関すること。

- (2) 防犯意識の啓発に関する事。
- (3) 自主防犯活動の推進に関する事。
- (4) 防犯関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) 防犯灯の維持管理に関する事。
- (6) その他防犯に関する事。

財務政策部

財政課

財政係

- (1) 予算編成に関する事。
- (2) 歳入歳出予算の配当令達に関する事。
- (3) 予算執行の統制及び指導に関する事。
- (4) 財政調査及び財政計画に関する事。
- (5) 地方交付税、地方譲与税及び交付金（課税課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 市債に関する事。
- (7) 一時借入金に関する事。
- (8) 基金（積立金）及び債権の管理に関する事。
- (9) 財政状況の公表に関する事。
- (10) 決算に関する事。
- (11) その他財政に関する事。

課税課

税務係

- (1) 市税制の企画及び調査研究に関する事。
- (2) 市税の啓発に関する事。
- (3) 税務事務の連絡調整に関する事。
- (4) 市税の調定及び収入経理に関する事。

- (5) 市税の諸証明に関する事。
- (6) 県民税の払込みに関する事。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (8) 軽自動車税の調査及び賦課に関する事。
- (9) 税務標識の取扱いに関する事。
- (10) 市たばこ税の調査及び賦課に関する事。
- (11) 入湯税の調査及び賦課に関する事。
- (12) 市税の賦課徴収に関する異議申立ての処理に関する事。
- (13) 税外収入金に関する事。
- (14) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (15) 課の庶務に関する事。

市民税係

- (1) 市民税の調査及び賦課に関する事。
- (2) 県民税の調査及び賦課に関する事。
- (3) 市民税の減免及び延納に関する事。
- (4) その他市県民税に関する事。

固定資産税係

- (1) 土地、家屋及び償却資産の評価に関する事。
- (2) 固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税の調査及び賦課に関する事。
- (3) 固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税の減免及び延納に関する事。
- (4) 土地、家屋及び償却資産の課税台帳に関する事。
- (5) その他固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税に関する事。
- (6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金その他の交付金（財政

課の所管に属するものを除く。)及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金に関すること。

収税課

徴収第一係

- (1) 市税（県民税を含む。以下同じ。）及び税外収入金（各課で処理するものを除く。以下同じ。）の徴収に関すること。
- (2) 市税の催告に関すること。
- (3) 市税の徴収猶予に関すること。
- (4) 市税の滞納処分に関すること。
- (5) 市税の滞納処分の執行停止に関すること。
- (6) 市税の不納欠損処分に関すること。
- (7) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び税外収入金の窓口収納に関すること。
- (9) 収納金の払込みに関すること。
- (10) 嘱託職員の徴収業務に関すること。
- (11) 三重地方税管理回収機構に関すること。

徴収第二係

- (1) 市税及び税外収入金の徴収に関すること。
- (2) 市税の消込みに関すること。
- (3) 市税及び税外収入金の収納整理に関すること。
- (4) 市税及び税外収入金の収入に関すること。
- (5) 市税の督促状の発行に関すること。
- (6) 市税及び税外収入金の過誤納金に関すること。
- (7) 市税及び税外収入金の口座振替に関すること。
- (8) 市税の納付の督促に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

行政経営課

政策係

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 市政の基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (3) 地域審議会に関すること。
- (4) 伊勢志摩地区広域市町村圏協議会に関すること。
- (5) 経営戦略会議に関すること。

行政改革推進係

- (1) 行財政改革に関する総合的かつ基本的な事項の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 行財政改革の総合調整に関すること。
- (3) 行政改革推進委員会に関すること。

統計係

- (1) 指定統計調査に関すること。
- (2) 諸統計調査に関すること。
- (3) 統計資料の分析に関すること。
- (4) 市勢統計要覧の編集発行に関すること。
- (5) 世論調査に関すること。
- (6) 統計調査員に関すること。
- (7) その他統計に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。
- (9) 部内の調整に関すること。

生活部

市民参画交流課

市民参画交流係

- (1) 市民活動及び自治会活動の支援に関すること。
- (2) 市民活動に関する調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) 市民活動センターの管理に関すること。
- (4) 地域振興に関すること。
- (5) 地区コミュニティセンターに関すること。
- (6) 農村環境改善センターに関すること。
- (7) 地縁による団体に関すること。
- (8) 地区連絡員に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。
- (10) 部内の調整に関すること。
- (11) 部内他課の主管に属しないこと。

男女共同参画係

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関する団体との連絡調整に関する
こと。
- (4) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

国際交流係

- (1) 国際化施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。

地域内分権推進課

地域内分権推進係

- (1) 地域内分権に関する総合的かつ基本的な事項の企画及び立案
並びに推進に関すること。
- (2) 地域内分権の総合調整に関すること。
- (3) 自治会に関すること。

戸籍住民課

届出係

- (1) 住民基本台帳に係る届出の受付及び記録等に関する事。
- (2) 戸籍に係る届出の受付及び記録等に関する事。
- (3) 埋火葬の許可に関する事。
- (4) 人口動態調査に関する事。
- (5) 死産の届出の受理に関する事。
- (6) 相続税法(昭和25年法律第73号)による通知に関する事。
- (7) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格に関する事。
- (8) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者証の交付整理に関する事。
- (9) 住民異動に伴う介護保険被保険者の資格に関する事。
- (10) 住民異動に伴う国民年金被保険者の資格に関する事。
- (11) 住民異動に伴う老人保健法(昭和57年法律第80号)の医療の資格に関する事。
- (12) 住民異動に伴う福祉医療費の資格に関する事。
- (13) 住民異動に伴う児童手当の資格の整理に関する事。
- (14) 住民異動に伴う小学校及び中学校の転入学に関する事。
- (15) 犯歴等関係名簿に関する事。
- (16) 住居表示に関する事。
- (17) 住居表示審議会に関する事。
- (18) 支所の総括に関する事。
- (19) 課の庶務に関する事。

証明係

- (1) 住民基本台帳に係る証明書の交付に関する事。
- (2) 住民基本台帳の閲覧に関する事。

- (3) 戸籍に係る証明書の交付に関する事。
- (4) 印鑑の登録及び証明に関する事（法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体に係るものを除く。）。
- (5) 住所に付随する証明に関する事。
- (6) 身分証明に関する事。
- (7) 他の課に属しない諸証明に関する事。
- (8) 外国人登録に関する事。
- (9) 公的個人認証に関する事。
- (10) 自衛官の募集に関する事。

人権政策課

管理係

- (1) 人権施策の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 同和問題その他の人権問題の解決を図るための事業の推進に関する事。
- (3) 人権施策審議会に関する事。
- (4) 人権施策推進協議会に関する事。
- (5) 隣保館その他課の所管に属する施設に関する事。
- (6) その他人権施策に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

人権啓発係

- (1) 人権啓発に関する事。
- (2) 人権問題に関する調査研究に関する事。
- (3) 非核平和に関する事。

合併調整室

- (1) 合併に係る諸問題の整理、調整及び解決に関する事。

環境部

環境課

環境政策係

- (1) 環境基本計画、一般廃棄物処理計画、生活排水対策推進計画等環境政策の総合企画に関すること。
- (2) 環境管理システムの推進に関すること。
- (3) 環境審議会等の事務の取扱いに関すること。
- (4) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）に関すること。
- (5) 新エネルギーに関する調査研究及び啓発に関すること。
- (6) 放置自動車の発生の防止及び適正な処理の総括に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。
- (8) 部内の調整に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属しないこと。

環境保全係

- (1) 環境保全対策の調査研究及び啓発に関すること。
- (2) 環境保全対策の推進に関すること。
- (3) 生活排水対策の推進に関すること。
- (4) し尿の処理の推進及び調整に関すること。
- (5) 浄化槽の普及及び管理指導に関すること。
- (6) 一般廃棄物収集運搬業（し尿に係るものに限る。）及び浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (7) 伊勢広域環境組合との連絡調整に関すること（ごみ処理施設及び火葬場に関する事項を除く。）。
- (8) 公害に関する法律に基づく届出の受理に関すること。
- (9) 三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づく届出の受理等に関すること。

- (10) 公害に関する調査研究に関すること。
- (11) 公害防止に係る対策及び指導並びに公害に係る苦情又は紛争の処理に関すること。
- (12) その他環境保全に関すること。

生活衛生係

- (1) 規格葬儀、墓地等に関すること。
- (2) 伊勢広域環境組合との連絡調整に関すること（火葬場に関する事項に限る。）。
- (3) 害虫等の駆除及び防疫に関すること。
- (4) 狂犬病の予防に関すること。
- (5) 化製場又は死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜の処理の許可に関すること。
- (6) その他生活衛生に関すること。

資源循環課

計画係

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理計画全般に関すること。
- (2) 廃棄物減量等推進審議会等の事務の取扱いに関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業（し尿に係るものを除く。）及び一般廃棄物処分業の許可に関すること。
- (4) 伊勢広域環境組合との連絡調整に関すること（ごみ処理施設に関する事項に限る。）。
- (5) 産業廃棄物に関すること。
- (6) 不法投棄防止対策に関すること。
- (7) 一般廃棄物最終処分場に関すること。
- (8) その他廃棄物に関すること。

- (9) 課の庶務に関すること。

ごみ減量推進係

- (1) 循環型社会の形成に関する調査研究及び啓発に関すること。
- (2) ごみの処理の推進及び減量化対策に関すること。
- (3) きれいなまちづくりの推進に関すること。
- (4) ごみ集積所・資源ステーションに関すること。
- (5) リサイクルの企画、普及及び推進に関すること。
- (6) 一般廃棄物の地域啓発に関すること。
- (7) その他資源の再利用の促進に関すること。

清掃課

庶務係

- (1) ごみの収集及び分別に係る総合調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出指導に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

収集第一係

- (1) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集計画に関すること。
- (3) その他廃棄物の収集に関すること。

収集第二係

- (1) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集計画に関すること。
- (3) その他廃棄物の収集に関すること。

健康福祉部

健康課

- (1) 健康づくり事業の総合的かつ基本的な事項の企画及び立案並びに推進に関すること。

- (2) 健康づくり事業の総合調整に関すること。
- (3) 食生活その他の生活習慣の改善に関する相談及び保健指導に関すること。
- (4) 母子保健事業に関すること。
- (5) 成人及び高齢者保健事業に関すること。
- (6) 精神保健事業に関すること。
- (7) 介護予防に関すること。
- (8) 感染症の予防に関すること。
- (9) 予防接種に関すること。
- (10) 献血に関すること。
- (11) 伊勢市民健康会議に関すること。
- (12) 休日・夜間応急診療所及び救急医療対策事業に関すること。
- (13) 保健センターに関すること。
- (14) 看護学生等の実習に関すること。
- (15) その他市民の健康の保持及び増進並びに保健衛生の向上に関すること。

医療保険課

福祉医療係

- (1) 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の医療に関すること。
- (2) 福祉医療費の助成に関すること。

国民健康保険給付係

- (1) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者証の交付整理に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 保健事業に関すること。
- (5) 診療報酬の審査給付に関すること。

- (6) 国民健康保険に係る療養費、出産育児一時金及び葬祭費の審査支給に関する事。
- (7) 国民健康保険一部負担金の徴収に関する事。
- (8) その他国民健康保険に関する事。
- (9) 高額療養費資金及び出産資金の貸付に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

国民健康保険料係

- (1) 国民健康保険料（税）制度の企画及び資料の収集に関する事。
- (2) 国民健康保険料（税）の調査及び賦課に関する事。
- (3) 国民健康保険料（税）の減免及び延納に関する事。
- (4) 国民健康保険料（税）の徴収、督促及び催告に関する事。
- (5) 国民健康保険料（税）の収納整理及び消込みにに関する事。
- (6) 国民健康保険料（税）の過誤納金に関する事。
- (7) 国民健康保険料（税）の口座振替に関する事。
- (8) 国民健康保険料（税）の徴収猶予に関する事。
- (9) 国民健康保険料（税）の滞納処分にに関する事。
- (10) 国民健康保険料（税）の不納欠損処分にに関する事。
- (11) 国民健康保険料（税）の徴収囑託及び受託に関する事。
- (12) 国民健康保険料（税）の納付の督促に関する事。
- (13) 国民健康保険料（税）の窓口収納に関する事。
- (14) その他国民健康保険料（税）に関する事。

国民年金係

- (1) 国民年金被保険者の資格に関する事。
- (2) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (3) 国民年金の裁定請求書の受理に関する事。

- (4) その他国民年金に関すること。

介護保険課

介護給付係

- (1) 介護保険事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 介護保険の給付に関すること。
- (3) 介護予防支援事業所の指定等に関すること。
- (4) 地域密着型サービス事業所の指定等に関すること。
- (5) その他介護保険に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

介護認定係

- (1) 介護保険被保険者の資格に関すること。
- (2) 介護保険被保険者証の交付整理に関すること。
- (3) 介護保険の認定に関すること。
- (4) 介護認定審査会に関すること。
- (5) その他介護認定に関すること。

介護保険料係

- (1) 介護保険料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 介護保険料の減免及び延納に関すること。
- (3) 介護保険料の徴収、督促及び催告に関すること。
- (4) 介護保険料の収納整理及び消込みに関すること。
- (5) 介護保険料の過誤納金に関すること。
- (6) 介護保険料の口座振替に関すること。
- (7) 介護保険料の徴収猶予に関すること。
- (8) 介護保険料の滞納処分に関すること。
- (9) 介護保険料の不納欠損処分に関すること。
- (10) 介護保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。

- (11) 介護保険料の納付の督促に関する事。
- (12) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (13) その他介護保険料に関する事。

生活支援課

福祉総務係

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 福祉の総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 福祉のまちづくりの調整に関する事。
- (4) 福祉関係団体の育成指導に関する事。
- (5) 社会福祉事業及び社会福祉事業団体に関する事。
- (6) 福祉施設等との連絡調整に関する事。
- (7) 福祉健康センターの管理に関する事。
- (8) デイサービスセンターに関する事。
- (9) 老人福祉センターの管理に関する事。
- (10) 小俣保健センターの管理に関する事。
- (11) 保健福祉会館の管理に関する事。
- (12) ハートプラザみその管理に関する事。
- (13) なごみのやかたの管理に関する事。
- (14) 相談に関する事。
- (15) 寄贈金品に関する事。
- (16) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (17) 民生委員推薦会に関する事。
- (18) 援護関係諸資料の作成収集及び統計諸報告に関する事。
- (19) 保護金品の支払及び経理に関する事。
- (20) 災害救助及び援護物資に関する事。
- (21) 旧軍人恩給及び遺家族等援護に関する事。

- (22) 女性保護に関すること。
- (23) 福祉資金貸付事業に関すること。
- (24) 課の庶務に関すること。
- (25) 部の庶務に関すること。
- (26) 部内の調整に関すること。
- (27) 部内他課の主管に属しないこと。

支援係

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 要保護者及び要保護児童の調査及び指導に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者に関すること。

こども課

保育係

- (1) 保育の実施及び保育料に関すること。
- (2) 市立保育所に関すること。
- (3) 民間保育所に関すること。
- (4) 心身障害児通園施設に関すること。
- (5) その他保育に関すること。

こども育成係

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- (3) 家庭児童相談に関すること。
- (4) 児童の虐待の防止に関すること。
- (5) 児童館に関すること。
- (6) 児童手当に関すること。
- (7) 児童扶養手当に関すること。

- (8) 課の庶務に関すること。

長寿課

長寿係

- (1) 老人福祉に関すること。
- (2) 万亀会館に関すること。
- (3) 老人福祉センターに関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

地域包括支援センター

- (1) 虚弱高齢者の介護予防に関すること。
- (2) 高齢者の総合相談及び支援に関すること。
- (3) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (4) 要支援高齢者のケアマネジメントに関すること。
- (5) その他地域支援事業に関すること。
- (6) 在宅介護支援センターに関すること。

障がい福祉課

障がい福祉係

- (1) 身体障害者福祉に関すること。
- (2) 知的障害者福祉に関すること。
- (3) 精神障害者福祉に関すること。
- (4) 障害児福祉に関すること。
- (5) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (6) 重度身体障害者デイサービスセンターに関すること。
- (7) 障害者授産施設に関すること。
- (8) 特別障害者手当等に関すること。

産業部

商工労政課

商工係

- (1) 商工業振興の企画及び調整に関すること。
- (2) 中小企業の振興に関すること。
- (3) 貿易の振興に関すること。
- (4) 特産品の販路開拓に関すること。
- (5) 商工業団体に関すること。
- (6) 伊勢タウンマネジメント運営協議会との連絡調整に関する
こと。
- (7) 伊勢志摩総合地方卸売市場との連絡調整に関すること。
- (8) 計量に関すること。
- (9) 地代家賃及び物価に関すること。
- (10) 消費者行政に関すること。
- (11) エネルギー産業に関すること。
- (12) 通信に関すること。
- (13) その他商工業に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

労政係

- (1) 労働問題の調査研究に関すること。
- (2) 労働教育及び労働相談に関すること。
- (3) 労働者の福祉に関すること。
- (4) 勤労青少年に関すること。
- (5) 雇用及び離職者対策に関すること。
- (6) 高齢者労働能力活用事業に関すること。
- (7) 労働者、経営者等の関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 労働福祉会館に関すること。
- (9) やすらぎ公園プールに関すること。

(10) サンライフ伊勢に関する事。

(11) その他労政に関する事。

企業誘致課

企業誘致係

(1) 企業の立地及び誘致推進に関する事。

(2) 工場等誘致奨励措置指定審査委員会に関する事。

(3) 朝熊山麓産業支援用地に関する事。

産業支援センター準備室

企画調整係

(1) 産業支援センターの建設に関する事。

(2) 産業支援センターの企画調整及び管理運営に関する事。

(3) 工業振興の企画及び調整に関する事。

(4) 企業支援及び各種情報の収集、発信に関する事。

(5) 企業力の強化に関する事。

(6) 起業家の支援・育成に関する事。

(7) 産学官及び企業間交流に関する事。

(8) 関係機関との連携・調整に関する事。

(9) 室の庶務に関する事。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

農林課

管理係

(1) 農林行政の企画調整に関する事。

(2) 農林関係団体の指導及び育成に関する事。

(3) 土地改良事業の施行認可等に関する事。

(4) 農業用樋門の維持管理に関する事。

(5) 所管に属する農道、水路、ため池等の管理及び調査並びに台

帳整備に関すること。

- (6) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (7) 伊勢地域農業共済事務組合との連絡調整に関すること。
- (8) 三重県松阪食肉公社との連絡調整に関すること。
- (9) 主管する工事の請負契約に関すること。
- (10) 主管する工事に係る資材の購入及び保管に関すること。
- (11) 防災行政無線局の運用に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。
- (13) 部内の調整に関すること。
- (14) 部内他課の主管に属しないこと。

農林係

- (1) 農業生産技術の改良に関すること。
- (2) 肥料、種苗、農機具その他生産資材に関すること。
- (3) 農業金融に関すること。
- (4) 食糧調整に関すること。
- (5) 農業構造改善事業に関すること。
- (6) 農林業総合計画及び経営改善に関すること。
- (7) 畜産の振興及び技術改良に関すること。
- (8) 林業及び林業施設に関すること。
- (9) 森林に関すること。
- (10) 森林施業に伴う立入調査等の許可に関すること。
- (11) 動物の飼養及び収容の許可に関すること。
- (12) 鳥獣の飼養の登録に関すること。
- (13) 有害鳥獣駆除のための捕獲許可に関すること。
- (14) その他農林業に関すること。

耕地係

- (1) 土地改良事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 農村の整備事業に関すること。
- (3) 農業集落排水事業に関すること。
- (4) 農業用施設、林道等に係る調査、設計及び実施監督に関すること。
- (5) 農地防災事業の実施に関すること。
- (6) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。
- (7) その他農業用施設に関すること。

水産課

水産係

- (1) 水産行政の企画調整に関すること。
- (2) 水産業の技術改良及び指導に関すること。
- (3) 水産施設及び水産物に関すること。
- (4) 漁船に関すること。
- (5) 漁業権及び漁業許可に関すること。
- (6) 水産業の金融に関すること。
- (7) 水産関係団体に関すること。
- (8) 水産関係事業の調査、設計及び実施監督に関すること。
- (9) 主管する工事の請負契約及び検査に関すること。
- (10) 漂流物件及び遭難船に関すること。
- (11) その他水産業の振興に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

漁港係

- (1) 漁港の管理に関すること。
- (2) 漁港関係事業の調査、設計及び実施監督に関すること。
- (3) 主管する工事の請負契約及び検査に関すること。

- (4) 主管する工事に係る資材の購入、保管及び検収に関すること。

観光交通部

観光企画課

観光振興係

- (1) 観光振興の企画及び調整に関すること。
- (2) 観光統計に関すること。
- (3) 観光施設に関すること。
- (4) 観光関係団体（広域）に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 部内の調整に関すること。

誘致宣伝係

- (1) 観光誘致宣伝に関すること。

観光事業課

事業係

- (1) 伝統文化の活用に関すること。
- (2) 各種観光行事に関すること。
- (3) 観光関係団体（市内）に関すること。
- (4) 来訪者の接遇に関すること。
- (5) その他観光事業に関すること。

交通政策課

交通政策係

- (1) 総合交通体系に関すること。
- (2) 地域交通対策に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

交通システム係

- (1) コミュニティバス等バス運行に関すること。

- (2) 海上アクセスに関すること。

交通安全係

- (1) 交通安全対策に関すること。
- (2) 交通災害共済事業に関すること。

都市整備部

監理課

庶務係

- (1) 建設事業に係る関係機関、関係部課等との連絡調整に関する
こと。
- (2) 部の庶務に関すること。
- (3) 部内の調整に関すること。
- (4) 部内他課の主管に属しないこと。

経理係

- (1) 部の予算及び決算に関すること。
- (2) 主管する工事の請負契約に関すること。
- (3) 主管する工事に係る資材の購入及び保管に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の清算に関すること。
- (5) その他部の経理に関すること。

企画調整係

- (1) 部に関する公共事業の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 宇治山田港湾整備、勢田川対策事業及び海岸事業等の推進に
係る調査並びに関係機関及び関係各課との連絡調整に関するこ
と。
- (3) 伊勢自動車道に関すること。
- (4) 急傾斜地に関すること。
- (5) 砂防に関すること。

- (6) 公共工事のコスト縮減及び評価に関すること。
- (7) その他土木施策に係る特命事項に関すること。

都市計画課

都市計画係

- (1) 都市計画の調査及び管理に関すること。
- (2) 都市マスタープランに関すること。
- (3) 都市の景観及び緑の基本計画に関すること。
- (4) 土地利用、都市施設等都市計画の計画に関すること。
- (5) 都市計画に係る公聴会に関すること。
- (6) 都市計画審議会に関すること。
- (7) 伊勢都市計画の連絡調整に関すること。
- (8) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に関すること。
- (9) その他都市計画に関すること。

開発調整係

- (1) 土地開発事業等の調整に関すること。
- (2) 建築確認申請に関すること。
- (3) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地に関する権利の移転等及び遊休土地に関すること。
- (4) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年三重県条例第 17 号）の施行に関すること。
- (5) 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- (6) 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）に基づく届出の受理等に関すること。
- (7) その他開発行為に関すること。

市街地整備係

- (1) 市街地整備事業の調査、設計及び実施に関すること。

(2) 市街地再開発事業に関する事。

(3) 土地区画整理事業に関する事。

基盤整備課

道路係

(1) 道路及び橋梁（以下この項において「道路等」という。）の新設及び改良に関する事。

(2) 道路等の調査、設計及び実施監督に関する事。

(3) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関する事。

(4) その他道路等の整備に関する事。

街路公園係

(1) 街路及び都市公園の新設及び改良に関する事。

(2) 街路事業及び都市公園事業の調査、設計及び実施監督に関する事。

(3) 街路事業及び都市公園事業の認可に関する事。

(4) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関する事。

(5) その他街路及び都市公園の整備に関する事。

河川係

(1) 河川及び排水路（以下この項において「河川等」という。）の新設及び改良に関する事。

(2) 河川等の調査、設計及び実施監督に関する事。

(3) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関する事。

(4) その他河川等の整備に関する事。

維持課

管理係

(1) 所管に属する道路、橋梁、河川、排水路、街路、都市公園等（以下「土木施設」という。）の管理に関する事。

- (2) 土木施設の敷地占用、加工承認、使用許可等に関する事。
- (3) 土木施設の台帳整備に関する事。
- (4) ポンプ場、樋門等の管理に関する事。
- (5) 土木施設の工事等に伴う交通制限に関する事。
- (6) 市道及び準用河川の認定、変更及び廃止に関する事。
- (7) 水防に関する事。
- (8) 屋外広告物に関する事。
- (9) その他土木施設の管理に関する事。
- (10) 防災行政無線局の運用に関する事。
- (11) 公衆便所の管理に関する事。
- (12) 交通安全施設の管理に関する事。

維持係

- (1) 土木施設の改良に関する事。
- (2) 土木施設の改良に係る調査、設計及び実施監督に関する事。
- (3) 主管する工事及び業務の検査並びに資材の検収及び保管に関する事。
- (4) その他土木施設の改良に関する事。
- (5) 交通安全施設の改良に関する事。

補修係

- (1) 土木施設の補修に関する事。
- (2) 土木施設の補修に係る調査、設計及び実施監督に関する事。
- (3) 主管する工事及び業務の検査並びに資材の購入、検収及び保管に関する事。
- (4) その他土木施設の補修に関する事。
- (5) 交通安全施設の補修に関する事。

用地課

用地係

- (1) 公共用地の買収、収用及び補償並びに登記に関すること。
- (2) 公共用地の事務に係る各課との連絡調整に関すること。
- (3) 伊勢市土地開発公社との連絡調整に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく土地の有償譲渡の届出及び土地買取希望の申出に関すること。

財産管理係

- (1) 公有財産（公営企業の財産を除く。以下同じ。）の調査及び登記事務並びに処分の検討に関すること。
- (2) 未登記財産の処理指導に関すること。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 地価公示台帳の閲覧に関すること。

境界係

- (1) 市有地の境界確認に関すること。
- (2) 地籍その他地理に関すること。

建築住宅課

住宅係

- (1) 住宅施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 市営住宅（小集落改良住宅を含む。以下この項において同じ。）及び特定公共賃貸住宅の管理及び処分に関すること。
- (3) 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居及び退去に関すること。
- (4) 市営住宅入居者選考委員会に関すること。
- (5) 住宅使用料等に関すること。
- (6) 住宅新築資金等貸付事業に関すること。
- (7) まちなみ保全事業に関すること。

(8) まちなみ保全審議会に関すること。

(9) その他住宅に関すること。

建築係

(1) 市有建物の建築工事に係る調査、設計及び実施監督に関する
こと。

(2) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

(3) その他建築工事に関すること。

営繕係

(1) 市有建物の維持補修に係る調査、設計及び実施監督に関する
こと。

(2) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

(3) その他建築営繕に関すること。

宮川・横輪川改修対策室

(1) 宮川・横輪川改修に係る関係機関、関係部課等との連絡調整に
関すること。

(2) 宮川・横輪川改修に係る現地調査並びに対策に関すること。

(3) その他宮川・横輪川改修に関すること。

上下水道部

上下水道総務課

庶務係

(1) 所管に属する財産の管理に関すること。

(2) 部内の庶務に関すること。

(3) 部内の広報広聴及び調整に関すること。

(4) 部内他課の主管に属しないこと。

経理係

(1) 主管する工事の請負契約に関すること。

- (2) 主管する工事に係る資材の購入及び保管に関すること。
- (3) 部内の予算及び決算に関すること。
- (4) その他部の経理に関すること。

料金課

上下水道料金係

- (1) 二見総合支所管内における農業集落排水の使用料に関すること。

下水道負担金係

- (1) 二見総合支所管内における農業集落排水の分担金に関すること。

下水道建設課

雨水施設整備係

- (1) 都市下水路事業に係る調査、計画、設計及び実施監督に関すること。
- (2) その他都市下水路事業に関すること。
- (3) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

下水道施設管理課

施設維持係

- (1) 都市下水路施設及び二見総合支所管内における農業集落排水処理施設の維持管理及び補修に関すること。
- (2) 都市下水路施設及び二見総合支所管内における農業集落排水処理施設の台帳整備に関すること。
- (3) 道路及び河川等の占用申請に関すること。

排水設備係

- (1) 二見総合支所管内における農業集落排水処理施設の排水設備に関すること。

(会計課の事務分掌)

第7条 第5条に規定する会計課の事務分掌は、次のとおりとする。

出納係

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- (2) 小切手の振出しに関すること。
- (3) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- (5) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (6) 決算の調製に関すること。
- (7) 指定金融機関等に関すること。
- (8) 出納員その他の会計職員に関すること。
- (9) 税外収入金（各部課で処理するものを除く。）の消込みに関すること。
- (10) その他会計事務に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

審査係

- (1) 支出命令の審査確認に関すること。
- (2) 支出負担行為の確認に関すること。

(各課共通の事務)

第8条 前2条に定めるもののほか、各課及び会計課においては、その所掌に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の調査に関すること。
- (2) 収入の取扱いに関すること。

- (3) 文書の処理及び保管に関すること。
- (4) 専用公印の保管に関すること。
- (5) 企画、調査、統計、資料の収集及び報告に関すること。
- (6) 公簿の閲覧及び証明に関すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、都市整備部都市計画課、基盤整備課、維持課、用地課建築住宅課及び宮川・横輪川改修対策室並びに上下水道部料金課、下水道建設課、下水道施設管理課を除く各課及び会計課においては、その所掌に係る支出命令その他の予算執行事務をつかさどる。

(新規発生事務等の分掌の決定)

第9条 新規に事務が発生したとき又は事務の分掌に疑義が生じたときは、総務部長が関係する部長等と協議して、当該事務の分掌を決定するものとする。

第3節 職及び職務

(理事)

第10条 必要あるときは、理事を置くことができる。

2 理事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

(部長)

第11条 部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受けて、部の事務を掌理し、次の職務を行う。

- (1) 所管事務に係る市政運営の基本方針について、市長に助言する。
- (2) 所管事務について、その実施計画を立て執行に当たる。
- (3) 所属課等の事務処理活動の相互調整と円滑を図る。
- (4) 分掌事務の執行状況について適時上司に報告する。
- (5) 所属職員を指揮監督する。
- (6) その他上司から命ぜられた職務

3 福祉事務所に所長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

(次長)

第12条 必要あるときは、部に次長を置くことができる。

2 次長は、部長を補佐し、次の職務を行う。

- (1) 部長に事故があるとき、又は部長が不在のときは、その職務を代理する。
- (2) 部の所管事務について、その実施計画を立て、部長に助言する。
- (3) 部に所属する課の所管する事務を監督し、業務処理活動の相互調整と円滑を図る。
- (4) 部分掌事務の執行状況について、適時上司に報告する。
- (5) 部所属職員を指揮監督する。
- (6) その他上司から命ぜられた職務

(参事)

第13条 必要あるときは、部、検査室又は会計課に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(課長等)

第14条 課、検査室又は会計課(以下「課等」という。)に課長又室長(以下「課長等」という。)を置く。

2 課長等は、上司の命を受けて課等の事務を掌理し、次の職務を行う。

- (1) 所管事務に係る実施計画の策定及び運営方針を樹立し、その推進を図る。
- (2) 所属職員を指揮監督する。
- (3) 予算執行計画を立て、定められた手続に従ってその執行にあたる。
- (4) 所管事務の改善案を作成し、上司に具申する。

(5) 所管事務の執行について、その結果を上司に報告する。

(6) その他上司から命ぜられた職務

(副参事)

第 15 条 必要あるときは、課等に副参事を置くことができる。

2 副参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第 16 条 必要あるときは、課等に課長補佐及び室長補佐（以下「課長補佐等」という。）を置くことができる。

2 課長補佐等は、課長等を補佐し、次の職務を行う。

(1) 課長等に事故があるとき、又は課長等が不在のときは、その職務を代理する。

(2) 課等分掌事務を監督する。

(3) 所管事務について、調査研究し、課長等に助言する。

(4) 所管事務の改善案を作成し、課長等に具申する。

(5) その他課長等から命ぜられた職務

(主幹)

第 17 条 必要あるときは、課等に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

(係長等)

第 18 条 係に係長又はセンター長（以下「係長等」という。）を置く。

2 必要あるときは、総合支所の課に係長を置くことができる。

3 係長は、上司の命を受けて分掌事務を掌理し、次の職務を行う。

(1) 課等所管事務の実施計画の立案に参画し、当該計画に基づき執行の推進を図る。

(2) 職員相互の融和に努め、所属職員を指揮監督する。

- (3) 職員の事務分担事項を定め、課長等に上申する。
- (4) 事務処理活動について、常に合理的かつ効果的な運営を図る。
- (5) 所管事務の執行について、その結果を課長等に報告する。
- (6) その他上司から命ぜられた職務

(主査)

第 19 条 必要あるときは、課等に主査を置くことができる。

2 主査は、課長等の命を受けて、次の職務を行う。

- (1) 課長等の指示する特定事務の実施計画の立案に参画し、当該計画に基づき執行の推進を図る。
- (2) 特定事務について課長等を補佐し、事務処理活動についてその結果を課長等に報告する。

(主任)

第 20 条 必要あるときは、課等に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けて所属の係長の業務を分掌し、当該業務を統括の上、率先して処理するとともに、係長を補佐する。

第 21 条 必要あるときは、課等に副主任を置くことができる。

2 副主任は、上司の命を受けて特定の業務を処理する。

(グループ長等)

第 22 条 健康福祉部健康課のグループに、グループ長を置く。

2 グループ長は、健康福祉部健康課長の命を受けてグループの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 必要があるときは、健康福祉部健康課に企画調整担当を置くことができる。

4 企画調整担当は、健康福祉部健康課長が指定するグループの事務の総合的な企画及び調整を行う。

第 3 章 出先機関

第1節 総合支所の事務分掌

(内部組織及び事務分掌)

第23条 総合支所に次の課を置く。

二見総合支所

地域振興課

生活環境課

福祉健康課

産業建設課

小俣総合支所

地域振興課

生活環境課

福祉健康課

産業建設課

御菌総合支所

地域振興課

生活環境課

福祉健康課

産業建設課

2 総合支所の課の事務分掌は、次のとおりとする。

地域振興課

- (1) 個人情報保護制度に関すること。
- (2) 情報公開制度に関すること。
- (3) 文書管理に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 一般職の職員の身分の取扱に関すること。

- (7) 選挙の実施に関する事。
- (8) 防犯灯の補助に関する事。
- (9) 消防、防災及び交通安全に関する事。
- (10) 災害対策に関する事。
- (11) 交通災害共済に関する事。
- (12) 観光に関する事。
- (13) イベントに関する事。
- (14) 地域審議会に関する事。
- (15) 地縁による団体に関する事。
- (16) 地区連絡員及び地区連絡協議会に関する事。
- (17) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の保管に関する事と。
- (18) 各種団体に関する事（小俣総合支所管内を除く。）。
- (19) 財産管理に関する事。
- (20) その他地域振興に関する事。

生活環境課

- (1) 市民カードに関する事。
- (2) 戸籍事務に関する事。
- (3) 住民記録事務に関する事。
- (4) 公的個人認証に関する事。
- (5) 住居表示事務に関する事。
- (6) 印鑑登録事務に関する事。
- (7) 外国人登録事務に関する事。
- (8) 国民年金事務に関する事。
- (9) 福祉年金事務に関する事。
- (10) 防疫事業に関する事。

- (11) 下水道の整備等に伴う合理化事業計画に関する事。
- (12) 浄化槽の普及に関する事。
- (13) 公害に係る苦情に関する事。
- (14) きれいなまちづくりの推進に関する事。
- (15) 一般廃棄物の収集及び処理に関する事。
- (16) 資源の再利用の促進に関する事。
- (17) 国民健康保険に係る療養費、出産育児一時金及び葬祭費に関する事。
- (18) 国民健康保険被保険者証の交付に関する事。
- (19) 老人保健法の事務に関する事。
- (20) 納税証明（所得証明、納税証明、課税証明、評価証明及び公課証明）に関する事。
- (21) 軽自動車税（減免申請書、標識弁償金、車両登録管理、証明書等）の受付、交付、発行等に関する事。
- (22) 臨時運行許可業務に関する事。
- (23) 市税（県民税含む。）及び税外収入金の窓口収納、口座振替に関する事。

福祉健康課

- (1) 介護保険事業の受付及び相談に関する事。
- (2) 介護保険料の減免に関する事。
- (3) 保育所入所及び保育料に関する事。
- (4) 乳幼児健康支援一時預かり事業の受付に関する事。
- (5) 放課後児童対策事業に関する事。
- (6) 家庭児童相談に関する事。
- (7) 児童の虐待の防止に関する事。
- (8) 児童手当に関する事。

- (9) 児童扶養手当に関する事。
- (10) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- (11) 高齢者福祉に関する事。
- (12) 生活保護に関する事。
- (13) 遺家族等援護に関する事。
- (14) 身体障害者福祉に関する事。
- (15) 知的障害者福祉に関する事。
- (16) 精神障害者福祉に関する事。
- (17) 障害児福祉に関する事。
- (18) 市税(県民税含む。)及び税外収入金の窓口収納、口座振替に関する事。
- (19) 小俣子育て支援センターに関する事(小俣総合支所福祉健康課に限る。)

産業建設課

- (1) 中小企業の振興に関する事。
- (2) 消費者生活相談に関する事。
- (3) 水産業の振興に関する事。
- (4) 農業委員会の業務に関する事。
- (5) 農業用樋門及び排水機場の維持管理に関する事。
- (6) 農道、水路等の管理及び調査並びに台帳整備に関する事。
- (7) 土地改良事業に関する事。
- (8) 農林業に関する事。
- (9) 公共工事等の設計審査、検査業務に関する事。
- (10) 河川清掃事業に関する事。
- (11) 公共土木工事の総合企画及び調整に関する事。
- (12) 公共工事の住民要望に関する事。

- (13) 建設事業に係る関係機関、関係部課等との連絡調整に関する事。
 - (14) 公有地の拡大の推進に関する法律による申出、届出進達業務の受付に関する事。
 - (15) 建設補助事業に関する事。
 - (16) 道路管理業務に関する事。
 - (17) 土木施設公有財産の境界確認に関する事。
 - (18) 道路小破修繕工事に関する事。
 - (19) 橋梁補修事業に関する事。
 - (20) 河川維持補修事業に関する事。
 - (21) 排水路維持補修事業に関する事。
 - (22) 都市公園事業維持補修事業に関する事。
 - (23) 水害予防事業に関する事。
 - (24) 交通安全施設新規設置及び維持補修に関する事。
 - (25) 小俣農村環境改善センターに関する事(小俣総合支所産業建設課に限る。)
 - (26) 農業集落排水の使用料の収入に関する事。
- (小俣保健センター)

第 24 条 伊勢市小俣保健センター条例 (平成 17 年伊勢市条例第 126 号)

第 1 条の規定に基づき設置された伊勢市小俣保健センター (以下この条において「小俣保健センター」という。) は、小俣総合支所福祉健康課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 小俣保健センターの運営に関する事。

第 2 節 生活部に属する機関

(支所)

第 25 条 支所は、生活部戸籍住民課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 予算資料に関すること。
- (2) 市勢調査に関すること。
- (3) 選挙に関すること。
- (4) 戸籍に係る届出の受付及び証明書の交付に関すること。
- (5) 住民基本台帳に係る届出の受付及び証明書の交付に関すること。
- (6) 埋火葬の許可に関すること。
- (7) 諸統計及び各種調査の取りまとめに関すること。
- (8) 農務に関すること。
- (9) 児童及び生徒の入退学に関すること。
- (10) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）等による要救護者の調査報告に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者に関すること。
- (12) 国民健康保険被保険者証の交付整理に関すること。
- (13) 介護保険に関すること。
- (14) 国民年金に関すること。
- (15) 市税（県民税を含む。）及び税外収入金の窓口収納に関すること。
- (16) 市税（県民税を含む。）及び税外収入金の口座振替の受付に関すること。
- (17) 諸証明に関すること。
- (18) 諸申請願届の受付に関すること。
- (19) 交通災害共済の加入事務に関すること。
- (20) 地区コミュニティセンターの管理に関すること。
- (21) 農村環境改善センターの管理に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第 3 節 環境部に属する機関

(廃棄物投棄場)

第 26 条 伊勢市廃棄物投棄場条例（平成 17 年伊勢市条例第 130 号）第 1 条の規定に基づき設置された廃棄物投棄場（以下この条において「投棄場」という。）は、環境部清掃課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 投棄場の管理運営に関すること。
- (2) 投棄場の使用許可に関すること。
- (3) 使用料の収納及び払込に関すること。
- (4) 備品及び消耗品の管理出納に関すること。
- (5) 予算資料に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第 4 節 産業部に属する機関

（工芸指導所）

第 27 条 伊勢市工芸指導所条例（平成 17 年伊勢市条例第 148 号）第 1 条の規定により設置された工芸指導所は、産業部産業支援センター準備室に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 工芸指導所の業務計画の立案及び管理運営に関すること。
- (2) 工芸指導所の設備の使用許可に関すること。
- (3) 工芸指導所の使用料及び手数料の収納に関すること。
- (4) 木製品、合成樹脂製品等の研究及び指導に関すること。
- (5) 新製品の試作、研究に関すること。
- (6) 材料、工業用水、工場排水等各種試験に関すること。
- (7) 環境保全等の試験及び研究に関すること。
- (8) 産業工芸技術の調査、研究に関すること。
- (9) 伝統工芸の振興及び指導に関すること。
- (10) 地場産業 P R 事業に関すること。
- (11) その他市長が必要と認めること。

第5節 健康福祉部に属する機関

(保育所)

第28条 伊勢市保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第1条の規定により設置された保育所は、健康福祉部こども課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の保育に関すること。
- (2) 保育所の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(おおぞら児童園)

第29条 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例（平成17年伊勢市条例第98号）第1条の規定により設置されたおおぞら児童園は、健康福祉部こども課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 園児の日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練に関すること。
- (2) 利用料等の収納に関すること。
- (3) おおぞら児童園の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(子育て支援センターきらら館)

第30条 伊勢市子育て支援センターきらら館条例（平成19年伊勢市条例第1号）第1条の規定により設置された子育て支援センターは、健康福祉部こども課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- (2) 子育てに関する個人及び団体の活動並びに相互交流の支援に関すること。
- (3) 子育てに関する啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (4) 子育て支援についての情報の収集及び提供に関すること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第6節 出先機関の職及び職務

(出先機関の職)

第31条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関	職名		
	本庁の部長に相当する職	本庁の課長に相当する職	本庁の係長に相当する職
総合支所	総合支所長	課長	係長、センター長
支所			支所長
工芸指導所			所長
保育所			所長、館長、園長
おおぞら児童園			園長
子育て支援センター 一きらら館			館長

2 前項に定めるもののほか、廃棄物投棄場に場長を置き、環境部清掃課庶務係長をもって充てる。

3 必要あるときは、次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置くことができる。

出先機関	職名
総合支所	副支所長、副参事、課長補佐、主幹、主査、主任、

	副主任
支所	主幹、主査、主任、副主任
廃棄物投棄場	主任、副主任
工芸指導所	主幹、主査
保育所	副園長、主任保育士、主査、主任、副主任
おおぞら児童園	主任保育士、主査、主任、副主任

(職務)

第 32 条 前条に規定する出先機関の職の職務は、次のとおりとする。

職	職務
総合支所長 支所長 場長 館長 所長 園長	出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副支所長	総合支所長を補佐する。
課長	上司の命を受けて課の事務を掌理し、本庁の課長に準じた職務を行う。
副参事	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
課長補佐	課長等を補佐し、本庁の課長補佐に準じた職務を行う。

主幹	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
係長	上司の命を受けて、本庁の係長に準じた職務を行う。
主査	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
主任	上司の命を受けて、支所長、係長、場長、館長又は所長(以下「支所長等」という。)の事務を分掌し、当該事務を総括の上、率先して処理するとともに、支所長等を補佐する。
副園長	園長を補佐する。
主任保育士	上司の命を受けて、園務又は所務を処理する。
副主任	上司の命を受けて、特定の業務を処理する。

第4章 雑則

(一般職員の職務)

第33条 第2章第3節及び前章第6節に規定する職員以外の職員は、所属の所掌事務における一般事務を処理する。

(関連事務等及び臨時又は特別な事務の処理に係る相互援助)

第34条 2以上の部又は課の関連する事務については、その関係が比較的多い部又は課が処理するものとし、その主務が明らかでないときは、副市長又は部長が決定する。

2 副市長又は部長若しくは課長等は、臨時又は特別な事務について、その処理上特に必要があると認めるときは、適宜他の部又は課等若しくは係等(グループを含む。)の所属職員に、当該事務を援助させることができる。

(職員の配置等)

第 35 条 部等に配属された職員（部長等、次長、課長等、課長補佐等、係長等その他市長が指定する職へ配置された職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の課（出先機関を含む。以下この項及び次項において同じ。）への配置は、当該課の事務量及び事務の執行計画並びに当該職員の適応職能等を勘案して、部長が定める。

2 総合支所に配属された職員（総合支所長、副支所長、課長等、課長補佐等、係長等その他市長が指定する職へ配置された職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の課（出先機関を含む。以下この項及び次項において同じ。）への配置は、当該課の事務量及び事務の執行計画並びに当該職員の適応職能等を勘案して、総合支所長が定める。

3 課長等（出先機関にあっては、出先機関の長）は、前項の規定により配置された職員の当該課における事務の分担を定めるものとする。

4 前項の規定は、検査室、会計課に配属された職員（参事、室長、課長、室長補佐、課長補佐、係長その他市長が指定する職へ配置された職員を除く。）の事務の分担を定める場合について準用する。

（職員の流動的配置変更）

第 36 条 部長は、当該部における事務について次に掲げる場合は、前条第 1 項に規定する職員の流動的な配置変更を行い、事務の機能的かつ能率的な執行を図らなければならない。

(1) 新規に発生した事務を分掌する場合において、当該事務を課に属させたとき。

(2) 事務の処理が遅滞しているものがある場合

(3) 緊急又は一定の期限までに事務の処理を完了する必要がある場合

(4) その他流動的配置変更を必要とする場合

（職員の配置報告）

第 37 条 部長は、第 35 条第 1 項の規定により職員の配置を定めたとき、

又は前条の規定により職員の配置変更を行ったときは、速やかに、その旨を総務部長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市庁舎管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第9号

伊勢市庁舎管理規則等の一部を改正する規則

(伊勢市庁舎管理規則の一部改正)

第1条 伊勢市庁舎管理規則(平成17年伊勢市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、室及びセンター」を「及び室」に改める。

第3条の表中

市長室、副市長室、応接室、貴賓室、 新聞記者室	総合政策推進部秘書 広報課	を
公金取扱所	収入役室長	

市長室、副市長室、応接室、貴賓室	総務部秘書課	に、
新聞記者室	総務部広報広聴課	
公金取扱所	会計課長	

改める。

第4条第1項の表中

本庁舎	午前8時	勤務時間終了30分後	を
総合支所	午前7時30分	午後6時	

本庁舎	午前8時	勤務時間終了30分後	に
総合支所			

改める。

第5条第1項中「管財契約課管財係(以下「管財係」)を「管財契約課庁舎管理係(以下「庁舎管理係」)に改める。

第6条第1項及び第9条中「管財係」を「庁舎管理係」に改める。

(市長の職務代理者の順位に関する規則の一部改正)

第2条 市長の職務の代理者の順位に関する規則(平成17年伊勢市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 財務政策部長

第3条各号列記以外の部分中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改める。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第3条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「

国民健康保険事務職員証、介護保険事務職員証、福祉医療費受給資格証、福祉医療費助成額決定通知書、老人保健法医療受給者証、老人保健特定疾病療養受療証、老人保健限度額適用・標準負担額減額認定証、重度障害者タクシー乗車券及び寿バス優待乗車券	医療保険課長	1
下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料に係る通知書並びに下水道事業に係る身分証明書	管理課長	1
国民健康保険事務職員証、介護保険事務職員証、福祉医療費受給資格証、福祉医療費助成額決定通知書、老人保健法医療受給者証、老	各総合支所福祉健康課長	3

を

人保健特定疾病療養受療証、老人保健限度額適用・標準負担額減額認定証、重度障害者タクシー乗車券及び寿バス優待乗車券		
--	--	--

「

国民健康保険事務職員証、介護保険事務職員証、福祉医療費受給資格証、福祉医療費助成額決定通知書、老人保健法医療受給者証、老人保健特定疾病療養受療証、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証、老人保健法による負担区分等証明書、老人保健法による認定証明書及び重度障害者タクシー料金助成券	医療保険課長	1
農業集落排水事業分担金及び同使用料に係る通知書並びに農業集落排水事業に係る身分証明書	上下水道総務課長	1
国民健康保険事務職員証、介護保険事務職員証、福祉医療費受給資格証、福祉医療費助成額決定通知書、老人保健法医療受給者証、老人保健特定疾病療養受療証、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証、老人保健法による負担区分等証明書、老人保健法による認定証明書及び重度障害者タクシー料金助成券	各総合支所福祉健康課長	3

に、

」

「

戸籍・国籍・外国人登録・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録の証明(電子公印を使用するものを除く。)、住居表示の決定通知及び証明、住民異動等通知国民年金及び福祉年金の所得状況届	戸籍住民課長	1
--	--------	---

を

」

「

戸籍・国籍・外国人登録・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録の証明(電子公印を使用するものを除く。)、住居表示の決定通知及び証明	戸籍住民課長	2
--	--------	---

に、

」

「

伊勢市長健康課	てん書	方24	休日・夜間応急診療所の診療報酬の請求その他休日・夜間応急診療所の診療に関する文書	健康課長	1
---------	-----	-----	--	------	---

を

」

「

<table border="1"> <tr> <td>伊勢市長</td> </tr> <tr> <td>健康課</td> </tr> </table>	伊勢市長	健康課	てん書	方24	休日・夜間応急診療所の診療報酬の請求その他休日・夜間応急診療所の診療に関する文書	健康課長	1
伊勢市長							
健康課							
<table border="1"> <tr> <td>伊勢市長</td> </tr> <tr> <td>医療保険課</td> </tr> </table>	伊勢市長	医療保険課	てん書	方24	住民異動等通知国民年金及び福祉年金の所得状況届	医療保険課長	1
伊勢市長							
医療保険課							

」

に改め、

「

評価・納税・所得・租税・課税等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、事業・廃車等の証明	各総合支所税務課長	3
---	-----------	---

を削り、

」

「環境政策課長」を「環境課長」に改め、

「

納税通知書、納入通知書、納付通知書等通知書及び税務に関する証明書等の訂正、督促状等通知書の訂正	各総合支所税務課長	3
---	-----------	---

を削り、

」

「まちづくり推進課長」を「観光交通課長」に改め、同表副市長印の項中「秘書広報課長」を「秘書課長」に改め、同表会計管理者印の項中

「

れい書	方18	会計管理者名の文書	収入役室長	1
てん書	方18	金券の発行及び受領	収入役室長	1

を

」

「

れい書	方21	会計管理者名の文書	会計課長	1
-----	-----	-----------	------	---

に、

」

「

かい書	丸25	現金の出納	収入役室長	2
			収入役室二 見分室長	2
			収入役室小 俣分室長	2
			収入役室御 藺分室長	1

を

」

「

かい書	丸25	現金の出納	会計課長	2
-----	-----	-------	------	---

に改め、

」

同表部長印の項を次のように改める。

部長印		てん書	方21	部長名の文書	総務課 長	1
-----	---	-----	-----	--------	----------	---

伊勢市 財務政 策部長	れい書	方21	部長名の文書	行政経営 課長	1
伊勢市 生活部 長之印	れい書	方21	部長名の文書	市民参 画交流 課長	1
伊勢市 環境部 長之印	れい書	方21	部長名の文書	環境課長	1
伊勢市 健康福 祉部長	れい書	方21	部長名の文書	生活支援 課長	1
伊 勢 市 産 業 部 長 之 印	れい書	方21	部長名の文書	農林課 長	1
伊勢市 観光交 通部長	れい書	方21	部長名の文書	観光企画 課長	1
伊 勢 市 都 市 整 備 部 長	れい書	方21	部長名の文書	監理課 長	1

別表室長印の項を削り、同表所長印の項中「福祉総務課長」を「生活支援課長」に改め、同表課長印の項を次のように改める。


課長印	伊勢市総務部管財契約課長	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細、MT・FD取扱依頼書及び口座振替停止依頼書	管財契約課長	1
	伊勢市財務政策部収税課長	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細、MT・FD取扱依頼書及び口座振替停止依頼書、振替訂正依頼書	収税課長	1
	伊勢市環境部環境課長之印	れい書	方21	MT・FD取扱依頼書	環境課長	1
	伊勢市健康福祉部医療保険課長之印	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細、口座振替停止依頼書及び振替訂正依頼書	医療保険課長	1
	伊勢市健康福祉部介護保険課長之印	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細、口座振替停止依頼書及び振込・振替等依頼書	介護保険課長	1

伊勢市健康福祉部 こども課長之印	れい書	方21	口座振替停止依頼書	こども課長	1
伊勢市健康福祉部 長寿課長	れい書	方21	口座振替停止依頼書	長寿課長	1
伊勢市都市整備部 建築住宅課長之印	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細	建築住宅課長	1

別表所印の項中「福祉総務課」を「生活支援課」に改め、同表センター印の項中「地域包括支援センター長」を「長寿課長」に改め、同表出納員印の項を次のように改める。

出納 員印	伊勢市出納員 領収 課税課長	かい書	長方縦 16.5横 16.2	評価・納税・事業・所得・租税・課税・廃車等証明手数料・公簿・公文書・図面の閲覧照合手数料・自動車臨時運行許可手数料及びその他課税課の所管事務に係る諸収入金の収納	課税課長	1
	伊勢市 出納員財務政策部 収税課長	かい書	方18	租税その他収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課長	1

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 伊勢市出納員 領収 戸籍住民課長 </div>	かい書	長方縦 16横31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他戸籍住民課の所管事務に係る諸収入金の収納	戸籍住民課長	3
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 伊勢市出納員 領収 何々支所長 </div>	かい書	長方縦 16横31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長	9
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 伊勢市出納員健康 福祉部医療 保険課長 </div>	かい書	方18	国民健康保険料その他医療保険課の所管事務に係る諸収入金の収納	医療保険課長	1
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 伊勢市出納員健康 福祉部介護 保険課長 </div>	かい書	方18	介護保険料その他介護保険課の所管事務に係る諸収入金の収納	介護保険課長	1
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 伊勢市上下水道部 料金課出納員之印 </div>	かい書	方14	農業集落排水事業使用料・分担金の収納	料金課長	1

<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領 収</td></tr> <tr><td>二見総合支所生活環境課長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領 収	二見総合支所生活環境課長	かい書	長方縦 14横49	二見総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所生活環境課長	2
伊勢市出納員								
領 収								
二見総合支所生活環境課長								
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領 収</td></tr> <tr><td>小俣総合支所生活環境課長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領 収	小俣総合支所生活環境課長	かい書	長方縦 16横31	小俣総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活環境課長	1
伊勢市出納員								
領 収								
小俣総合支所生活環境課長								
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領 収</td></tr> <tr><td>小俣総合支所生活環境課長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領 収	小俣総合支所生活環境課長	かい書	長方縦 14横49	小俣総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活環境課長	1
伊勢市出納員								
領 収								
小俣総合支所生活環境課長								
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領 収</td></tr> <tr><td>御菌総合支所生活環境課長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領 収	御菌総合支所生活環境課長	かい書	長方縦 14横49	御菌総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所生活環境課長	2
伊勢市出納員								
領 収								
御菌総合支所生活環境課長								
	かい書	丸25	秘書課の所管事務に係る諸収入金の収納	秘書課長	1			
			総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	総務課長	1			

広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1
職員課の所管事務に係る諸収入金の収納	職員課長	1
管財契約課の所管事務に係る諸収入金の収納	管財契約課長	1
危機管理課の所管事務に係る諸収入金の収納	危機管理課長	1
課税課の所管事務に係る諸収入金の収納	課税課長	1
収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課長	2
行政経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	行政経営課長	1
市民参画交流課の所管事務に係る諸収入金の収納	市民参画交流課長	1
戸籍住民課の所管事務に係る諸収入金の収納	戸籍住民課長	1

支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長	12
人権政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	人権政策課長	1
環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	環境課長	1
資源循環課の所管事務に係る諸収入金の収納	資源循環課長	2
清掃課の所管事務に係る諸収入金の収納	清掃課長	1
健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	健康課長	5
医療保険課の所管事務に係る諸収入金の収納	医療保険課長	2
介護保険課の所管事務に係る諸収入金の収納	介護保険課長	1
生活支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活支援課長	1

こども課の所管事務に係る諸収入金の収納	こども課長	4
長寿課の所管事務に係る諸収入金の収納	長寿課長	1
障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	障がい福祉課長	1
工芸指導所の所管事務に係る諸収入金の収納	工芸指導所長	1
農林課の所管事務に係る諸収入金の収納	農林課長	1
水産課の所管事務に係る諸収入金の収納	水産課長	1
観光企画課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光企画課長	1
観光事業課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光事業課長	1
交通政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	交通政策課長	3

監理課の所管事務に係る諸収入金の収納	監理課長	1
都市計画課の所管事務に係る諸収入金の収納	都市計画課長	1
基盤整備課の所管事務に係る諸収入金の収納	基盤整備課長	1
維持課の所管事務に係る諸収入金の収納	維持課長	1
用地課の所管事務に係る諸収入金の収納	用地課長	1
建築住宅課の所管事務に係る諸収入金の収納	建築住宅課長	2
農業集落排水事業使用料・分担金の収納	料金課長	1
福祉健康センターの所管事務に係る諸収入金の収納	福祉健康センター長	1

教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局教育総務課長	11
教育委員会事務局学校教育課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局学校教育課長	1
教育委員会事務局文化振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局文化振興課長	3
消防本部の所管事務に係る諸収入金の収納	消防本部総務課長	1
議会事務局の所管事務に係る諸収入金の収納	議会事務局次長	1
選挙管理委員会事務局の所管事務に係る諸収入金の収納	選挙管理委員会事務局長	1

		農業委員会事務局の 所管事務に係る諸収 入金の収納	農業委 員会事 務局長	1
かい 書	丸30	二見総合支所地域振 興課の所管事務に係 る諸収入金の収納	二見総 合支所 地域振 興課長	1
		二見総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	二見総 合支所 生活環 境課長	2
		二見総合支所福祉健 康課の所管事務に係 る諸収入金の収納	二見総 合支所 福祉健 康課長	1
		二見総合支所産業建 設課の所管事務に係 る諸収入金の収納	二見総 合支所 産業建 設課長	1
		小俣総合支所地域振 興課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総 合支所 地域振 興課長	1

小俣総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活環境課長	3
小俣総合支所福祉健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所福祉健康課長	1
小俣総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所産業建設課長	1
御菌総合支所地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所地域振興課長	1
御菌総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所生活環境課長	2
御菌総合支所福祉健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所福祉健康課長	2

			御菌総合支所産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所産業建設課長	1
			教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課長	7

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成17年伊勢市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成17年伊勢市規則第4号)第21条第1項」を「平成19年伊勢市規則第8号)第22条第1項」に改める。

(伊勢市防犯推進協議会規則の一部改正)

第5条 伊勢市防犯推進協議会規則(平成17年伊勢市規則第96号)の一部を次のように改正する。

第9条中「まちづくり推進部防災防犯課」を「総務部危機管理課」に改める。

(伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則(平成17年伊勢市規則第41号)の一部を次のように改正する。

本則中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改める。

様式第10号の1、様式第10号の2及び様式第12号から様式第16号

までの規定中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改める。

(伊勢市福祉健康センター処務規則の一部改正)

第7条 伊勢市福祉健康センター処務規則(平成17年伊勢市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「福祉健康部」を「健康福祉部」に改める。

(伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則の一部改正)

第8条 伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則(平成17年伊勢市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉健康部児童長寿課」を「健康福祉部長寿課」に改める。

(伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正)

第9条 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則(平成18年伊勢市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉健康部障害福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第10条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則(平成18年伊勢市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第14条中「福祉健康部障害福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

(伊勢市人権施策審議会規則の一部改正)

第11条 伊勢市人権施策審議会規則(平成17年伊勢市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「生活環境部人権政策課」を「生活部人権政策課」に改める。

(伊勢市介護保険規則の一部改正)

第12条 伊勢市介護保険規則(平成17年伊勢市規則第83号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉健康部介護保険課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。

様式第8号、様式第13号、様式第37号から様式第39号まで、様式第41号、様式第44号及び様式第46号中「福祉健康部介護保険課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部改正)

第13条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉健康部健康課」を「健康福祉部健康課」に改める。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「生活環境部資源循環課」を「環境部資源循環課」に改める。

(伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部改正)

第15条 伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条中「調製」を「作成」に改める。

第4条第1項中「生活環境部戸籍住民課」を「生活部戸籍住民課」に改め、同条第2項中「生活環境部戸籍住民課長」を「生活部戸籍住民課長」に改める。

第8条第1項中「生活環境部戸籍住民課戸籍担当職員」を「生活部戸籍住民課戸籍担当職員」に改める。

(伊勢市隣保館条例施行規則の一部改正)

第16条 伊勢市隣保館条例施行規則（平成17年伊勢市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 7 項中「生活環境部人権政策課」を「生活部人権政策課」に改める。

(いせ市民活動センター条例施行規則の一部改正)

第 17 条 いせ市民活動センター条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 100 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「まちづくり推進部市民参画交流課」を「生活部市民参画交流課」に改める。

(伊勢市建設工事検査規則の一部改正)

第 18 条 伊勢市建設工事検査規則(平成 17 年伊勢市規則第 132 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「平成 17 年伊勢市条例第 14 号」を「平成 18 年伊勢市条例第 66 号」に改め、同条 3 号中「、センター」を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 10 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部を
改正する規則

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊
勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 級の項及び 5 級の項を次のように改める。

4 級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を 行う職務 2 係長の職務又はこれに相当する職務
5 級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務

別表第 3 中

「	看護師	有資格者	一般職員の 8 号給上位	を
「	保健師	有資格者	一般職員の 8 号給上位	に改める。
	看護師	有資格者	一般職員の 8 号給上位	
」				」

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 11 号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 職名の項中「調理士、技能士、業務員」を「業務員」に改め、同表職種名の項中「自動車運転手」の次に「、調理士、技能士、業務員」を加える。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 12 号

伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「支給割合」を「支給額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 69,000 円及び 55,000 円 8,500 円
- (2) 49,000 円及び 40,000 円 7,000 円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 20 年 3 月 31 日までの間における管理職特別勤務手当に関する特例）

2 平成 20 年 3 月 31 日までの間における管理職員特別勤務手当の支給額については、この規則による改正後の伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号中「69,000 円及び 55,000 円」とあるのは「62,000 円」と、同項第 2 号中「49,000 円及び 40,000 円」とあるのは「45,000 円」とする。

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 13 号

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、当該職員の給料月額と伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 18 年伊勢市条例第 43 号)附則第 7 項の規定による給料の額との合計額に」及び「支給割合を乗じて得た」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条、第 4 条関係)

組織	職	支給額
市長の事務部局	部長、会計管理者及び総合支所長	69,000円
	福祉健康センター長、次長及び参事	55,000円
	課長及び室長	49,000円
	副参事	40,000円
議会の事務局	事務局長	69,000円
	事務局次長	49,000円
教育委員会の事務局及び教育機関	部長	69,000円
	次長	55,000円
	課長及び教育研究所長	49,000円
	副参事	40,000円
選挙管理委員会の事務局	事務局長	49,000円
監査委員の事務局	事務局長	49,000円
農業委員会の事務局	事務局長	49,000円
消防本部及び消防署	消防長及び次長	69,000円
	課長及び消防署長	49,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する特例)

- 2 平成20年3月31日までの間における管理職手当の月額は、この規則による改正後の伊勢市職員管理職手当支給に関する規則第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる額とする。

附則別表（附則第2項関係）

組織	職	支給額
市長の事務部局	部長、会計管理者及び総合支所長	62,000円
	福祉健康センター長、次長及び参事	62,000円
	課長及び室長	45,000円
	副参事	45,000円
議会の事務局	事務局長	62,000円
	事務局次長	45,000円
教育委員会の事務局及び教育機関	部長	62,000円
	次長	62,000円
	課長及び教育研究所長	45,000円
	副参事	45,000円
選挙管理委員会の事務部局	事務局長	45,000円
監査委員の事務局	事務局長	45,000円
農業委員会の事務部局	事務局長	45,000円
消防本部及び消防署	消防長及び次長	62,000円
	課長及び消防署長	45,000円

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 14 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 21 条」を「第 21 条の 2」に改める。

第 2 条第 3 号中「及び収入役」を「会計管理者」に、同条第 4 号中「及び」を削り、同条第 5 号中「収入役等」を「会計管理者等」に、「収入役」を「会計管理者」に、同条第 7 号中「平成 17 年伊勢市規則第 4 号」を「平成 19 年伊勢市規則第 8 号」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に、同条第 4 項中「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第 4 条第 2 項中「吏員その他職員」を「職員」に改め、同条第 4 項中「収入役室及び分室」を「会計課」に改める。

第 5 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 15 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 16 条見出し中「収入役等」を「会計管理者等」に改め、同条第 1 項中「収入役等」を「会計管理者等」に改め、同条第 2 項中「収入役等」を「会計管理者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動交付機等による領収の票をもって領収証書に代えることができる。

第 16 条第 3 項中「収入役等」を「会計管理者等」に、「速やかに当該現金に納入通知書兼領収証書を添えて」を「当該現金に領収済通知書及び歳入金収納日報兼送付書（以下「収納日報」という。）又は電子計算組織により作成された納入通知書兼領収書を添えて速やかに」に改め、同条第 4 項中「収入役等」を「会計管理者等」に、「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

第 19 条中「収入役」を「会計管理者」に、「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第 20 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に、「及び収入済通知書」を「又は収入済通知書」に改め、同条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 21 条第 1 項中「施行令第 158 条第 1 項」の次に「又は第 158 条の 2 第 1 項」を加え、「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該私人に収入事務受託者である旨を証する書類等を交付しなければならない。

第 21 条第 4 項中「その徴収又は収納に係る収入金を納入通知書兼領収証書に添えて、当該委託契約に定める期間内に」を「当該委託契約に基づき、その徴収又は収納に係る収入金を」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(市税の収納の事務の委託基準)

第 21 条の 2 施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収納の事務の受託に関し、実績があること。
- (2) 収納の事務を確実に履行でき、かつ、経営状況が健全であること。
- (3) 収納の状況を正確に記録し、遅滞なく市長に報告できること。また、収納した現金を安全かつ確実に管理し、市長の指定した日までに指定金融機関に払い込むことができる体制を有していること。
- (4) 個人情報をも適正に管理できる体制を有すること。

第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条及び第 36 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 37 条第 1 項中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改める。

第 40 条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 44 条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「公金振替伺」を「公金振替伺書」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 45 条、第 46 条、第 47 条及び第 48 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 49 条ただし書中「収入役」を「2 会計以上にわたる場合であっても小切手帳を会計別にする必要がない場合又は会計管理者」に改める。

第 50 条及び第 51 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 53 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に、「及び小切手振出済通知書」を「小切手振出済通知書」に改め、同条第 3 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 54 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 55 条中「収入役」を「会計管理者」に、「指定金融機関をして」を「指定金融機関に」に改める。

第 56 条及び第 57 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 58 条中「代理人をして」を「代理人に」に改める。

第 59 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 60 条第 1 項中「誤払」を「誤払い」に、「戻入れの措置を」を「戻入」に改める。

第 61 条、第 62 条、第 63 条及び第 64 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 66 条中「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第 67 条中「戻入れ」を「戻入」に改める。

第 69 条、第 70 条、第 72 条及び第 73 条中「収入役」を「会計管理者」

に改める。

第 76 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 2 項中「及び小切手支払未済調書」を「小切手支払未済調書」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 80 条第 1 項中「歳入金収納日報兼送付書(以下「日報兼送付書」という。)を作成し、これを翌日指定金融機関に」を「第 69 条の規定により、公金の回送手続きをするときは、収納日報を作成し、指定金融機関へ」に改め、同条第 2 項中「送付を受けた日報兼送付書」を「収納日報」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 3 項中「振替済通知書」を「収入済通知書」に改める。

第 81 条、第 83 条及び第 84 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 85 条中「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第 86 条及び第 88 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 90 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 2 号から第 9 号まで 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得税

第 94 条第 1 項中「、別段の定めがある場合を除くほか、訂正し」を「訂正し」に、「削除してはならない」を「削除することができない」に改め、同条第 2 項中「必要な証印をし」を「証明責任者が押印し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

設置箇所	出納員となるべき者の職	出納員が委任を受ける事務	現金取扱員となるべき者の職
------	-------------	--------------	---------------

総務部	秘書課	課長	秘書課の所管事務に係る諸収入金の収納	秘書係長
	総務課	課長	総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	庶務係長
	広報広聴課	課長	広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広聴係長
	職員課	課長	職員課の所管事務に係る諸収入金の収納	給与厚生係長
	管財契約課	課長	管財契約課の所管事務に係る諸収入金の収納	契約係長 守衛
	危機管理課	課長	危機管理課の所管事務に係る諸収入金の収納	危機管理係長
財務政策部	課税課	課長	課税課の所管事務に係る諸収入金の収納	税務係員
	収税課	課長	収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課員
	行政経営課	課長	行政経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	統計係長
生活部	市民参画交流課	課長	市民参画交流課の所管事務に係る諸収入金の収納	市民参画交流係長
	戸籍住民課	課長	戸籍住民課の所管事務に係る諸収入金の収納	戸籍住民課員
	各支所	各支所長	支所の所管事務に係る諸収入金の収納	窓口担当職員

	人権政策課	課長	人権政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	管理係長
環境部	環境課	課長	環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	環境政策係長
	資源循環課	課長	資源循環課の所管事務に係る諸収入金の収納	計画係長
	清掃課	課長	清掃課の所管事務に係る諸収入金の収納	庶務係長
健康福祉部	健康課	課長	健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	健康課員
	医療保険課	課長	医療保険課の所管事務に係る諸収入金の収納	医療保険課員
	介護保険課	課長	介護保険課の所管事務に係る諸収入金の収納	介護保険課員
	生活支援課	課長	生活支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉総務係長
	こども課	課長	こども課の所管事務に係る諸収入金の収納	保育係長 大世古保育所長 おおぞら児童園長 きらら館長
	長寿課	課長	長寿課の所管事務に係る諸収入金の収納	長寿係長

	障がい福祉課	課長	障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	障がい福祉係長
産業部	工芸指導所	所長	工芸指導所の所管事務に係る諸収入金の収納	工芸指導所員
	農林課	課長	農林課の所管事務に係る諸収入金の収納	管理係長
	水産課	課長	水産課の所管事務に係る諸収入金の収納	水産係長
観光交通部	観光企画課	課長	観光企画課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光振興係長
	観光事業課	課長	観光事業課の所管事務に係る諸収入金の収納	事業係長
	交通政策課	課長	交通政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	交通政策課員
都市整備部	監理課	課長	監理課の所管事務に係る諸収入金の収納	経理係長
	都市計画課	課長	都市計画課の所管事務に係る諸収入金の収納	都市計画係長
	基盤整備課	課長	基盤整備課の所管事務に係る諸収入金の収納	道路係長
	維持課	課長	維持課の所管事務に係る諸収入金の収納	管理係長
	用地課	課長	用地課の所管事務に係る諸収入金の収納	用地係長

	建築住宅課	課長	建築住宅課の所管事務に係る諸収入金の収納	住宅係員
二見総合支所	地域振興課	課長	地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	地域振興課員
	生活環境課	課長	生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活環境課員
	福祉健康課	課長	福祉健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉健康課員
	産業建設課	課長	産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	産業建設課員
小俣総合支所	地域振興課	課長	地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	地域振興課員
	生活環境課	課長	生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活環境課員
	福祉健康課	課長	福祉健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉健康課員
	産業建設課	課長	産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	産業建設課員
御菌総合支所	地域振興課	課長	地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	地域振興課員
	生活環境課	課長	生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活環境課員
	福祉健康課	課長	福祉健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉健康課員

	産業建設課	課長	産業建設課の所管事務に係る諸収入金の収納	産業建設課員
上下水道部	料金課	課長	農業集落排水事業使用料・分担金の収納	料金課員
福祉健康センター		センター長	福祉健康センターの所管事務に係る諸収入金の収納	
教育委員会 会事務局	教育総務課	課長	教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	総務係長 幼稚園長
	学校教育課	課長	学校教育課の所管事務に係る諸収入金の収納	学事係長
	生涯学習・スポーツ課	課長	生涯学習・スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	生涯学習・スポーツ振興課員
	文化振興課	課長	文化振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	文化振興係長
消防本部	総務課	課長	消防本部の所管事務に係る諸収入金の収納	経理係長
議会事務局		事務局次長	議会事務局の所管事務に係る諸収入金の収納	庶務係長
選挙管理委員会事務局		事務局長	選挙管理委員会事務局の所管事務に係る諸収入金の収納	選挙係長
農業委員会事務局		事務局長	農業委員会事務局の所管事務に係る諸収入金の収納	振興係長

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 15 号

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「2 箇月前」の次に「(ただし、多目的ホールにおいては、4 箇月前)」を加える。

様式第 1 号備考 1 中「2 箇月前」の次に「(ただし、多目的ホールにおいては、4 箇月前)」を加える。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 16 号

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「小学校第 3 学年修了前」を「小学校修了前」に改める。

様式第 1 号から様式第 10 号までの規定中「小学校第 3 学年修了前」を「小学校修了前」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 17 号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号中「30 万円」を「35 万円」に改める。

別表 B の項中「0」を「1,100」に改め、同表備考 2 中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）」を削り、同表備考 4 の(3)の次に次のように加える。

- (4) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

別表備考 6 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 18 号

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者自立支援法施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「様式第 18 号」を「様式第 15 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 19 号」を「様式第 16 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条第 1 項中「様式第 20 号」を「様式第 17 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条第 1 項中「様式第 21 号」を「様式第 18 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 22 号」を「様式第 19 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 23 号」を「様式第 20 号」に改め、同条第 4 項中「様式第 24 号」を「様式第 21 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「社会福祉法人等利用者負担減免」を「通所施設・在宅サービス等軽減」に、「様式第 25 号」を「様式第 22 号」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項中「様式第 26 号」を「様式第 23 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 27 号」を「様式第 24 号」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条第 1 項中「様式第 28 号」を「様式第 25 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 29 号」を「様式第 26 号」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条第 1 項中「様式第 30 号」を「様式第 27 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 31 号」を「様式第 28 号」に改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条第 1 項中「様式第 32 号」を「様式第 29 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 33 号」を「様式第 30 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 34 号」を「様式第 31 号」に改め、同条第 4 項中「様式第 35 号」を「様式第 32 号」に、「様式第 36 号」を「様式第 33 号」に改め、同条第 5 項中「様

式第 37 号」を「様式第 34 号」に、「様式第 38 号」を「様式第 35 号」に改め、同条第 6 項中「様式第 39 号」を「様式第 36 号」に改め、同条第 7 項中「様式第 40 号」を「様式第 37 号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 17 条中「様式第 41 号」を「様式第 38 号」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第 17 条とする。

様式第 1 号及び第 6 号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

(表面)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 療養介護医療費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	居住地	〒		
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援(B型)のサービスを申請する者に限る。)				有・無
被保険者証の記号及び番号(※)		被保険者名及び番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「被保険者名及び被保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				

申請する サービス	区分	サービスの種類		申請に係る 具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・ その他	訪問系・ その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援(A型) <input type="checkbox"/> 就労継続支援(B型)	
居住系	居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護(ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
施設支援	施設支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮	
<input type="checkbox"/> 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設				

主治医	主治医の氏名	医療機関名	
	所在地	〒 電話番号	

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合

申請する減免の種類	<p>所得区分認定</p> <p>I 負担上限月額に関する認定（下記IIの軽減措置適用前） 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）</p> <p>1 生活保護世帯</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの</p> <p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p>						
通所施設・在宅サービス等軽減	<p><input type="checkbox"/> II 通所施設・在宅サービス等軽減（注1）に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、通所施設・在宅サービス等軽減を申請します。</p> <p>1 在宅において生活する者又は20歳未満の入所者</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者、又は市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円（注2）未満のもの</p> <p>3 申請者（障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）等以外の資産を有さないこと。</p> <p>4 申請者（障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下であること。</p> <p>ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの…500万円</p> <p>イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの…1,000万円</p>						
個別減免	<p><input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注3）（20歳以上）並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行を受けている者</p> <p>2 市町村民税非課税世帯の者</p> <p>3 一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）等以外の資産を有さないこと。</p> <p>4 預貯金等の額が500万円以下であること。</p>						
特定障害者特別給付費	<p><input type="checkbox"/> IV 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳以上の方〉</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳未満の方〉</td> </tr> <tr> <td>1 施設入所者（注3）であること（年令 才）</td> <td>1 施設入所者（注3）であること（年令 才）</td> </tr> <tr> <td>2 市町村民税非課税世帯の者</td> <td></td> </tr> </table>	〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉	1 施設入所者（注3）であること（年令 才）	1 施設入所者（注3）であること（年令 才）	2 市町村民税非課税世帯の者	
〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉						
1 施設入所者（注3）であること（年令 才）	1 施設入所者（注3）であること（年令 才）						
2 市町村民税非課税世帯の者							
生活保護への移行予防措置	<p><input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（<input type="checkbox"/>定率負担減免措置、<input type="checkbox"/>補足給付の特例措置）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>						
世帯範囲の特例	<p><input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。</p> <p>1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。</p> <p>2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。</p>						

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 次のサービスを受けている者については、通所施設・在宅サービス等軽減の対象となりません。

施設入所支援（20歳以上の者）、グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練又は精神障害者退院支援施設利用型就労移行、旧法施設支援（入所者で20歳以上の者）

(注2) 平成19年度税制改正により所得割額が16万円（予定）に変更されます。

(注3) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

※特定障害者特別給付費については、知的障害者通勤寮入所者は対象となりません。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 療養介護医療費) 支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	居住地	〒 電話番号	
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				

変更の理由	
-------	--

変更を申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る 具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	/	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護			
	<input type="checkbox"/> 行動援護			
	<input type="checkbox"/> 児童デイサービス			
	<input type="checkbox"/> 短期入所			
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援			
日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練 (機能訓練)	/	
	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練 (生活訓練)		
		<input type="checkbox"/> 就労移行支援		
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援 (A型)		
居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護 (ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)	/	
	<input type="checkbox"/> 施設入所支援			
旧設 法施 援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設 (入所・通所)	/	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設 (入所・通所)		
	<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮		
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設			

(裏面)

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		電話番号

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合

変更を申請する	所得区分 認定	<p>I 負担上限月額に関する認定（下記IIの軽減措置適用前）</p> <p>下記の区分の適用を申請します。</p> <p>（あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）</p> <p>1 生活保護世帯</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの</p> <p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p>								
減免の種類	通所施設・在宅サービス等軽減	<p><input type="checkbox"/> II 通所施設・在宅サービス等軽減（注1）に関する認定</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、通所施設・在宅サービス等軽減を申請します。</p> <p>1 在宅において生活する者又は20歳未満の入所者</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者、又は市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円（注2）未満のもの</p> <p>3 申請者（障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）等以外の資産を有さないこと。</p> <p>4 申請者（障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下であること。</p> <p>ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの…500万円</p> <p>イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの…1,000万円</p>								
個別減免		<p><input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注3）（20歳以上）並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行を受けている者</p> <p>2 市町村民税非課税世帯の者</p> <p>3 一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）等以外の資産を有さないこと。</p> <p>4 預貯金等の額が500万円以下であること。</p>								
特定障害者特別給付費		<p><input type="checkbox"/> IV 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置）</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳以上の方〉</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳未満の方〉</td> </tr> <tr> <td>1 施設入所者（注3）であること（年令 才）</td> <td>1 施設入所者（注3）であること（年令 才）</td> </tr> <tr> <td>2 市町村民税非課税世帯の者</td> <td></td> </tr> </table>			〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉	1 施設入所者（注3）であること（年令 才）	1 施設入所者（注3）であること（年令 才）	2 市町村民税非課税世帯の者	
〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉									
1 施設入所者（注3）であること（年令 才）	1 施設入所者（注3）であること（年令 才）									
2 市町村民税非課税世帯の者										
生活保護への移行予防措置		<p><input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定</p> <p>生活保護への移行予防措置（<input type="checkbox"/>定率負担減免措置、<input type="checkbox"/>補足給付の特例措置）を申請します。</p> <p>※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>								
世帯範囲の特例		<p><input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。</p> <p>1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。</p> <p>2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。</p>								

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 次のサービスを受けている者については、通所施設・在宅サービス等軽減の対象となりません。

施設入所支援（20歳以上の者）、グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練又は精神障害者退院支援施設利用型就労移行、旧法施設支援（入所者で20歳以上の者）

(注2) 平成19年度税制改正により所得割額が16万円（予定）に変更されます。

(注3) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

※特定障害者特別給付費については、知的障害者通勤寮入所者は対象となりません。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 _____ 電話番号 _____		

様式第 15 号、第 16 号及び第 17 号を削る。

様式第 18 号中「(第 9 条関係)」を「(第 8 条関係)」に、「社会福祉法人等による軽減措置の適用」を「食事提供体制加算対象者」に、「軽減適用期間」を「適用期間」に改め、同様式を様式第 15 号とする。

様式第 19 号中「(第 9 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改め、同様式を様式第 16 号とする。

様式第 20 号中「(第 10 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改め、同様式を様式第 17 号とする。

様式第 21 号中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同様式を様式第 18 号とする。

様式第 22 号中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同様式を様式第 19 号とする。

様式第 23 号中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同様式を様式第 20 号とする。

様式第 24 号中「(第 11 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改め、同様式を様式第 21 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

世帯状況・収入・資産等申告書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長

申告年月日 年 月 日

申告者(保護者)住所
(保護者)氏名

※通所施設・在宅サービス等軽減を申請する場合
生計中心者住所
" 氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について 住民票と同じ 世帯の特例を利用する

	氏名	生年月日	本人との関係	世帯の特例を受ける場合、以下について記入		
				市町村民税の状況		医療保険の状況
				課税・非課税の別	課税の場合、税制上、障害者の扶養控除の適用の有無	
申請者				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税		<input type="checkbox"/> 健保本人 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 健保被扶養者(本人 分)
世帯主				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	障害者の扶養控除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 健保本人 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 健保被扶養者(本人 分)
世帯員				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	障害者の扶養控除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 健保本人 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 健保被扶養者(本人 分)
				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	障害者の扶養控除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 健保本人 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 健保被扶養者(本人 分)

2 申請者の収入の状況について

〔個別減免・補足給付を申請しない場合…①、②、③のみ記入
" 申請する場合…全て記入〕

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円	①
--------	---	---

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種類	収入額
稼得等収入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)(②)	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当)(③)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
その他収入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入()	円

必要経費(B)

種類	内容	金額
租税		円
		円
社会保険料		円
		円

(裏面に続く)

3 申請者の資産等について（個別減免、通所施設・在宅サービス等軽減を申請する場合）

種 類	有無	内 容	
申請者名義の預貯金等	有・無		
申請者名義の不動産等	有・無		<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
			<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
その他の資産	有・無		

4 生計中心者の資産等について（通所施設・在宅サービス等軽減を申請する場合）

種 類	有無	内 容	
生計中心者名義の預貯金等	有・無		
生計中心者名義の不動産等	有・無		<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
			<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
その他の資産	有・無		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者	
氏名		との関係	
住所	〒 電話番号		

（記入上の注意）

1. 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
2. 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
3. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

様式第 25 号を削る。

様式第 26 号中「(第 13 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改め、同様式を様式第 23 号とする。

様式第 27 号中「(第 13 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改め、同様式を様式第 24 号とする。

様式第 28 号中「(第 14 条関係)」を「(第 13 条関係)」に改め、同様式を様式第 25 号とする。

様式第 29 号中「(第 14 条関係)」を「(第 13 条関係)」に改め、同様式を様式第 26 号とする。

様式第 30 号中「(第 15 条関係)」を「(第 14 条関係)」に改め、同様式を様式第 27 号とする。

様式第 31 号中「(第 15 条関係)」を「(第 14 条関係)」に改め、同様式を様式第 28 号とする。

様式第 32 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 29 号とする。

様式第 33 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 30 号とする。

様式第 34 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 31 号とする。

様式第 35 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 32 号とする。

様式第 36 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 33 号とする。

様式第 37 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 34 号とする。

様式第 38 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 35 号とする。

様式第 39 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 36 号とする。

様式第 40 号中「(第 16 条関係)」を「(第 15 条関係)」に改め、同様式を様式第 37 号とする。

様式第 41 号中「(第 17 条関係)」を「(第 16 条関係)」に改め、同様式を様式第 38 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市障害者自立支援法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第19号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第170号）の一部を次のように改正する。

第29条を第37条とし、第28条を第36条とする。

第27条中「様式第19号」を「様式第24号」に改め、同条を第35条とする。

第26条を第34条とする。

第25条の次に次の8条を加える。

（駐車場の名称等）

第26条 条例第51条の3に規定する市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「住宅駐車場」という。）の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

（対象自動車）

第27条 住宅駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する4輪の普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、バス及び貨物の運送の用に供する普通自動車であって、最大積載量が2トンを超えるものを除く。

（使用の申込み）

第28条 条例第51条の6第1項の規定により住宅駐車場を使用しようとする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書（様式第19号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 使用に係る自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条の自動車検査証をいう。）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（使用許可書の交付）

第29条 市長は、条例第51条の7の規定により住宅駐車場の使用者を決定

したときは、当該使用者と決定した者（以下「駐車場使用者」という。）に市営住宅駐車場使用許可書（様式第20号）を交付するものとする。

（使用料）

第30条 条例第51条の8第1項に規定する住宅駐車場の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

（変更の届出）

第31条 駐車場使用者は車両等の変更を生じた場合は、車両等変更届（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（保管場所の証明）

第32条 駐車場使用者が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条に規定する書面を必要とする場合は、市長に自動車保管場所使用承諾証明願（様式第22号）を提出し、市長の証明を受けなければならない。

（駐車場の返還）

第33条 駐車場使用者が住宅駐車場を返還しようとするときは、駐車場返還届（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

別表坪井団地の項及び五枚田団地の項を削り、同表中川端中須団地の項を次のように改める。

川端中須 団地	昭和30年	〃	川端町366番地2	木造平屋建	4
	昭和31年	〃	川端町366番地2	〃	2
	昭和36年	〃	中須町493番地2	〃	4
	昭和38年	〃	中須町503番地2	〃	4

別表勢田団地の項及び桜木団地の項中「簡易耐火」を「ブロック造」に改め、同表中旭ヶ台団地の項を次のように改める。

旭ヶ台団	昭和34年	〃	桜木町42番地	木造平屋建	12
------	-------	---	---------	-------	----

地	昭和35年	〃 桜木町46番地	〃	6
---	-------	-----------	---	---

別表清水団地の項を削り、同表二俣団地の項を次のように改める。

二俣団地	平成16年	〃 二俣3丁目10番 18号	中層耐火4階 建	20
二俣団地	平成18年	〃 二俣3丁目10番 12号	中層耐火3階 建	18

別表朝熊第1団地の項中「朝熊町2660番地1」を「朝熊町2659番地1」に、「朝熊町2667番地1」を「朝熊町2663番地1」に改め、同表朝熊第3団地の項中「朝熊町2654番地」を「朝熊町2654番地1」に改め、同表中

御門団地	昭和30年	〃 二見町溝口	木造	10
西団地	昭和37年	〃 二見町西	木造	8
今一色団地	昭和38年	〃 二見町今一色	簡易耐火	10
五十鈴川団地	昭和59年	〃 二見町西	簡易耐火2階 建	16
横世古住宅	昭和29年	〃 小俣町元町767番地	〃	8
	昭和30年	〃 小俣町元町792番地	簡易耐火平屋 建	6
	〃	〃	〃	6

大久保住宅	昭和32年	〃 地	小俣町元町388番	木造平屋	2
	〃	〃		〃	4
離宮山住宅	昭和39年	〃 番地	小俣町本町1337	簡易耐火平屋建	12
	〃	〃		〃	8
下小俣住宅	昭和41年	〃 地	小俣町元町99番	〃 簡易耐火平屋建	8
	〃	〃		〃	12

」

を

「

御門団地	昭和30年	〃 番地1	二見町溝口836	木造平屋建	10
西団地	昭和37年	〃 地1	二見町西138番	木造平屋建	8
今一色団地	昭和38年	〃 176番地15	二見町今一色	ブロック造平屋建	10
五十鈴川団地	昭和59年	〃 地48	二見町西185番	簡易耐火2階建	16
横世古住宅	昭和29年	〃 番地	小俣町元町767	ブロック造2階建	8
	昭和30年	〃 番地	小俣町元町792	ブロック造平屋建	6
	〃	〃		〃	6

離宮山住宅	昭和 39年	〃 小俣町本町1337 番地	ブロック造 平屋建	12
	〃	〃	〃	8
下小俣住宅	昭和 41年	〃 小俣町元町99番 地	ブロック造 平屋建	8
	〃	〃	〃	12

」

に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2(第26条関係)

名称	位置	駐車区画
竹ヶ鼻第1団地駐車場	伊勢市竹ヶ鼻町98番地2	28区画
	伊勢市竹ヶ鼻町99番地5	
浦口団地駐車場	伊勢市浦口4丁目28番5号	33区画
	伊勢市浦口4丁目28番11号	
中村団地駐車場	伊勢市中村町桜が丘177番地1	22区画
月見ヶ丘団地駐車場	伊勢市中村町302番地12	16区画
旭団地駐車場	伊勢市旭町49番地1	36区画
万所団地駐車場	伊勢市辻久留3丁目20番44号	24区画
宮中横団地駐車場	伊勢市浦口4丁目32番37号	18区画
	伊勢市浦口4丁目32番36号	
倭A団地駐車場	伊勢市倭町40番地	78区画
倭B団地駐車場	伊勢市倭町40番地	

倭C団地駐車場	伊勢市倭町40番地1	
倭隠岡団地駐車場	伊勢市倭町19番地1	16区画
二俣団地駐車場	伊勢市二俣3丁目10番18号	20区画
リバーサイドせせらぎ駐車場	伊勢市小俣町宮前31番地2	24区画
朝熊第1団地駐車場	伊勢市朝熊町2659番地1	10区画
	伊勢市朝熊町2663番地1	10区画
朝熊第3団地駐車場	伊勢市朝熊町2654番地1	10区画
黒瀬第1団地駐車場	伊勢市黒瀬町1736番地1	8区画
黒瀬第2団地駐車場	伊勢市黒瀬町1716番地1	5区画
黒瀬第3団地駐車場	伊勢市黒瀬町1721番地1	8区画
高向団地駐車場	伊勢市御菌町高向1318番地	10区画

別表第3(第30条関係)

名称		月額使用料	備考
竹ヶ鼻第1団地駐車場		2,500円	28台
浦口団地駐車場	(1) 市長が指定する区画	2,000円	(1) 2,000円 6台
	(2) (1)以外の区画	2,500円	(2) 2,500円 27台
中村団地駐車場		1,500円	22台
月見ヶ丘団地駐車場		1,500円	16台
旭団地駐車場		2,500円	36台

万所団地駐車場	2,500円	24台
宮中横団地駐車場	2,500円	18台
倭A団地駐車場	2,500円	78台
倭B団地駐車場	2,500円	
倭C団地駐車場	2,500円	
倭隠岡団地駐車場	2,500円	16台
二俣団地駐車場	2,500円	20台
リバーサイドせせらぎ駐車場	2,000円	24台
朝熊第1団地駐車場	1,000円	10台
朝熊第3団地駐車場	1,000円	10台
黒瀬第1団地駐車場	1,000円	8台
黒瀬第2団地駐車場	1,000円	5台
黒瀬第3団地駐車場	1,000円	8台
高向団地駐車場	1,500円	10台

様式第19号中「(第27条関係)」を「(第35条関係)」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第18条の次に次の5様式を加える。

様式第19号(第28条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

市 営 団地 第 号

(入居名義人)

氏 名 ①

電話番号

市営住宅駐車場使用許可申請書

下記のとおり駐車場を使用したいので申請します。

記

駐車場の名称						
使 用 料	月 額		円			
自 動 車 所 有 名 義 人						
入居名義人と所有名義人との続柄						
自 動 車	車 種	普通・小型・軽自	長さ	m	幅	m
	車 名		登録番号			

※添付書類：自動車検査証の写し

[事務処理欄]

受付年月日	受付番号	区画番号	備 考

(表)

様式第 20 号(第 29 条関係)

第 号

(入居名義人)

市営 団地 第 号
様

年 月 日

伊勢市長 印

市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用を下記のとおり許可します。

記

1 許可の内容

駐車場の名称					
駐車場の区画	番				
許 可 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで				
使 用 料	月 額 円				
車 種		長さ	m	幅	m
車 名		登録番号			

ただし、市長が期間延長について支障がないと認める場合は、更新するものとする。

(裏)

2 使用許可条件

- (1) 市営住宅団地内の車両通行は必ず徐行をし、常に安全運転を心がけること。
- (2) 当該団地内の車両通行等により万一、建築物、工作物、樹木等を損傷させ又は汚損させた場合は、ただちに市管理者に届け出るとともに原因者（自己）の負担により原状に復旧すること。
- (3) 当該駐車場において発生した事故等についてはその原因者（自己）の責任において解決すること。なお、これらの事故はもとより天災など不可抗力による事故（損害、傷害等）、原因者の特定できない事故（損害、傷害等）等に対しては本市は一切の賠償の責を負わない。
- (4) 次に掲げる行為はしてはならない。
 - ア 当該駐車場を目的外に使用すること。
 - イ 当該駐車場を模様替えし工作を加え、又は毀損し汚損すること。
 - ウ 当該駐車場の許可された区画以外に車両を駐車させること。
 - エ 許可された車両以外の車両を区画内に常駐させ、又は第三者に駐車場を使用させること。
 - オ 当該駐車場の使用許可にかかる権利・義務を第三者に譲渡すること。
- (5) 駐車場の使用許可を受けた車両を変更しようとするときは、本許可書と当該車両に係る譲渡証明書、廃車証明書又はその他の証明書を添えて車両等変更届（様式第 21 号）を提出すること。
- (6) 市が当該市営住宅の管理運営上必要があると認めて駐車場の使用を制限し、又は許可を取り消す場合は、その指示に従うこと。
- (7) 伊勢市営住宅駐車場に関する市営住宅管理条例、市営住宅管理条例施行規則及び上記記載の許可条件に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。
- (8) 使用許可取消しによる使用者の損失又はこれに係る第三者が損失を受けても、市はこれを補償しない。

様式第 21 号(第 31 条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号

(入居名義人)

氏 名 _____ ④

電話番号 _____

車 両 等 変 更 届

下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
自 動 車 名 義 人		
車 種		
車 名		
登 録 番 号		
変 更 事 由		

添付書類：変更後の自動車の自動車検査証の写し

旧車両の処分方法を証する書類

様式第 22 号(第 32 条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号
(入居名義人)

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

自動車保管場所使用承諾証明願

自動車保管場所使用承諾証明書が必要となりましたので、下記の事項について証明願います。

記

配置図

保管場所の所在	伊勢市					
保管場所の位置	駐車場		区画番号		番	
自動車の使用者			入居名義人と 使用者との続柄			
自動車所有名義人						
自動車	車種	普通・小型・軽自	長さ	m	幅	m
	車名		登録番号			

様式第 23 号(第 33 条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号

(入居名義人)

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

駐 車 場 返 還 届

下記のとおり駐車を返還しますので届け出ます。

記

駐車場の名称						
駐車場の区画		番				
返 還 日		年 月 日				
返 還 理 由		(1)市営住宅を退去するため (2)その他 理由 _____ _____				
自動車	車 種	普通・小型・軽自	長さ	m	幅	m
	車 名		登録番号			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 20 号

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防本部に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 151 号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「階級にある者」の次に「又はその他の職員」を加える。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 次長は消防監の階級にある者又はその他の職員を、次長心得は消防監若しくは消防司令長の階級にある者又はその他の職員をもって充てる。

第 9 条第 2 項中「又は」を「若しくは」に改め、「階級にある者」の次に「又はその他の職員」を加える。

第 10 条第 2 項中「階級にある者」の次に「又はその他の職員」を加える。

第 11 条及び第 12 条中「又は」を「若しくは」に改め、「階級にある者」の次に「又はその他の職員」を加える。

第 13 条第 2 項中「消防司令補」の次に「又はその他の職員を」を加える。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 21 号

伊勢市消防団規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団規則（平成 17 年伊勢市規則第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、班長及び」を「及び班長（以下「幹部」という。）並びに」に改める。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（任期）

第 4 条の 2 消防団長及び副団長の任期は、4 年とする。ただし、補欠の消防団長及び副団長の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 消防団長及び副団長は、再任されることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に団長又は副団長の階級にある者の任期は、この規則による改正後の第 4 条の 2 の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 22 号

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「支給割合」を「支給額」に改め、同条中「割合」を「額」に、「100 分の 25」を「170,750 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 23 号

伊勢市会計管理者の事務の代理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定による会計管理者の事務の代理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務を代理させる場合)

第 2 条 地方自治法第 170 条第 3 項の規定により会計管理者の事務を代理させる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 会計管理者が出張、休暇、欠勤等の事由により別に指定する期間引き続いてその事務を行うことができないと認められる場合
- (2) 会計管理者が休職又は停職を命ぜられた場合
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、別に指定する場合

(事務を代理する者及びその順序)

第 3 条 前条に規定する場合に会計管理者の事務を代理する職員及びその順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 会計課長の職にある者

第 2 順位 会計課長補佐の職にある者（会計課長補佐が置かれていない場合は、会計課出納係長）

(事務の代理に係る事項の明示)

第 4 条 前条第 1 項に規定する会計管理者の事務を代理する職員は、会計管理者の事務を代理するときは、代理の開始及び終了の年月日並びにその取り扱った事務の範囲を関係帳簿において明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、会計管理者の事務を代理している間に、その事務を代理する職員に異動があった場合について準用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 24 号

伊勢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行
規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年伊勢市条例第 61 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約をすることができる契約)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務機器の賃貸借に伴う契約のうち、電子複写機の賃貸借契約及び保守契約、簡易印刷機の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約
- (2) 情報処理機器（ソフトウェアを含む。）の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約

2 条例第 2 条第 2 号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 庁舎その他市の施設の維持管理業務委託契約その他これらに類する契約
- (2) 庁舎その他市の施設の維持管理機器の賃貸借に伴う契約のうち、機械警備装置設置に伴う賃貸借契約及び業務委託契約その他これらに類する契約

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市子育て支援センターきらら館条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 25 号

伊勢市子育て支援センターきらら館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市子育て支援センターきらら館条例（平成 19 年伊勢市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 伊勢市子育て支援センターきらら館（以下「センター」という。）に館長その他必要な職員を置く。

(使用時間)

第 3 条 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条に定める国民の休日の翌日
- (2) 月曜日（ただし、前号に掲げる休日に当たる場合は除く。）
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(使用の申請)

第 5 条 条例第 5 条の規定によりセンターを使用しようとする者は、伊勢市子育て支援センターきらら館使用者名簿（様式第 1 号）に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。ただし、調理実習室を使用しようとする場合は、あらかじめ伊勢市子育て支援センターきらら館調

理実習室使用許可申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第6条 前条本文の規定により使用者名簿に記入した者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けたものとみなす。

2 市長は、前条ただし書の規定による申請書を受理し、その使用目的及び内容を検討し、適当と認めるときは、伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 許可なく貼紙、文書の配布等をしないこと。
- (3) 施設又は設備、器具等を適正に使用し、火災防止等に努めること。
- (4) 使用後の施設又は設備、器具等の清掃又は整理をすること。
- (5) センターを管理する職員の指示に従うこと。
- (6) その他センターの管理運営に支障を来すような行為をしないこと。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

伊勢市子育て支援センターきらら館使用者名簿

番号	使用年月日	氏名	住所	電話番号	年齢
	年 月 日				

様式第2号(第5条関係)

伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

次のとおり伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室の使用許可を申請します。

使用日時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用目的	-----					

予定人数						
使用責任者	住所					
	氏名					
	電話					

様式第3号（第6条関係）

伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室使用許可書

年 月 日
第 号

様

伊勢市長



次のとおり伊勢市子育て支援センターきらら館調理実習室の使用を許可します。

使用日時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後		
使用目的	----- ----- ----- -----		
予定人数			
使用責任者	住所		
	氏名		
	電話		
使用条件			

伊勢市男女共同参画審議会規則をここに公布する。

平成 19 年 月 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 26 号

伊勢市男女共同参画審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、伊勢市男女共同参画推進条例（平成 19 年伊勢市条例第 8 号）第 18 条第 6 項の規定に基づき、伊勢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等の要求)

第 4 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、生活部市民参画交流課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、

会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「生涯学習係 人権学習係」を「生涯学習係 図書館係 人権学習係」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項学校教育課の款指導係の項第6号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改め、同項生涯学習・スポーツ課の款生涯学習係の項第4号中「の管理」を削り、同項の次に次のように加える。

図書館係

(1) 市立図書館に関すること。

第4条第1項生涯学習・スポーツ課の款スポーツ振興係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) B&G海洋センターに関すること。

第4条第1項生涯学習・スポーツ課の款青少年育成係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項文化振興課の款文化振興係の項第8号及び第9号を削り、同項第10号中「の運営計画及び維持管理」を削り、同号を同項第8号とし、同項第11号中「その他観光文化会館」を「山田奉行所記念館」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同項文化財係の項第3号中「文化財調査会」を「文化財保護審議会」に改め、同項中教育委員会事務局二見分室の項から教育委員会事務局御菌分室の項までを削る。

第5条第1項を次のように改める。

事務局に教育部長及び教育次長を、課に課長を、教育研究所に所長を、係に係長を、二見生涯学習センターにセンター長を、二見公民館に館長を、二見体育館に館長を、小俣図書館に館長を、小俣公民館に館長を、

小俣総合体育館に館長を、大仏山公園スポーツセンターにセンター長を、
B & G海洋センターにセンター長を置く。

第5条第2項中「、分室に副参事、室長補佐、主事及び主査を」を削る。

第6条第1項中「教育次長」を「教育部長」に改め、「、事務局分室」を削り、同条第2項中「教育次長（教育次長が2人以上ある場合にあっては、教育長があらかじめ指定した教育次長）」を「教育部長」に改め、同条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項を削り、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 教育次長は、上司の命を受け、教育部長を補佐し、教育部長に事故があるとき、又は教育部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 教育次長は上司の命を受けて事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市立伊勢図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市立伊勢図書館規則の一部を改正する規則

伊勢市立伊勢図書館規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「教育委員会事務局文化振興課」を「教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務委任規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第6号中教育長の次に「、教育部長」を加え、同条第7号中「公民館長、図書館長」を「館長、センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市議会議長 佐 之 井 久 紀

伊勢市議会規則第1号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から文書により請求しなければならない。

第38条第2項中「提出者の説明又は委員会への付託」を「前2項にお

ける提出者の説明及び第1項における委員会の付託」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は、議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第77条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第78条中「、印刷して」を削り、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」に改める。

第80条中「会議録に署名する議員は」を「会議録に署名する議員（会

議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は」に改める。

第 96 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 3 項」を「法第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

第 139 条中「、第 38 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項」を「、第 38 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項」に改める。

第 151 条中「、第 38 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項」を「、第 38 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する

規程を次のように定める。

平成 19 年 月 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に
関する規程

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市経営戦略会議規程（平成 17 年伊勢市訓令第 40 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「助役」を「副市長」に改め、同項第 2 号中「収
入役」を「会計管理者」に改める。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市事務決裁規程（平成 17 年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次
のように改正する。

第 5 条及び第 8 条中「助役」を「副市長」に改める。

第 7 条「をして」を「に」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「助役」を「副市長」に改める。

別表第 1 の 2 の表 13 の項中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改め
る。

別表第 2 の 12 の表工芸指導所の項 5 中「調製」を「作成」に改める。

(伊勢市収入役事務の専決等に関する規程の一部改正)

第 3 条 伊勢市収入役事務の専決等に関する規程（平成 17 年伊勢市訓令
第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条第 1 項中「収入役」を「会計管理
者」に改める。

(伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第 4 条 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成 17
年伊勢市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「吏員」を「市長部局の職員」に改める。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第5条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「助役」を「副市長」に改める。

様式第5号中「助役」を「副市長」に改める。

(伊勢市災害対策本部規程の一部改正)

第6条 伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(災害対策副本部長)

第4条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

別表中「第1副本部長、助役、第2副本部長、収入役」を「副市長」に、「部長 収入役」を「部長 会計管理者」に改める。

(伊勢市職員職名規程の一部改正)

第7条 伊勢市職員職名規程（平成17年伊勢市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「職員及び技能労務職員」に改め、同条各号を削る。

第2条に見出しとして「(職種名)」を付する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職名	職種名
技能労務職員	自動車運転手
	調理士
	技能士
	業務員

(伊勢市職員服務規程の一部改正)

第 8 条 伊勢市職員服務規程（平成 17 年伊勢市訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の見出しを「(事務の引継ぎ)」に改め、同条中「事務引継ぎを行ない」を「事務の引継ぎを行い」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号まで中「助役」を「副市長」に改める。

(伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第 9 条 伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

第 6 条第 7 項中「調整」を「作成」に改める。

(伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第 10 条 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程（平成 17 年伊勢市訓令第 20 号）一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「助役」を「副市長」に改め、同項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 4 条第 2 項中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

(伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程の一部改正)

第 11 条 伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第5条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

(伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程の一部改正)

第12条 伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程（平成17年伊勢市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第2号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する規程

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第1条 伊勢市経営戦略会議規程(平成17年伊勢市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 会計管理者
- (4) 理事(部に配属された理事を除く。)
- (5) 総務部長
- (6) 財務政策部長
- (7) 生活部長
- (8) 環境部長
- (9) 健康福祉部長
- (10) 産業部長
- (11) 観光交通部長
- (12) 都市整備部長
- (13) 上下水道部長
- (14) 二見総合支所長
- (15) 小俣総合支所長
- (16) 御菌総合支所長

第5条第1項中「合併調整室長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御菌総合支所長」を削り、「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改め、同条第2項中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改める。

第7条中「総合政策推進部政策課」を「財務政策部行政経営課」に改

める。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第2条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「平成17年伊勢市規則第4号」を「平成19年伊勢市規則第8号」に、同条第11号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に、同条第15号中「第3章第5節」を「第3章第6節」に改める。

別表第1の1の表15の項中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改め、同表第25の項中「広報秘書課長」を「秘書課長」に改める。

別表第1の2の表備考中「平成17年伊勢市規則第4号」を「平成19年伊勢市規則第8号」に改め、「、センター」を削り、「第22条」を「第23条」に、「総合支所の課及び室」を「総合支所の課」に改める。

別表第1の3の表11の項中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

市長の決裁及び個別専決事項

1 検査室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長		室長	
1 検査員及び検査事務の委託の決定	特に重要	重要			
2 工事の検査員の指名				○	土木工事、営繕工事等を対象

					とする。
3 工事検査の復命	特 に 重要	室長		職員	
4 工事の設計基準 に係る調査研究並 びに指導及び調整	特 に 重要	重要		軽易	

2 総務部

(1) 秘書課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 名誉市民に関する こと	○				

(2) 総務課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 職務権限の決定	○				
2 公印管守の総括				○	
3 行政手続の総括				○	
4 市の廃置分合及 び境界変更の手続			○		
5 町及び字の名称 及び区域の設定並 びに変更の手続			○		

6 財産区との連絡調整			○		
7 議会の招集	○				秘書課長 合議 議会事務局と調整
8 提出議案の照会			○		
9 議案の作成及び送付	○				
10 規則、規程、告示、公告等の審査			○		
11 条例及び規則の公布並びに規程の公表	○				
12 他の官公署からの依頼による公告書類の掲示				○	
13 議決に伴う予算及び決算の知事への報告				○	
14 公布した条例の知事への報告				○	
15 市公報の編集発行				○	
16 文書の収受、発送				○	

及び配布並びに保存					
17 議会の出席要求に係る調整	○				
18 例規類集の編纂				○	
19 公文書の公開又は開示の可否の調整			○		
20 伊勢市情報公開条例(平成17年伊勢市条例第19号)第20条の規定による実施状況及び伊勢市個人情報保護条例(平成17年伊勢市条例第20号)第30条の規定による運用状況の公表			○		
21 市史編さんに係る資料の収集及び調査				○	
22 市史の刊行	○				

(3) 広報広聴課

事項	市長	専決区分	備考
----	----	------	----

		副市長	部長	課長	
1 広報紙の編集発行			○		市長検閲
2 広報番組の制作			重要	軽易	
3 ホームページの運用				○	
4 報道機関との連絡調整				○	
5 市民相談の計画及び実施				○	
6 請願、陳情及び要望の受付及び連絡調整			○		主管課に直接提出されたものを除く。
7 施設見学会の計画及び実施				○	
8 広報広聴連絡会議の開催				○	

(4) 職員課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 職員の任用、分限、懲戒、退職、特	○				

別昇給、昇給延伸等					
2 職務専念義務の免除	○				
3 職員証の交付				○	
4 職員の在職及び履歴についての証明				○	
5 出勤簿の検閲及び過年度分の出勤簿の管理保管				○	
6 臨時職員の任免及び給与の決定				○	
7 嘱託職員の任免及び給与の決定	○				
8 職員の本籍、住所、氏名、電話番号等の変更届の受理				○	
9 給与制度、勤務条件等の調査研究			○		
10 職員の勤務条件等に係る職員団体との交渉、協定	○				
11 行政組織、職制及び職員の定数に関すること。	○				

12 扶養手当、通勤手当、住居手当等の支給資格の認定又は決定及び支給額の決定				○	
13 時間外勤務手当の配分				○	
14 職員の所得税、市町村民税等の源泉徴収				○	
15 退隠料及び扶助料の裁定及び支給手続	○				
16 研修基本計画の策定	○				
17 職員研修の実施				○	
18 職員(上下水道企業職員、病院企業職員及び消防職員を除く。)への被服の貸与				○	
19 健康診断の実施 その他職員の健康管理に関すること。				○	
20 職員安全衛生委				○	

員会の開催					
21 職員の公務災害の認定及び補償の申請			○		
22 職員の福利厚生に関すること。				○	
23 三重県市町村職員共済組合に関すること。				○	
24 伊勢市職員共済会に関すること。				○	

(5) 管財契約課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 建設工事等指名入札参加資格審査委員会の開催		○			
2 建設工事等の競争入札に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
3 入札有参加資格者名簿の登録				○	
4 工事に関する入札参加指名				設計金額	設計金額 3,000万円

				3,000万円未満	以上のものは、建設工事等指名入札参加資格審査委員会の審査による。
5 工事に関する入札執行				○	
6 工事に関する契約締結	1億5,000万円以上	1億円以上1億5,000万円未満	3,000万円以上1億円未満	3,000万円未満	随意契約は除く。
7 物品及び物件に関する入札参加指名				予定価格500万円未満	予定価格500万円以上のものは、建設工事等指名入札参加資格審査委員会の審査による。

8	物品及び物件に関する入札執行			○	
9	物品及び物件に関する契約締結	500万円以上	300万円以上500万円未満	300万円未満	
10	指名停止処分	○			
11	入札予告・結果の公表			○	
12	物品の規格統一の決定		○		
13	共用物品の購入、検収、管理及び支給			○	
14	市有財産の登記の総括		○		
15	財産台帳の管理			○	
16	備品管理の総括		○		
17	不要品の処分の決定		○		
18	庁内の取締り及び拾得物の処理			○	
19	庁内事務室の配置			○	
20	会議室の使用に関すること。			○	

21 庁内の放送に関する こと。				○	
22 電話の設置及び 廃止				○	
23 防火管理者の選 定				○	
24 庁舎の防火・避難 訓練の実施				○	
25 市有財産に係る 保険、共済に関する こと。				○	
26 公舎管理の総括 に関すること。			○		
27 共用車両の配車				○	
28 安全運転の指導				○	
29 車両の点検整備 及び保全管理				○	
30 自動車運行月報 の検閲				○	

(6) 電算システム課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 地域情報化の調 査及び資料の収集			○		

計画及び実施					
2 地域情報化計画の策定	○				
3 高度情報化計画の策定	○				
4 電子計算組織活用方針の決定			重要	軽易	
5 電子計算組織適用業務の開発に係る調査及び研究			重要	軽易	
6 庁内LANの運用管理			重要	軽易	
7 コンピュータ及び周辺機器の運用管理			重要	軽易	
8 プログラム及びデータの運用管理			重要	軽易	
9 コンピュータ操作に係る研修の計画及び実施				○	職員課長合議

(7) 危機管理課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 危機管理に関する	特に重	重要	軽易		

ること	要				
2 国民保護に関すること	特に重要	重要	軽易		
3 防災行政無線の運用管理			重要	軽易	
4 地域防災計画の総合調整			重要	軽易	
5 防犯及び暴力追放に係る意識啓発	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
6 防犯施設の維持管理			重要	軽易	
7 自主防犯活動に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

3 財務政策部

(1) 財政課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 予算執行計画の決定			○		
2 予算執行計画の変更の決定			○		
3 予算の執行管理		異例又	重要	軽易	

		は特に 重要			
4 予算編成要領の 作成			○		
5 予算の編成及び 決算の確定	○				
6 予算の流用の決 定				○	
7 予備費の充当の 決定	○				
8 流用を制限され た予算の流用の決 定				○	
9 弾力条項の適用 の決定			○		
10 継続費等予算繰 越しの決定	○				
11 予算謄本の交付				○	
12 起債事業計画の 申請				○	
13 起債許可予定額 決定通知書に基づ く起債許可書の交 付申請				○	
14 償還年次表に基				○	

づく市債の元利金の償還					
15 長期資金の借入申込み				○	
16 起債前貸の借入申込み				○	
17 公債の登録及び抹消通知				○	
18 地方交付税資料の作成				○	
19 一時借入金の借入申込み		○			
20 財政状況の公表の作成			○		
21 主要な施策の成果を説明する資料の作成			○		
22 財政状況等調査及び報告			○		
23 財務統計資料の作成				○	
24 予算成立の通知				○	
25 基金の処分又は繰替運用	○				
26 基金の運用益金				○	

の処理等の決定					
---------	--	--	--	--	--

(2) 課税課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 市税(県民税を含む。以下同じ。)の賦課及び更正				○	
2 市税の調定				○	
3 市税の減免及び延納の決定	基準の明確でないもの又は異例なもの			基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
4 市税の非課税の認定				○	
5 市税の課税対象の異動処理及び調査				○	
6 市税の申告及び申請の処理				○	
7 市民税及び県民税の特別徴収義務				○	

者の指定					
8 納税管理人の届出の受理及び処理				○	
9 相続による納税義務の継承の認定				○	
10 市税の賦課についての通知書の発行				○	
11 納税通知書の発行及び公示送達				○	
12 税務標識の交付				○	
13 自動車の臨時運行許可				○	
14 固定資産の評価	○				
15 固定資産税の不均一課税の決定				○	
16 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。				○	

(3) 収税課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 納税の指導及び相談に関すること。				○	

2	市税等の督促状 又は催告書の発行				○	
3	市税等の徴収に ついての通知書の 発行及び公示送達				○	
4	市税等の徴収猶 予の決定				○	
5	市税等の過誤納 金の還付及び充当				○	
6	市税等の徴収の 嘱託及び受託				○	
7	市税等の納付又 は納入の委託				○	
8	延滞金及び加算 金の徴収				○	
9	滞納金の徴収				○	
10	市税等に関する 付帯金の減免の決 定				○	
11	市税等の滞納に 係る調査又は検査				○	
12	市税等の滞納処 分(公売を除く。) 及びこれに伴う登 記又は登録に関す				○	

ること。					
13 市税等の交付要求				○	
14 市税等の滞納処分の停止及び不納欠損処分			10,000円以上	10,000円未満	
15 差押物件の管理				○	
16 差押物件の換価処分				○	

(4) 行政経営課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 総合計画の策定	○				
2 総合計画の進行管理に基づく調査及び調整			重要	軽易	
3 行財政改革に関する基本的な処理	特に重要	重要	軽易	定例軽易	
4 行財政改革の進行管理		重要	軽易	定例軽易	
5 指定統計及び各種統計調査の計画及び実施				○	
6 統計資料の収集				○	

整理及び報告					
7 統計調査区の設 定及び変更				○	
8 統計調査員の推 薦				○	
9 市勢要覧等の編 集発行及び配布			○		

4 生活部

(1) 市民参画交流課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 市民活動の支援 に関する方針の決 定	○				
2 市民活動の支援 に関する施策の調 整		重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
3 地縁による団体 の認可及び認可内 容の変更	○				
4 地区連絡員の任 命に関すること	○				職員課長 合議
5 コミュニティセ ンターの建設・運営	特に重 要	重要	軽易	定例的 かつ軽	

に関すること				易	
6 男女共同参画施策の総合企画、調整及び推進に関すること。	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	
7 国際化施策の企画、調整及び国際交流の推進に関すること。	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	

(2) 地域内分権推進課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 地域内分権に関する総合的かつ基本的な事項の企画及び立案並びに推進に関すること。	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	
2 地域内分権の総合調整に関すること。		重要	輕易	定例的かつ輕易	
3 伊勢市総連合自治会に関すること。				○	秘書課長合議

(3) 戸籍住民課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 住民基本台帳事務の処理				○	
2 戸籍事務の処理				○	
3 死産の届出の受理				○	
4 人口動態調査票の提出				○	
5 印鑑の登録及び証明並びに主管する事務に係る証明				○	
6 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証の交付整理に関する事。				○	
7 住民異動に伴う介護保険被保険者の資格に関する事。				○	
8 住民異動に伴う老人保健法(昭和57年法律第80号)の医療の資格に関する				○	

こと。					
9 住民異動に伴う 福祉医療費の資格 に関すること。				○	
10 住民異動に伴う 児童手当の資格の 整理に関すること。				○	
11 住民異動に伴う 小学校及び中学校 の転入学に関する こと。				○	
12 外国人登録の申 請等の受理及び処 理				○	
13 民刑事処分通知 の処理				○	
14 埋火葬の許可				○	
15 伊勢広域環境組 合斎場の使用の取 次ぎ				○	
16 相続税法(昭和25 年法律第73号)によ る通知				○	
17 罹災証明書の発 行				○	

18 自衛官募集事務 に関すること。				○	
19 支所及び支所相 互間並びに支所業 務に関する関係各 課との連絡調整				○	
20 住居表示整備事 業の実施(審議会)	特に重 要	重要	軽易		
21 住居番号の付定、 変更及び廃止の決 定				○	
22 街区符号及び住 居番号の付替え				○	

(4) 人権政策課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 人権施策の推進 に関する計画に関 すること。		○			
2 人権施策審議会、 隣保館運営審議会 及び人権施策推進 協議会の庶務に関 すること。				○	

(5) 合併調整室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	室長	
1 合併に係る諸問題の整理、調整に関するすること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

5 環境部

(1) 環境課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画に係る調査研究			重要	軽易	
2 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画の策定	特に重要	重要	軽易		
3 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画の進行政管理			重要	軽易	

4 環境管理システムの推進に関する こと。	特に重 要	重要	軽易		
5 環境保全及び環 境衛生思想の普及 に関すること。			重要	軽易	
6 浄化槽の普及及 び管理指導に関す ること。				○	
7 一般廃棄物収集 運搬業(し尿に係る ものに限る。)及び 浄化槽清掃業の許 可	○				
8 一般廃棄物収集 運搬業者(し尿に係 るものに限る。)及 び浄化槽清掃業者 の処理施設、事務所 等への立入検査				○	
9 浄化槽清掃業者 の指導監督				○	
10 伊勢広域環境組 合との連絡調整(ご み処理施設に関す	特に重 要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	

る事項を除く。)					
11 公害関係法令等に基づく届出の受理				○	
12 公害についての苦情処理及び調査並びに公害防止の指導				○	
13 公害発生予防のための事前調査				○	
14 公害の調査、分析及び測定				○	
15 公害関係法令等に基づく改善勧告		特に重要	重要	軽易	
16 墓地の使用及び管理に関する事				○	
17 改葬の許可				○	
18 化製場又は死亡獣畜取扱場以外での死亡獣畜処理の許可				○	
19 そ族及び昆虫(農林業に係る病害虫を除く。)の駆除の実施				○	

20 衛生器具等の貸出し				○	
21 各種感染症発生時の環境衛生の処理				○	
22 畜犬の登録及び狂犬病の予防措置に関すること。				○	
23 高麗広飲料水補助に関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(2) 資源循環課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 循環型社会の形成に関する調査研究及び啓発			重要	軽易	
2 一般廃棄物の処理区域の指定				○	
3 一般廃棄物の処理作業計画の決定				○	
4 多量の一般廃棄物の処理の指示				○	
5 廃棄物の減量・				○	

資源化に関する計画の決定及び推進					
6 一般廃棄物収集運搬業(し尿に係るものを除く。)の許可				○	
7 一般廃棄物処分業の許可	○				
8 一般廃棄物収集運搬業者(し尿に係るものを除く。)及び一般廃棄物処分業者の処理施設、事務所等への立入検査				○	
9 伊勢広域環境組合との連絡調整(ごみ処理施設に関する事項に限る。)	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
10 伊勢市を美しくする条例(平成17年伊勢市条例第135号)に基づく勧告及び改善命令				○	
11 不法投棄防止対				○	

策に関すること。					
12 環境美化意識に関する施策の策定及び実施			重要	軽易	
13 資源リサイクルに関する計画の決定及び推進並びに総合調整				○	
14 資源回収運動の推進				○	
15 一般廃棄物最終処分場建設事業の推進及び総合調整	特に重要	重要	軽易		
16 一般廃棄物最終処分場建設事業用地の買収、収用及び補償に関すること。	○				
17 一般廃棄物最終処分場建設事業に係る施設整備計画の作成	特に重要	重要	軽易		
18 廃棄物投棄場の総括管理				○	

(3) 清掃課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 ごみ収集事業の計画、実施及び調整に関すること。				○	
2 清掃従事者の作業配置				○	
3 ごみ集積所の指導				○	
4 所管車両の運行管理				○	
5 所属職員の労務管理				○	
6 所属職員の安全管理				○	
7 犬、猫等の死体処理				○	

6 健康福祉部

(1) 健康課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 健康づくり事業の総合企画、調整及び推進に関するこ	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

と。					
2 保健指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導の実施				○	
3 母子保健事業の実施				○	
4 成人及び高齢者保健事業の実施				○	
5 精神保健事業の実施				○	
6 介護予防の実施				○	
7 感染症の予防に関すること。				○	
8 予防接種の実施				○	
9 献血に関すること。				○	
10 休日・夜間応急診療所に関すること。				○	
11 救急医療対策事業の実施				○	
12 保健センターに関すること。				○	
13 看護実習生の受				○	

入れ					
----	--	--	--	--	--

(2) 医療保険課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 国民健康保険の資格の認定及び給付の決定				○	
2 高額療養費資金貸付及び出産資金貸付の決定				○	
3 国民健康保険料(税)の賦課及び調査				○	
4 国民健康保険料(税)の納入通知書の発行				○	
5 国民健康保険料(税)の賦課についての通知書の発行				○	
6 国民健康保険料(税)の賦課についての公示送達				○	
7 国民健康保険料(税)の減免	基準の明確で			基準の明確な	

	ないもの又は異例なもの			もの又は裁量の余地のないもの	
8	国民健康保険料 (税)の督促状及び 催告書の発行			○	
9	国民健康保険料 (税)の徴収につい ての通知書の公示 送達			○	
10	国民健康保険料 (税)の徴収猶予の 決定			○	
11	国民健康保険料 (税)の過誤納金の 還付充当			○	
12	国民健康保険料 (税)の徴収の嘱託 及び受託			○	
13	国民健康保険料 (税)の滞納に係る 調査又は検査			○	
14	国民健康保険料			○	

(税)に関する滞納 処分(公売を除く。)					
15 差押物件の管理				○	
16 差押物件の換価 処分				○	
17 国民健康保険料 (税)の滞納金の徴 収				○	
18 国民健康保険料 (税)の延滞金及び 加算金の徴収				○	
19 国民健康保険料 (税)に関する滞納 処分の停止及び不 納欠損処分			○		
20 国民健康保険料 (税)に関する付帯 金の減免			○		
21 保健事業の実施				○	
22 老人保健法医療 及び福祉医療費の 受給資格の認定及 び助成の決定				○	
23 国民年金の資格 関係届等の進達				○	

24 国民年金の裁定 請求書等の進達				○	
25 福祉年金裁定請 求書等の進達				○	
26 国民年金保険料 免除関係届等の進 達				○	

(3) 介護保険課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 介護保険事業計 画に関する事 こと。	特に重 要	重要	輕易	定例的 かつ軽 易	
2 被保険者の資格 管理に関する事 こと。				○	
3 要介護及び要支 援の認定に関する こと。				○	
4 保険給付等の審 査及び支払				○	
5 介護保険料の賦 課及び徴収				○	
6 介護保険料の徴 収猶予及び減免	基準の 明確で			基準の 明確な	

	ないもの又は異例なもの			もの又は裁量の余地のないもの	
7 介護保険料の滞納処分				○	
8 介護保険料の不納欠損処分			○		
9 その他の要介護又は要支援の認定を受けた高齢者等に対する支援事業の実施				○	

(4) 生活支援課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 援護物品の支給				○	
2 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の措置				○	
3 売春防止法(昭和31年法律第118				○	

号)に基づく保護相談					
4 戦傷病者、戦没者遺族等及び旧軍人等の援護に関すること。				○	
5 福祉資金の償還金に関する事務				○	
6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事務			○		
7 保護の開始、廃止及び停止並びに保護申請の却下の決定			○		
8 保護の変更の決定				○	
9 被保護者に対する指導及び指示				○	
10 被保護者の保護金品の返還、免除				○	
11 被保護者の扶養義務者からの費用				○	

の徴収					
12 被保護者の訪問記録その他の記録に関すること。				○	
13 医療扶助の現物給付に係る医療券、調剤券、施術券、看護券及び移送費の給付				○	
14 保健福祉計画の総合調整	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
15 社会福祉事業団体との連絡調整	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(5) こども課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 保育所への入所に関すること。			○		
2 保育料の決定				○	
3 保育料の減免	基準の明確でないも			基準の明確なもの又	

	の又は 異例な もの			は裁量 の余地 のない もの	
4	保育所の給食に 関すること。			○	
5	市立保育所の総 括管理			○	
6	助産の実施及び 母子保護の実施に 関すること。		○		
7	児童館の総括管 理			○	
8	おおぞら児童園 の総括管理			○	
9	児童手当の認定 及び支給			○	
10	児童扶養手当の 認定及び支給			○	

(6) 長寿課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 介護予防ケアマ ネジメントに関す				○	

ること。					
2 ケアプラン作成の業務委託に関すること。				○	
3 介護報酬の請求に関すること。				○	
4 高齢者等の総合相談・支援に関すること。				○	
5 高齢者等の権利擁護に関すること。				○	
6 地域ケアの支援に関すること。				○	
7 介護サービス事業者の支援に関すること。				○	
8 在宅介護支援センターに関すること				○	
9 虚弱高齢者の介護予防に関すること。				○	
10 老人ホームへの入所措置に関すること。			○		

(7) 障がい福祉課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関すること。			重要	軽易	
3 身体障害者手帳の交付に関すること。				○	
4 障害者自立支援事業の実施に関すること。				○	
5 療育手帳の交付に関すること。				○	
6 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。				○	
7 障害児福祉手			○		

当、特別障害者手当及び福祉手当の認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に関すること。					
8 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給者に係る変更(これらの手当の額の改定に係るものを除く。)に関すること。				○	

7 産業部

(1) 商工労政課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 小規模事業資金保証料補給補助金の交付決定				○	
2 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく次					

に掲げる事務					
(1) 設立及び合併の認可、措置命令及び解散の命令	○				
(2) (1)以外の事務				○	
3 計量器の調査及び報告				○	
4 労働福社会館に関すること。				○	
5 サンライフ伊勢に関すること。				○	
6 やすらぎ公園プールに関すること。				○	

(2) 企業誘致課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 工場等誘致奨励措置指定審査委員会の開催		○			秘書課長合議
2 企業立地に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(3) 産業支援センター準備室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	室長	
1 産業支援センターの調査、研究及び設立の準備に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 工芸指導所の総括管理				○	

(4) 農林課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 農林業及び畜産業の生産指導				○	
2 農林関係諸団体の連絡調整				○	
3 農林用生産資機材等の購入あっせん				○	
4 農業金融のあっせん				○	
5 農林漁業災害融資融通に伴う利子補給金及び損失補償金の交付決定				○	

6	農作物及び家畜の病虫害の予防				○	
7	森林施業に伴う立入調査等及び火入れの許可				○	
8	動物(鳥獣を除く。)の飼養及び収容の許可				○	
9	鳥獣の飼養の登録				○	
10	有害鳥獣駆除のための捕獲許可				○	
11	農業生産基盤及び農業振興地域の整備			○		
12	農業振興地域整備計画の作成及び変更			○		
13	農業経営基盤強化の推進				○	
14	市民農園に関すること。				○	
15	農作物の災害調査				○	
16	土地改良団体の				○	

指導					
17 土地改良事業等の計画及び実施			○		
18 土地改良事業等の換地及びその指導				○	
19 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく次に掲げる事務(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は同法第3条第1項に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行う場合に限る。)					
(1) 土地改良事業及びその変更等の認可	○				
(2) 換地計画及びその変更の認可等		○			
(3) 管理規程の認		○			

可等					
(4) 土地改良事業 計画の公告後 における土地の形 質の変更等の許 可			○		
(5) 土地改良事業 の業務又は会計 の検査及び措置 命令				○	
20 土地改良事業負 担金の徴収				○	

(5) 水産課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 水産・漁港関係事 業計画及び実施	特に重 要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	
2 漂流物、沈没品等 の引受け及び保管				○	
3 漂流物、沈没品等 の公売				○	
4 漁港の維持及び 管理に関すること。	特に重 要	重要	軽易	定例的 かつ軽	

				易	
--	--	--	--	---	--

8 観光交通部

(1) 観光企画課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 観光振興の調整及び宣伝に関すること				○	
2 観光振興の企画及び誘客戦略に関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(2) 観光事業課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 観光団体との調整に関すること				○	
2 観光行事及び伝統文化の活用に関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

(3) 交通政策課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	

1 総合交通体系に関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 地域交通対策に関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
3 コミュニティバス等バス運行に関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
4 海上アクセスに関すること	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
5 交通安全対策の計画、実施及び調整	○				財務政策部長、行政経営課長合議
6 交通調査の実施	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
7 交通関係団体及び機関との連絡調整			重要	軽易	
8 駐輪場の設置及び管理			重要	軽易	
9 交通安全に係る	特に重要	重要	軽易	定例的	

意識啓発	要			かつ軽 易	
10 交通災害共済の 加入及び見舞金の 請求			2等級 以上	3等級 以下	

9 都市整備部

(1) 監理課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付				○	
2 土木施設に関する要望書の処理			○		
3 国県事業の連絡調整			○		
4 みなとまちづくりに関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽 易	

(2) 都市計画課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 都市計画に係る			○		

連絡調整					
2 都市計画及び都市計画に関する調査			○		
3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の許可申請書の進達				○	
4 地区計画に基づく届出の受理及び同意			○		
5 地区計画区域内における行為の届出の承認及び指導			○		
6 開発行為許可等申請の進達	○				1ヘクタール以上の開発行為
		○			1ヘクタール未満の開発行為
7 開発行為の事前協議に係る回答				○	
8 都市計画法の規			○		

定による公共施設の引継検査					
9 都市計画法の規定による公共施設の管理引継			○		
10 都市計画法の規定による公共施設用地の帰属			○		
11 優良宅地及び優良住宅の認定			○		
12 風致地区内の許可事項に係る事務処理				○	
13 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地に関する権利の移転等及び遊休土地に関する進達				○	
14 路外駐車場の設置の届出の受理及び事務処理				○	
15 建築物等確認申請の経由				○	
16 伊勢市建築物に				○	

おける駐車施設の 附置等に関する条 例(平成17年伊勢市 条例第158号)に基 づく駐車施設の附 置に関すること。					
17 建築協定に関す ること。			○		
18 三重県バリアフ リーのまちづくり 推進条例(平成11年 三重県条例第2号) に基づく届書等の 受理及び事務処理				○	
19 都市景観の計 画、調査、啓発及 び指導	特に重 要	重要	輕易	定例的 かつ軽 易	
20 観光空間づくり に関すること。	特に重 要	重要	輕易	定例的 かつ軽 易	
21 地図等の販売				○	

(3) 基盤整備課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	

1 土木施設工事に 係る関係機関との 協議及び通知				○	
2 土木施設の整備 推進			○		

(4) 維持課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 土木施設の維持 管理				○	
2 土木施設の維持 管理協定の締結			○		監理課長 合議
3 土木施設の巡視				○	
4 土木施設の占用 許可				○	
5 土木施設工事の 施行承認				○	
6 土木施設の使用 許可				○	
7 土木施設工事の 施行に伴う通行規 制				○	
8 国県所管施設の 占用許可申請			○		

9 国県所管施設の 占用許可更新申請				○	
10 砂利採取法(昭 和43年法律第74号) 第36条の規定によ る通報に係る砂利 採取に対する意見 具申			○		
11 市道、準用河川 の認定、変更及び廃 止	○				監理課長 合議
12 水防計画の決定	○				総務部長、 危機管理 課長、監理 課長合議
13 屋外広告物に関 すること。				○	
14 国有地への占 用・加工に対する意 見書の提出			○		監理課長 合議
15 国・県用地の処 分に対する意見書 の提出			○		監理課長 合議
16 土木施設工事に 係る関係機関との				○	監理課長 合議

連絡調整					
17 土木施設の占用料及び使用料の徴収				○	監理課長合議
18 交通安全対策施設の設置及び管理			重要	軽易	
19 交通安全資材の使用許可			重要	軽易	
20 放置自転車に関すること。			重要	軽易	

(5) 用地課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 公共用地の買収、収用等に係る連絡調整				○	
2 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)による土地の有償譲渡の届出及び土地買収希望申出の処理				○	
3 市有財産の評価			○		

4 普通財産の取得、処分及び管理に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
5 普通財産の引継ぎ			○		
6 国・県用地の処分に対する意見書の提出			○		
7 地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく図書の閲覧				○	
8 土木施設の境界確認に関する事務処理			○		

(6) 建築住宅課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者の公募			○		
2 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者の決定			○		

3 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理人の委嘱及び解嘱				○	
4 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の明渡しの請求			○		
5 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の処理				○	
6 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃の減免及び徴収猶予	基準の明確でないもの又は異例なもの			基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
7 市営住宅入居者の収入超過者等に関する認定			○		
8 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃の督促状又は催告状の発行				○	
9 市営住宅及び特				○	

定公共賃貸住宅の家賃の過誤納金の還付充当					
10 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃に関する付帯金の減免				○	
11 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の様様替え、増築及び工作物等の承認				○	
12 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の同居、一時不在、入居の承継等の承認				○	
13 市営住宅の使用許可				○	
14 住宅新築資金等償還金の督促状又は催告状の発行				○	
15 住宅新築資金等償還金の納付通知書の発行				○	
16 市有建築物の設計				○	

17 伊勢市まちなみ 保全条例(平成元年 伊勢市条例第24号) 第5条の規定による 保全地区の指定、変 更又は指定の解除	○				
18 伊勢市まちなみ 保全条例第10条に 規定する資金の貸 付け及び取消しの 決定	○				
19 まちなみ保全貸 付償還金の納付通 知書の発行				○	

(7) 宮川・横輪川改修対策室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 代替用地取得及 び処分	○				
2 事業に係る関係 機関との協議及び 通知	特に重 要	重要	輕易	定例的 かつ軽 易	
3 事業に係る連絡 調整				○	

10 上下水道部(公営企業を除く。)

(1) 上下水道総務課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 所管する資産に係る占有許可及び加工の許可				○	

(2) 料金課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 農業集落排水分担金及び使用料の賦課徴収				○	
2 農業集落排水分担金及び使用料の督促及び減免	基準の明確でないもの又は異例なもの			基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	
3 農業集落排水分担金及び使用料の督促及び滞納整理				○	
4 農業集落排水分		○			

担金及び使用料の 権利の消滅の決定					
----------------------	--	--	--	--	--

(3) 下水道建設課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 都市下水路事業 の計画及び実施	特に重 要		重要	軽易	

(4) 下水道施設管理課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 道路、河川等の 占用申請			重要	軽易	

11 総合支所

(1) 地域振興課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	総合支 所長	課長	
1 請願、陳情及び 要望の受付及び連 絡調整			○		
2 地域審議会の開 催	○				

3	行財政改革に関する基本的な処理			重要	軽易	
4	公印管守の総括				○	
5	文書の收受、発送及び配布並びに保存				○	
6	庁舎の防火及び避難訓練の実施				○	
7	公舎管理の総括に関すること。			○		
8	共用車両の配車				○	
9	安全運転の指導				○	
10	車両の点検整備及び保全管理				○	
11	地域振興策及び地域総合開発の企画	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
12	市民活動の支援に関する施策の調整		重要	軽易	定例的かつ軽易	
13	地域防災計画の総合調整			重要	軽易	本庁調整
14	自主防犯活動に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

15 防犯灯の設置及び管理			重要	軽易	
16 統計調査員の推薦				○	

(2) 生活環境課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	総合支 所長	課長	
1 住民基本台帳事務の処理				○	
2 戸籍事務の処理				○	
3 印鑑(認可地縁団体に係るものを除く。)の登録及び証明並びに主管する事務に係る証明				○	
4 外国人登録の申請等の受理及び処理				○	
5 埋火葬の許可				○	
6 環境基本計画、一般廃棄物処理計画及び生活排水対策推進計画に係る			重要	軽易	

調査研究					
7 環境基本計画、 一般廃棄物処理計 画及び生活排水対 策推進計画の進行 管理			重要	軽易	
8 公害についての 苦情処理及び調査 並びに公害防止の 指導				○	
9 改葬の許可				○	
10 伊勢市を美しく する条例に基づく 勧告及び改善命令				○	
11 資源回収運動の 推進				○	
12 死産の届出の受 理				○	
13 各種税証明書発 行				○	
14 税務標識の交付				○	
15 自動車の臨時運 行許可				○	

(3) 福祉健康課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	総合支 所長	課長	
1 放課後児童クラブへの入所に関すること。				○	
2 児童館の総括管理				○	
3 保健福祉計画の総合調整	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	本庁課長調整
4 健康づくり事業の総合企画、調整及び推進に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	本庁課長調整
5 保健指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導の実施				○	
6 母子保健事業の実施				○	
7 介護予防の実施				○	

(4) 産業建設課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	総合支 所長	課長	
1 農業生産基盤及び農業振興地域の整備			○		
2 土地改良事業等の計画及び実施			○		
3 土木施設に関する要望書の処理			○		
4 土木施設の整備推進			○		
5 土木施設の維持管理				○	監理課長合議
6 街路灯及び道路照明灯の設置及び管理			重要	軽易	都市整備部長、維持課長合議

12 出先機関に関する事項

出先機関名	出先機関の長の専決事項
支所	1 支所の管理 2 戸籍及び住民基本台帳の届書の受領及び証明書の発行 3 印鑑(認可地縁団体に係るものを除く。)の登

	<p>録及び証明並びに支所の所管する証明及び閲覧の許可</p> <p>4 国民健康保険被保険者の資格の得喪、変更等の届出の処理及び被保険者証の交付</p> <p>5 介護保険要介護認定・要支援認定申請の受理</p> <p>6 妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付</p> <p>7 埋火葬の許可</p> <p>8 死産の届出の受理</p> <p>9 交通災害共済の加入事務処理</p> <p>10 地区コミュニティセンターの管理及び使用許可</p> <p>11 農村環境改善センターの管理及び使用許可 (沼木支所長に限る。)</p>
工芸指導所	<p>1 工芸指導所の管理</p> <p>2 工芸指導所の運営及び行事の実施</p> <p>3 木工機械の使用許可</p> <p>4 試験等の受託</p> <p>5 産業工芸品の考案及びデザインの作成</p> <p>6 試作品の処分</p>
保育所	<p>1 保育所の運営及び行事の実施</p>
おおぞら児童園	<p>1 園の運営及び行事の実施</p>
子育て支援センター 一きらら館	<p>1 センターの運営及び行事の実施</p>

(伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部改正)

第3条 伊勢市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「室長及び分室長」を「課長」に改め、同条第1項中「収入役室長（以下「室長）」を「会計課長（以下「課長）」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「室長」を「課長」に改め、同条第2項中「室長が不在」を「課長が不在」に、「室長補佐」を「課長補佐」に改め、同条第3項を削る。

（伊勢市文書管理規程の一部改正）

第4条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「平成17年伊勢市条例第14号」を「平成18年伊勢市条例第66号」に改める。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 課 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)第3条に規定する本庁の課び室、同規則第5条に規定する会計課並びに同規則第23条に規定する総合支所の課をいう。

第2条第7号に次のように加える。

カ 子育て支援センターきらら館 伊勢市子育て支援センターきらら館条例（平成19年伊勢市条例第6号）第1条の規定により設置された子育て支援センターをいう。

別表を次のように改める。

別表（第31条関係）

文書記号	所属名
検	検査室
秘	総務部秘書課
総	総務部総務課

広	広報広聴課
職	総務部職員課
管	総務部管財契約課
電	総務部電算システム課
危	総務部危機管理課
財	財務政策部財政課
課	財務政策部課税課
収	財務政策部収税課
行	財務政策部行政経営課
市	生活部市民参画交流課
地	生活部地域内分権推進課
戸	生活部戸籍住民課(支所を含む。)
人政	生活部人権政策課
合	生活部合併調整室
環	環境部環境課
資	環境部資源循環課
清	環境部清掃課
健	健康福祉部健康課
医	健康福祉部医療保険課
介	健康福祉部介護保険課
生	健康福祉部生活支援課
こ	健康福祉部こども課
長	健康福祉部長寿課
障	健康福祉部障がい福祉課
商	産業部商工労政課

企	産業部企業誘致課
産	産業部産業支援センター準備室(工芸指導所を含む。)
農	産業部農林課
水産	産業部水産課
観企	観光交通部観光企画課
観事	観光交通部観光事業課
交	観光交通部交通政策課
監理	都市整備部監理課
都計	都市整備部都市計画課
基	都市整備部基盤整備課
維	都市整備部維持課
用	都市整備部用地課
建	都市整備部建築住宅課
宮	都市整備部宮川・横輪川改修対策室
上	上下水道部上下水道総務課
料	上下水道部料金課
下建	上下水道部下水道建設課
下施	上下水道部下水道施設管理課
二地	二見総合支所地域振興課
二生	二見総合支所生活環境課
二福	二見総合支所福祉健康課
二産	二見総合支所産業建設課
小地	小俣総合支所地域振興課
小生	小俣総合支所生活環境課

小福	小俣総合支所福祉健康課
小産	小俣総合支所産業建設課
御地	御菌総合支所地域振興課
御生	御菌総合支所生活環境課
御福	御菌総合支所福祉健康課
御産	御菌総合支所産業建設課
会	会計課

(伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第5条 伊勢市防災行政無線局管理運用規程（平成17年伊勢市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「まちづくり推進部防災防犯課（以下「防災防犯課」を「総務部危機管理課（以下「危機管理課」に改める。

第5条中「まちづくり推進部長」を「総務部長」に改める。

第6条第1項中「防災防犯課長」を「危機管理課長」に改める。

第7条第1項中「防災防犯課防犯係長」を「危機管理課防犯係長」に、「防災防犯課以外」を「危機管理課以外」に改める。

(伊勢市職員服務規程の一部改正)

第6条 伊勢市職員服務規程（平成17年伊勢市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「平成17年伊勢市規則第4号」を「平成19年伊勢市規則第8号」に改める。

(伊勢市職員の職務発明等の取扱いに関する規程の一部改正)

第7条 伊勢市職員の職務発明等の取扱いに関する規程（平成17年伊勢市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成17年伊勢市条例第14号」を「平成18年伊勢市条例第66号」に、「平成17年伊勢市規則第4号」を「平成19年伊勢

市規則第 8 号」に改める。

(伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第 8 条 伊勢市職員安全衛生委員会規程 (平成 17 年伊勢市訓令第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「資源循環部会」を「清掃部会」に改める。

別表保育所部会の項中「福祉健康部児童長寿課」を「健康福祉部こども課」に、「福祉健康部長」を「健康福祉部長」に改め、同表資源循環部会の項中を次のように改める。

清掃部会	環境部清掃課	清掃課及び資源循環課	環境部長	12
------	--------	------------	------	----

別表佐八部会の項中「都市整備部維持管理課」を「都市整備部維持課」に改め、同表二見総合支所部会の項、小俣総合支所部会の項及び御菌総合支所部会の項中「(上下水道部会及び教育部会に属する者を除く。)」を削り、同表上下水道部会の項中「上下水道部管理課」を「上下水道部上下水道総務課」に改める。

(伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第 9 条 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程 (平成 17 年伊勢市訓令第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「18 人」を「15 人」に改め、同条第 2 項第 3 号中「総務部長」を「財務政策部長」に改め、同項第 8 号中「政策課長」を「行政経営課長」に改め、同項中第 12 号から第 14 号までを削り、第 15 号を第 12 号とし、第 16 号から第 18 号までを 3 ずつ繰り上げる。

第 7 条中「総務部収税課」を「財務政策部収税課」に改める。

(伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程の一部改正)

第 10 条 伊勢市建設工事等指名入札参加資格審査委員会規程 (平成 17 年伊勢市訓令第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に、「生活環境部長」

を「環境部長」に、「まちづくり推進部長」を「観光交通部長」に、「教育次長」を「教育部長」に改める。

(伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程の一部改正)

第 11 条 伊勢市工場等誘致奨励措置指定審査委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「総合政策推進部長」を「財務政策部長」に、「、生活環境部長、産業部理事商工政策・産業支援センター担当、まちづくり推進部長」を「、環境部長、産業部参事産業支援・企業誘致担当」に改める。

第 7 条中「産業部商工政策課」を「産業部企業誘致課」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

児童手当の請求等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第3号

児童手当の請求等に関する規程の一部を改正する規程

児童手当の請求等に関する規程（平成17年伊勢市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「小学校第3学年修了前」を「小学校修了前」に改める。

様式第2号中「小学校第3学年修了前」を「小学校修了前」に、「9歳に達した日」を「12歳に達した日」に改める。

様式第3号中「小学校第3学年修了前」を「小学校修了前」に改める。

様式第5号中「小学校第3学年修了前」を「小学校修了前」に、「9歳に達した日」を「12歳に達した日」に改める。

様式第6号中「小学校第3学年修了前」を「小学校修了前」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

伊勢市地域包括支援センター運営規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第4号

伊勢市地域包括支援センター運営規程

(目的)

第1条 この訓令は、本市が設置する伊勢市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の職員（以下「担当職員」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、もって介護保険法（平成9年法律第123号。）に定める要支援の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターが行う事業の運営の方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (3) センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) センターは、地域の保健、医療及び福祉サービス機関や住民の自発的な活動による地域の取組み等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称及び位置)

第3条 事業を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊勢市地域包括支援センター
- (2) 位置 伊勢市岩淵1丁目7番29号

(職員の職種及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種及び職務の内容は、次の表のとおりとする。

職 種	職務の内容
センター長	担当職員の管理監督、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他指揮命令を行う。
保健師	指定介護予防支援の提供を行う。
介護支援専門員	
社会福祉士	
事務職員	日常業務の事務を行う。
その他の職員	指定介護予防支援の提供を支援する。

(開設日及び開設時間)

第5条 センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 開設日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 開設時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及びその内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 提供方法は、指定予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第29条から第31条までの規定に

従って実施するものとする。

(2) 利用者の相談を受ける場所は、センター、介護予防サービス事業所又は利用者宅とする。

(3) サービス担当者会議は、センター、介護予防サービス事業所又は利用者宅において開催し、指定介護予防サービス事業者の担当者に、利用者の状況等に関する情報、意見等を求めることができるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問月、その頻度等は次に掲げるとおりとする。
この場合において、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の状況把握に努めるものとする。

ア アセスメント時及びサービスの評価期間終了月並びにその間の3箇月に1回

イ 利用者の状況に著しい変化があったとき。

(5) 担当職員は、モニタリングの結果記録は、少なくとも1箇月に1回は、行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、伊勢市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、担当職員は速やかに必要な措置を講ずるとともに、保険者、当該利用者の家族に連絡しなければならない。

(守秘義務)

第9条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、担当職員でなくなった

後においても漏らしてはならない。

(業務の委託)

第 10 条 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に実施できるよう業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程(平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削り、同条第5号中「伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第5条第1項」を「規則第5条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 教育部長 伊勢市教育委員会事務局等処務規則。以下「規則」という。)第5条第1項に規定する教育部長をいう。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削る。

(代決)

第3条 教育長の決裁を受けるべき事務について、教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決する。この場合において、教育長及び教育部長が不在のときは、教育次長(教育次長が2人以上ある場合にあっては、当該事務を担当する教育次長。以下同じ。)がその事務を代決する。

2 前項の場合において、教育長、教育部長及び教育次長が不在のときは、主管の課長等がその事務を代決することができる。

3 次条に規定する教育部長の専決事項で、教育部長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。この場合において、教育部長及び教育次長が不在のときは、主管の課長等がその事務を代決する。

4 第5条に規定する教育次長の専決事項で、教育次長が不在のときは、主管の課長等がその事務を代決する。

5 第6条に規定する課長等の専決事項で、課長等が不在のときは、主管の係長(課長補佐が置かれているときは、課長補佐)がその事務を代決す

る。

第5条を削る。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号中「1億円未満」を「3,000万円以上5,000万円未満」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「500万円未満」を「100万円以上300万円未満」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「1億円未満」を「3,000万円以上5,000万円未満」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号及び第14号を削り、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(教育部長専決事項)

第4条 教育部長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 事務局の課及び伊勢市教育研究所の総合調整
- (2) 教育次長及び参事の事務分担の承認
- (3) 教育次長及び参事の出張命令及びその復命の受理
- (4) 教育次長及び参事の7日未満の休暇、遅刻、早退等の承認及び欠勤届の受理
- (5) 教育次長及び参事の7日以上の休暇、遅刻、早退等の承認及び欠勤届の受理
- (6) 教育次長及び参事の勤務時間及び週休日の割振り
- (7) 教育次長及び参事の週休日の振替及び代休日の指定
- (8) 教育次長及び参事の管理職員特別勤務命令
- (9) 教育次長及び参事の事務引継の報告
- (10) 1件1億円未満の工事及び工事に関連する委託の施行並びに支出負担行為の決定
- (11) 前号に掲げるもののほか1件500万円未満の支出負担行為及び不

用品の処分の決定

- (12) 予定価格が1億円未満の工事等の入札の執行
- (13) 1件100万円以上の予算の流用申請
- (14) 物品売払いその他の収入で1件30万円未満のもの

第6条生涯学習・スポーツ課長専決事項の項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 図書館資料の収集、寄贈、整理及び保存
- (6) 図書館資料の利用及び管理に関する事項

第6条生涯学習・スポーツ課長専決事項の項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 体育施設に関する事務処理
- (9) B&G御菌海洋センターに関する事務処理

第6条文化振興課長専決事項の項第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同項に次の1号を加える。

- (6) 山田奉行所記念館に関する事務処理

第6条分室長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 23 日

伊勢市消防長 山 川 和 俊

伊勢市消防本部訓令第1号

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する規程

伊勢市消防職員任用規程（平成17年消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「5年」を「3年」に、同項第2号中「7年」を「3年」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市消防職員の階級別等定数規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市消防長 山 川 和 俊

伊勢市消防本部訓令第 2 号

伊勢市消防職員の階級別等定数規程の一部を改正する規程

伊勢市消防職員の階級別等定数規程（平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

消防副士長及び消防士	46 人
------------	------

 を

「

消防副士長及び消防士	45 人
その他の職員	1 人

 に改める。
」

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道部処務規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市上下水道部処務規程の全部を改正する規程

伊勢市上下水道部処務規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号)の全部を次のように改正する。

(分課)

第 1 条 伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 168 号)第 4 条に規定する上下水道部の分課は、次のとおりとする。

上下水道総務課

料金課

上水道課

下水道建設課

下水道施設管理課

(係の設置)

第 2 条 前条の課に次の係を置く。

上下水道総務課

庶務係

経理係

料金課

上下水道料金係

下水道負担金係

上水道課

給水係

建設係

維持係

水源係

下水道建設課

下水道第一係

下水道第二係

雨水施設整備係

下水道施設管理課

施設維持係

排水設備係

(事務分掌)

第3条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

上下水道総務課

(1) 事業の推進及び管理に関すること。

料金課

(1) 水道料金に関すること。

(2) 下水道事業受益者負担金に関すること。

(3) 下水道使用料に関すること。

(4) その他事業収入に関すること

上水道課

(1) 給水の計画及び施行に関すること。

下水道建設課

(1) 下水道の整備に関すること。

下水道施設管理課

(1) 下水道の維持管理に関すること。

2 係の事務分掌は、次のとおりとする。

上下水道総務課

庶務係

(1) 業務状況の公表及び事務報告に関すること。

- (2) 統計、報告及び広報広聴に関すること。
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び整備保存に関すること。
- (7) 職員の人事、研修及び給与に関すること。
- (8) 職員の勤務条件に関すること。
- (9) 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (10) 労働組合に関すること。
- (11) 車両の整備及び運行管理に関すること。
- (12) 防災行政無線局の運用に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。
- (14) 部内の広報広聴及び調整に関すること。
- (15) 部内他課の主管に属しないこと。
- (16) 上水道事業及び下水道事業の啓発に関すること。
- (17) 中村会館の管理運営に関すること。

経理係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (5) 固定資産の評価及び減価償却並びに資産台帳の整備に関すること。
- (6) 収入及び支出書類の審査に関すること。
- (7) 試算表及び財務諸表の作成に関すること。
- (8) 現金、有価証券及び貯蔵品の出納保管に関すること。

- (9) 出納取扱金融機関に関すること。
- (10) 工事、物品購入、修繕その他の契約に関すること。
- (11) 不用品の処分に関すること。
- (12) 原価計算に関すること。
- (13) 証拠書類の整理保存に関すること
- (14) その他経理に関すること。

料金課

上下水道料金係

- (1) 使用水量の点検及び認定並びに私設消火栓の点検等の業務に関すること。
- (2) 水道事業収入及び下水道事業収入（受益者負担金を除く）の徴収に関すること。
- (3) 水道事業収入及び下水道事業収入（受益者負担金を除く）の減免及び欠損処分に関すること。
- (4) 停水処分に関すること。
- (5) 水道使用証明に関すること。
- (6) 水道事業収入及び下水道事業収入（受益者負担金を除く）に係る諸帳票の保管整理に関すること。
- (7) 使用者台帳の整備保管に関すること。
- (8) 収納取扱金融機関に関すること。
- (9) その他水道事業の料金等及び下水道事業の使用料等に関すること。

下水道負担金係

- (1) 下水道事業受益者負担金の徴収に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金の減免並びに猶予及び欠損処分に関すること。

- (3) 下水道事業受益者負担金に係る諸帳票の保管整理に関する事。
- (4) その他下水道事業受益者負担金等に関する事。

上水道課

給水係

- (1) 給水装置工事の調査、設計及び精算に関する事。
- (2) 給水装置工事の施行、監督及び検査に関する事。
- (3) 受託工事の申込みその他諸届の受付に関する事。
- (4) 工事前受金に関する事。
- (5) 水道メーターの設置及び検査に関する事。
- (6) 貯水槽水道に係る管理指導及び情報提供に関する事。
- (7) 給水装置台帳の整備保管に関する事。
- (8) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する事。
- (9) その他給水に関する事。

建設係

- (1) 水道施設の改良、拡張及び移設の計画及び調査研究並びに設計に関する事。
- (2) 水道施設の改良、拡張及び移設工事の施行監督並びに検査に関する事。
- (3) 道路及び河川等の占用申請に関する事。
- (4) 主管する工事用資材の検収に関する事。
- (5) 簡易水道の新設及び改良に関する事。
- (6) その他水道施設の建設に関する事。

維持係

- (1) 送配水管及び給水装置（本管から水道メーターまで）の維持管理及び修繕に関する事。

- (2) 消火栓の使用に関すること。
- (3) 断水及び給水制限の告知に関すること。
- (4) 送配水管及び給水装置（本管から水道メーターまで）の漏水の調査及び防止に関すること。
- (5) 主管する工事用資材の検収に関すること。
- (6) その他送配水管及び給水装置に関すること。

水源係

- (1) 水源地機械の運転及び保守管理に関すること。
- (2) 河川流量の調査及び取水量の調整に関すること。
- (3) 原水の水質保全に関すること。
- (4) 浄水の水質検査管理に関すること。
- (5) 水源地及び配水池の維持管理に関すること。
- (6) その他水源地及び配水池に関すること。

下水道建設課

下水道第一係

- (1) 合併前の伊勢市の区域における公共下水道事業（污水）の調査、計画、設計及び実施監督に関すること。
- (2) 流域下水道事業との連絡調整に関すること。
- (3) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。
- (4) その他合併前の伊勢市の区域における公共下水道事業（污水）に関すること。

下水道第二係

- (1) 合併前の二見町、小俣町及び御菌村の区域における公共下水道事業（污水）の調査、計画、設計及び実施監督に関すること。
- (2) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。
- (3) その他合併前の二見町、小俣町及び御菌村の区域における公共

下水道事業（汚水）に関すること。

雨水施設整備係

- (1) 公共下水道事業（雨水）に係る調査、計画、設計及び実施監督に関すること。
- (2) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。
- (3) その他公共下水道事業（雨水）に関すること。

下水道施設管理課

施設維持係

- (1) 浄化センター及びその他公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (2) 浄化センター及びその他公共下水道施設の補修に関すること。
- (3) 公共下水道の台帳整備に関すること。
- (4) 道路及び河川等の占用申請に関すること。
- (5) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

排水設備係

- (1) 排水設備工事に関すること。
- (2) 水洗便所等改造資金の融資あっせん等に関すること。
- (3) 下水道排水設備指定工事店に関すること。
- (4) 公共下水道の普及及び促進に関すること。
- (5) 公共汚水ますの設置事務等に関すること。
- (6) その他排水設備に関すること。

（職制）

第4条 部に部長、課に課長、係に係長を置く。

- 2 必要があるときは、部に次長、参事、課に副参事、課長補佐、主幹、主査、主任及び副主任を置くことができる。

（職務）

第5条 部長は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）を補佐し、部の事務を掌理する。

2 次長は、部長を補佐し、所属職員を指導監督するとともに、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 課長補佐は、課長を補佐して所属職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 主幹は、上司の命を受けて特定事務を処理する。

8 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

9 主査は、上司の命を受けて特定事務を処理する。

10 主任は、上司の命を受けて特定業務を処理する。

11 副主任は、上司の命を受けて特定業務を処理する。

（所属職員の事務分掌）

第6条 所属職員の事務分掌は、部長の承認を受けて当該課長が定める。

（臨時又は特別の事務）

第7条 臨時又は特別の事務については、管理者が適当と認める課において処理する。

（関連事務及び相互援助）

第8条 他の課に関連する事務で、その主務が明らかでないときは、部長が裁定する。

2 事務処理上特に必要がある場合には、第3条の規定にかかわらず、部

長又は課長において、適宜他の課又は系の所属職員に援助させることができる。

(服務)

第9条 上下水道部職員の服務については、伊勢市職員服務規程（平成17年伊勢市訓令第12号）の定めるところによる。

(文書管理)

第10条 上下水道部の文書管理については、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「平成17年伊勢市水道事業管理規程第 6 号」を「平成19年伊勢市水道事業管理規程第 1 号」に改め、同条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第15号を 2 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項中「並びに部長及び総合支所長」を「及び部長」に改め、同条第 2 項中「並びに部長及び総合支所長」を「及び部長」に改め、「又は別表第 3」を削り、同条第 3 項中「又は別表第 3」を削り、同条第 4 項中「、別表第 2 及び別表第 3」を「及び別表第 2」に改める。

第 8 条の表を次のとおり改める。

管理者	部長。ただし、部長が不在のときは、次長。次長を置かないときは、主管の課長
部長	次長。次長を置かないときは、主管の課長
次長	主管の課長
課長	課長補佐。課長補佐を置かないときは、主管の係長

別表第 1 の 2 の表13の項中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「管理課」を「上下水道総務課」に改め、同表 3 の項中「告示及び公示については、総務部長、総務課長合議」を削り、同表 17の項中「調製」を「作成」に改める。

別表第 2 の 3 の表を次のように改める。

3 上水道課

事項	管理者	専決区分			備考
		部長	次長	課長	
1 給水装置の管理及び水質検査の実施				○	
2 水道工事関係の道路占用及び交通制限並びに工事手続				○	
3 給水装置の新設等の承認				○	
4 開発の事前協議に関すること。		○			
5 私設消火栓の使用に関すること。				○	
6 給水違反の取締り及び処分に関すること。	特に重要	重要		軽易	
7 加入金の減免				○	
8 工事材料の検収				○	
9 給水開始等諸届の処理				○	
10 指定給水装置工事事業者の指導に関すること。		○			
11 指定給水装置工事事業者の届出に関すること。		○			

(注)

- 1 異例なもの又は重要なものは、専決権限を越えて、上司の決裁を得ること。
- 2 合議の場合においても、合議先の主務係長、課長補佐を決裁順序に含むこと。

別表第2の4の表を次のように改める。

4 下水道建設課

事項	管理者	専決区分			備考
		専決区分	備考	専決区分	
1 下水道事業の計画及び実施	特に重要	重要		軽易	

別表第2に次の1表を加える。

5 下水道施設管理課

事項	管理者	専決区分			備考
		専決区分	備考	専決区分	
1 排水設備及び除害施設の設置指導及び検査				○	
2 排水設備指定工事店の指定、指定の取消し及び一時停止		○			
3 排水設備又は除害施設に係る改善命令				○	
4 公共下水道への排除の停止又は制限				○	
5 水洗便所改造資金の融資あっせん及び助成の決定				○	
6 道路、河川等の占用申請				○	

別表第3を削る。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部公印規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「管理課長」を「上下水道総務課長」に改める。

別表部長印の項中「管理課」を「上下水道総務課」に改め、同表市長印の項中

「

水道使用給水申込等証明用	管理課	1
--------------	-----	---

を

」

「

水道使用給水申込等証明用	上下水道総務課	1
--------------	---------	---

に改め、同表企業出納員印の項中

」

「

丸24	水道料及び手数料等	同
-----	-----------	---

を

」

「

丸24	水道料及び手数料等	料金課
-----	-----------	-----

に改める。

」

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道企業職員の職名に関する規程の全部を改正する規程を次

のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第 4 号

伊勢市上下水道企業職員の職名に関する規程の全部を改正する規程
伊勢市上下水道企業職員の職名に関する規程(平成 17 年伊勢市上下水道
事業管理規程第 10 号)の全部を次のように改正する。

(職名)

第 1 条 伊勢市上下水道企業職員の職名は、職員及び技能労務職員とする。

(職種名)

第 2 条 特殊な業務に従事する職員で、特にその職務の内容を明らかにす
る必要があるものについては、前条で規定する職名のほか、別表に掲げ
る職種名を置くことができる。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

職名	職種名
技能労務職員	自動車運転手
	技能士
	業務員

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正す

る規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第5号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第21条中「下水道事業受益者負担金調査吏員証」を「下水道事業受益者負担金調査職員証」に、「下水道事業受益者負担金徴収吏員証」を「下水道事業受益者負担金徴収職員証」に改める。

別表第2表中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第1号中「調査吏員証」を「調査職員証」に、「規則」を「規程」に、「調査吏員たる」を「調査職員である」改める。

様式第2号中「徴収吏員証」を「徴収職員証」に、「規則」を「規程」に、「徴収吏員たる」を「徴収職員である」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 村 林 卓 雄

伊勢市有滝町 2245 番地 1

変更後 辻 正 美

伊勢市有滝町 1082 番地 40

伊勢市告示第 29 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 19 年 3 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 19 年 3 月 28 日（水）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 19 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 18 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 2 号）

伊勢市告示第 30 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画公園

2・2・28 号宮後公園

伊勢都市計画用途地域

小俣町新村地区

伊勢都市計画ごみ焼却場

2 号二見町ごみ焼却場

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

4 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市告示第 31 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、紛失の旨の届出があったので、無効とします。

平成 19 年 3 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 紛失番号標番号
三重 30-73 伊勢 (2 枚組)
- 2 失効年月日
平成 19 年 3 月 27 日
- 3 貸与年月日
平成 15 年 8 月 4 日

伊勢市告示第 32 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、許可を受けた者の居所不明により回収不能となったため、無効とします。

平成 19 年 3 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 紛失番号標番号
三重 30-52 伊勢 (2 枚組)
- 2 失効年月日
平成 19 年 3 月 27 日
- 3 貸与年月日
平成 15 年 1 月 17 日

伊勢市告示第 33 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、廃物として認定しようとする放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 14 日を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を廃物と認定し、処分します。

平成 19 年 3 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物と認定しようとする放置自動車

整 理 番 号	1824			
放 置 場 所	伊勢市勢田町地内 市道 永代山線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	ホンダ	塗 色	白色
	車 名	トゥデイ	自動車登録番号	不明
	型式・種別	不明・軽自動車	車 台 番 号	不明

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 34 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 19 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市告示第 35 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 19 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 縦覧期間

平成 19 年 4 月 2 日（月）から 5 月 1 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市財務政策部課税課

伊勢市告示第 36 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成18年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	1
1 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H17. 4. 2～H18. 3. 31）		
(2) 職員採用状況（H18. 4. 1）		
(3) 職員退職状況		
(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由		
(5) 年齢別職員構成の状況		
(6) 定員管理計画の数値目標及び進捗状況		
2 職員の給与の状況	4 ~ 14
(1) 人件費の状況		
(2) 職員給与費の状況		
(3) ラスパイレス指数の状況		
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況		
(5) 職員の初任給の状況		
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況		
(7) 一般行政職の級別職員数の状況		
(8) 昇給期間短縮の状況		
(9) 職員の手当の状況		
(10) 特別職の報酬等の状況		
(11) 公営企業職員の状況		
(I) 水道事業		
(II) 下水道事業		
(III) 病院事業		
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	15
(1) 勤務時間		
(2) 休暇制度		
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	15
(1) 分限処分の状況		
(2) 懲戒処分の状況		
5 職員のサービスの状況	15
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	16
(1) 研修実施状況		
(2) 職員の勤務評定の実施状況		
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	16
(1) 健康に関すること		
(2) その他の福利厚生		
8 公平委員会の報告	16

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用状況（平成17年4月2日から平成18年3月31日までの採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	7	7
教 育	0	0	0
病 院	17	4	21
合 計	17	11	28

(注) 上記職員数は旧伊勢市・旧二見町・旧小俣町・旧御園村の4市町村（以下「旧4市町村」）の職員数を合計したものです。

(2) 職員採用状況（平成18年4月1日採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	4	4
病 院	5	3	8
合 計	5	7	12

(3) 職員退職状況（平成17年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	10	18	9	37
教 育	0	6	6	12
病 院	4	6	21	31
合 計	14	30	36	80

(注) 上記職員数は旧4市町村の職員数を合計したものです。

なお、定年退職者のうち1人は、伊勢広域環境組合派遣職員です。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

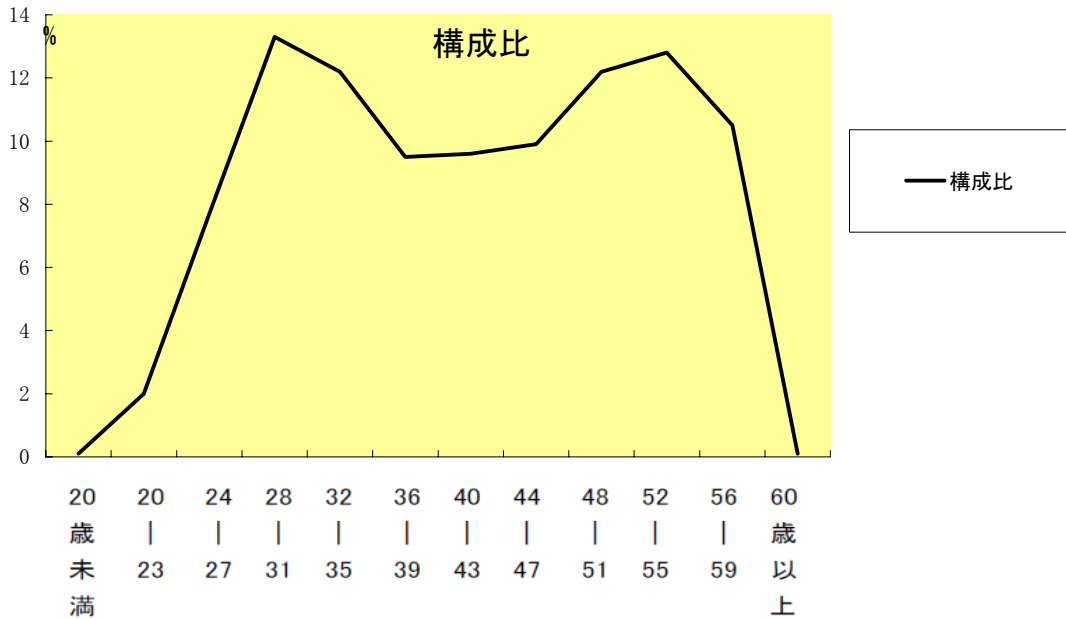
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議 会	8	14	-6	・市町村合併による業務の見直し・効率化・ 退職者の補充抑制など、定員適正化による 減少 ・観光部門の強化による増加
	総務企画	179	180	-1	
	税 務	58	64	-6	
	民 生	237	254	-17	
	衛 生	162	161	1	
	労 働	3	3	0	
	農林水産	29	33	-4	
	商 工	25	23	2	
土 木	113	113	0		
	小 計	814	845	-31	
特 別 行 政 部 門	教 育	169	181	-12	・伊勢図書館・生涯学習センター・観光文化会館 に指定管理者制度を導入したことによる減少
	消 防	172	172	0	
	小 計	341	353	-12	
普通会計部門		1155	1198	-43	
公 営 企 業 部 門	病 院	391	391	0	・水道の窓口業務を委託したことによる減少 ・地域包括支援センターの設置による増加
	水 道	42	47	-5	
	下水ほか	86	77	9	
	小 計	519	515	4	
合 計		1,674 [1,893]	1,713 [1,955]	-39 [0]	

(注) 1 平成17年の上記職員数は旧4市町村の一般職に属する職員数を合計したものです。

2 平成17年の []内は、条例定数の合計です。

3 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含みません。

(5) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	34人	129人	223人	205人	159人	161人	166人	204人	214人	175人	2人	1,674人

(6) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,713人	1,584人	129人	7.5%

(注) 国の定める期間における数値目標です。

(参考) 伊勢市定員管理計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年4月1日	102人の減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	17年～18年	(参考)
		計画始期	1年目	計	数値目標
一般行政	職員数	845	814	—	
	増減		-31	(%)	
教育	職員数	181	169	—	
	増減		-12	(%)	
消防	職員数	172	172	—	
	増減		0	(%)	
公営企業等会計	職員数	515	519	—	
	増減		4	(%)	
計	職員数	1,713	1,674	—	1,584
	増減		-39	-39(30.2%)	-129

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
 2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算・合併前旧4市町村分含む）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成16年度 人件費率(旧4市町村合計)
17年度	人 135,527	千円 42,935,812	千円 10,381,775	% 24.2	% 24.9

(2) 職員給与費の状況（平成18年度普通会計6月補正後予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 1,157	千円 4,691,276	千円 731,715	千円 1,912,357	千円 7,335,348	千円 6,340

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 平成18年度当初予算については骨格予算であったため、本格予算（6月補正）に計上された額を表示しています。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	98.4	97.6	97.4

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	40.9 歳	332,011 円	389,775 円	359,348 円
三重県	42.1 歳	357,490 円	441,127 円	388,203 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	44.6 歳	359,197 円	444,324 円	409,940 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	47.7 歳	337,992 円	361,980 円	352,695 円
うち 清掃職員	45.9 歳	339,874 円	372,707 円	359,156 円
うち 学校給食調理員	48.8 歳	324,932 円	330,689 円	330,525 円
三重県	46.2 歳	347,260 円	392,466 円	366,792 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	47.8 歳	320,532 円	370,346 円	354,484 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	伊勢市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	176,800 円	190,800 円	I種 179,200 円 II種 170,200 円	I種 198,000 円 II種 183,800 円
	高校卒	148,000 円	163,600 円	138,400 円	148,000 円
技能労務職	高校卒	148,000 円	163,600 円	—	—
消防職	大学卒	176,800 円	205,000 円	—	—
	高校卒	148,000 円	176,800 円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

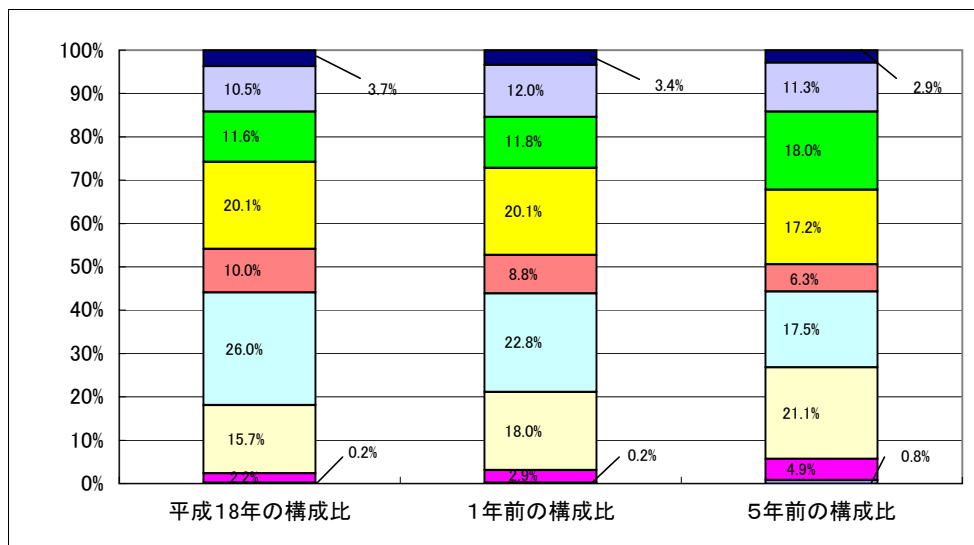
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	271,486 円	321,075 円	367,050 円
	高校卒	228,300 円	286,850 円	328,040 円

(注) 上記経験年数は、採用後の経過年数で該当職員の平均給料月額を掲載しています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員・技術員	1 人	0.2 %
2 級	事務員・技術員	12 人	2.2 %
3 級	事務吏員・技術吏員	85 人	15.7 %
4 級	係長・事務吏員・技術吏員	141 人	26.0 %
5 級	係長・事務吏員・技術吏員	54 人	10.0 %
6 級	課長補佐・係長・事務吏員・技術吏員	109 人	20.1 %
7 級	課長・課長補佐	63 人	11.6 %
8 級	課長	57 人	10.5 %
9 級	部長	20 人	3.7 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 上記のグラフで1年前、5年前については旧4市町村職員の合計で掲載しています。

(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 A (H16.4.1現在)	人 1,426
	普通昇給期間(12~24月)を短縮 して昇給した職員数 B	人 56
	比 率 B/A	% 3.9%
17年度	職 員 数 A (H17.11.1現在)	人 1,720
	普通昇給期間(12月)を短縮して昇給 した職員数 B	人 42
	比 率 B/A	% 2.4%

(注) 平成16年度は旧伊勢市の状況を掲載しています。

(9) 職員の手当の状況(普通会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市	国
1人当たり平均支給額(合併後17年12月分) 840 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

②退職手当(平成18年4月1日現在)

伊 勢 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 1,747千円 (勸奨・定年) 25,643千円					

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併(H17.11.1)後の伊勢市全体の決算額です。

③特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(平成17年度決算)		15,656 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成17年度決算)		29,765 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		52.5 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉日額400円 その他日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	福祉総務課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境政策・資源循環、二見・小保生活環境課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境政策課・農林課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援センター準備室職員 維持管理課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	図書館・保育所の職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に割り振られた場合	7時30分以前、18時以降出務 日額 300円 6時30分以前、19時以降出務 日額 400円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

- (注) 1 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。
2 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併（H17.11.1）後の伊勢市の普通会計決算額です。

④時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	196,114 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	183 千円

- (注) 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併（H17.11.1）後の伊勢市の普通会計決算額です。

⑤その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族(2人目まで)1人 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の子等 6,500円 ・配偶者のない場合の1人目 11,000円 ・その他 5,000円 ・16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算 	同じ		57,542 千円	96,385 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃13,000円未満 支給無し ・13,000円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		17,893 千円	30,639 円
	<ul style="list-style-type: none"> ◎持家 新築等5年未満 3,000円 新築等5年以上 1,000円 	異なる	国(持家)新築等5年未満 … 2,500円		
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		21,289 千円	20,729 円
	<ul style="list-style-type: none"> 交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,000円 15～20km未満 7,900円 20～25km未満 8,800円 25～30km未満 9,700円 30～35km未満 10,600円 35～40km未満 11,500円 40～45km未満 12,400円 45～50km未満 13,300円 50～55km未満 14,200円 55～60km未満 15,100円 60km以上 16,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 交通用具利用者 2km未満 …支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,100円 10～15km未満 …6,500円 15～20km未満 …8,900円 20～25km未満 …11,300円 25～30km未満 …13,700円 30～35km未満 …16,100円 35～40km未満 …18,500円 40～45km未満 …20,900円 45～50km未満 …21,800円 50～55km未満 …22,700円 55～60km未満 …23,600円 60km以上 …24,500円 		
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		26,545 千円	184,340 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		15,038 千円	103,710 円

宿日直手当	宿直・日直を命ぜられたとき ・1回 4,200円	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	部長職 給料月額×13/100 課長職 給料月額×10/100	異なる	・給料月額に対する支給割合 ・1種 25/100 ・2種 20/100 ・3種 16/100 ・4種 12/100 ・5種 10/100	29,385 千円	240,860 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき (6時間超の場合は150/100を乗じる) ・課長職1回 6,000円 ・部長職1回 8,000円	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,000円 ・4種 6,000円 ・5種 4,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	1,345 千円	25,377 円

(注) 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併(H17.11.1)後の伊勢市の普通会計決算額です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,013,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,075,000 円 / 698,300 円
	助 役	785,000 円	883,000 円 / 588,000 円
	収 入 役	683,000 円	805,000 円 / 548,800 円
報 酬	議 長	567,000 円	744,800 円 / 465,300 円
	副 議 長	509,000 円	683,900 円 / 414,500 円
	議 員	451,000 円	640,200 円 / 321,100 円
期 末 手 当	市 長	(平成18年度支給割合) 4.4 月分	
	助 役	4.4 月分	
	収 入 役	4.4 月分	
退 職 手 当	議 長	(平成18年度支給割合) 3.3 月分	
	副 議 長	3.3 月分	
	議 員	3.3 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	助 役	280/100×在職年数×給料月額	任期毎
	収 入 役	250/100×在職年数×給料月額	任期毎

(11) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算（合併前旧4市町村分含む）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考)16年度の総費用に 占める職員給与費比率 (旧4市町村合計) %
17年度	2,542,163	488,086	435,683	17.1	17.9

イ 予算（6月補正後予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	46人	204,473千円	31,882千円	84,470千円	320,825千円	6,974千円

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 給与費は一般会計と合わせて6月補正予算後の額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.2 歳	384,238 円	572,346 円
全国市町村平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成17年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(合併後17年12月分) 945千円				1人当たり平均支給額(合併後17年12月分) 840千円			
(平成18年度支給割合)				(平成18年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	3.0 月分	1.45 月分		計	3.0 月分	1.45 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置			

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 (自己都合) 1,747千円 (勸奨・定年) 25,643千円		

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については17年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)	476 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	23,820 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	43.5 %
手当の種類(手当数)	5種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

(注) 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併 (H17. 11. 1) 後の伊勢市の水道事業決算額です。

エ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	6,282 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	153 千円

(注) 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併 (H17. 11. 1) 後の伊勢市の水道事業決算額です。

オ その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			3,354 千円	108,194 円
住居手当	一般会計に同じ			327 千円	12,577 円
通勤手当	一般会計に同じ			954 千円	28,053 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,220 千円	243,933 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			34 千円	6,800 円

(注) 支給実績及び1人当たりの平均支給額は、4市町村合併 (H17. 11. 1) 後の伊勢市の水道事業決算額です。

(II) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
17年度	600,242	△163,251	130,252	21.7

(注) 下水道事業は平成17年11月1日から発足したため、それ以降の決算の内容を掲載しています。

イ 予算 (6月補正後予算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	44人	161,605千円	24,724千円	65,859千円	252,188千円	5,732千円

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 給与費は一般会計と合わせて6月補正予算後の額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	37.3 歳	318,852 円	477,629 円
全国市町村平均	44.6 歳	380,230 円	581,893 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成18年度当初予算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(下水道事業)	伊勢市(一般会計)
1人当たり平均支給額(合併後17年12月分) 758千円	1人当たり平均支給額(合併後17年12月分) 840千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

伊勢市(下水道事業)	伊勢市(全体)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.00 月分 32.76 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給) 1人当たり平均支給額 退職者なし	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.00 月分 32.76 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給) 1人当たり平均支給額 (自己都合) 1,747千円 (勸奨・定年) 25,643千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人あたりの平均支給額については17年度の状況を掲載しています。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	7,775 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	199 千円

(注) 支給実績及び1人あたりの平均支給額は、4市町村合併(H17.11.1)後の伊勢市の下水道事業決算額です。

エ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			2,546 千円	94,278 円
住居手当	一般会計に同じ			1,038 千円	43,250 円
通勤手当	一般会計に同じ			710 千円	25,342 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,172 千円	234,329 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			46 千円	9,200 円

(注) 支給実績及び1人あたりの平均支給額は、4市町村合併(H17.11.1)後の伊勢市の下水道事業決算額です。

(Ⅲ) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度	7,273,441	△ 95,550	3,896,886	53.6	52.8

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	406人	1,630,011千円	605,668千円	680,503千円	2,916,182千円	7,183千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市	医 師	41.0 歳	544,527 円	1,242,529 円
	看護師	37.9 歳	310,250 円	487,311 円
	事務職	44.6 歳	374,978 円	583,356 円
全国市町村平均	医 師	42.4 歳	564,339 円	1,272,720 円
	看護師	36.7 歳	296,422 円	479,544 円
	事務職	43.9 歳	358,507 円	555,411 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(普通会計)			
1人当たり平均支給額(病院事業会計17年12月) 853千円				1人当たり平均支給額(合併後17年12月) 840千円			
(平成18年度支給割合)				(平成18年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
計 3.00 月分	1.45 月分			計 3.00 月分	1.45 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			

イ 退職手当

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職者1号給)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 2,659千円 (勸奨・定年) 22,271千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 1,747千円 (勸奨・定年) 25,643千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当 (平成17年度は調整手当)

支給実績(平成17年度決算)		32,594 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		571,821 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	11 %	53 人	11 %

(注) 上記支給実績等は平成17年度、支給対象等は平成18年度の状況です。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		229,825 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算、医師・看護師含む)		586,287 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 医長 副医長	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1体につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (深夜22:00～5:00)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円
待機手当	医師、医療技術者、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	

オ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	233,554 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	598 千円
支給実績(17年度決算)	214,404 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	549 千円

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			28,736 千円	73,306 円
住居手当	一般会計に同じ			24,056 千円	61,522 円
通勤手当	一般会計に同じ			23,758 千円	60,762 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし副院長は 給料月額×25/100)			12,717 千円	847,761 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ (ただし健診センターは 1勤務 10,000円)			119 千円	19,833 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			29,190 千円	127,466 円
宿日直手当	医師 1回 19,700円 その他 1回 5,900円	同じ		16,245 千円	49,227 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成17年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市町村長部局など	0	0	18	18
教 育	0	0	0	0
合 計	0	0	18	18

（注）表中の数値は、市町村合併前における旧4市町村の実績及び市町村合併後における新市の実績の合計です。

◎分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成17年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市町村長部局など	0	0	3	0	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	3	0	3

（注）表中の数値は、市町村合併前における旧4市町村の実績及び市町村合併後における新市の実績の合計です。

◎懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

5 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事するには許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況（平成17年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	研修数
新規採用職員研修	24	1
ゴミ・資源収集車体験乗車研修	22	1
人事考課制度研修	376	5
政策法務研修	28	1
業務員研修	115	1
地域経営研修	117	1
計	682	10

（注）表中の数値は、市町村合併前における旧4市町村の実績及び市町村合併後における新市の実績の合計です。

②派遣研修

派 遣 先	受講者数	研修数
三重県自治会館組合	114	18
市町村アカデミー	7	7
国際文化アカデミー	6	6
諸講習会等	82	35
計	209	66

（注）表中の数値は、市町村合併前における旧4市町村の実績及び市町村合併後における新市の実績の合計です。

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適切な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成17年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

（注）表中の数値は、市町村合併前における旧4市町村の実績及び市町村合併後における新市の実績の合計です。

伊勢市告示第 37 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
村松 22 号線	村松町字天神前 449 番地先から 村松町字天神前 449 番地先まで
一字田 2 号線	一字田町字高岡 619 番地先から 一字田町字高岡 619 番地先まで
北口線	吹上 1 丁目 504 番 2 地先から 吹上 1 丁目 504 番 2 地先まで
元町 6 号線	小俣町元町 827 番地先から 小俣町元町 811 番地先まで
小木田尻 2 号線	小木町字須賀野 666 番 1 地先から 小木町字須賀野 665 番 1 地先まで
神社 3 号線	神社港字北小路 141 番地先から 神社港字北小路 157 番地先まで
里中 6 号線	東大淀字里中 351 番地先から 東大淀字里中 351 番地先まで

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一之木 5 丁目 1 号線	一之木 5 丁目 676 番 1 地先から 一之木 5 丁目 676 番 1 地先まで
馬瀬 9 号線	馬瀬町字北川 348 番 3 地先から 馬瀬町字池尻 418 番 1 地先まで
朝熊浜郷線	鹿海町字行不戸 626 番 2 地先から 鹿海町字下野間 696 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 3 月 30 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 38 号

暫定施行した条例の廃止について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、平成 17 年 11 月 1 日付伊勢市告示第 4 号により市長職務執行者が合併前の度会郡小俣町の区域に暫定的に施行した下記の条例は、平成 19 年 4 月 1 日をもって廃止するので告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

小俣町福祉バス設置及び管理に関する条例

小俣町自転車等の放置防止に関する条例

小俣町住宅用太陽光発電システム設置補助金に関する条例

伊勢市告示第 39 号

暫定施行した規則の廃止について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき、平成 17 年 11 月 1 日付伊勢市告示第 7 号により市長職務執行者が合併前の度会郡小俣町の区域に暫定的に施行した下記の規則は、平成 19 年 4 月 1 日をもって廃止するので告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

小俣町福祉バス設置及び管理に関する規則

小俣町自転車等の放置防止に関する条例施行規則

小俣町住宅用太陽光発電システム設置補助金に関する条例施行規則

小俣町立小、中学校少人数事業等実施規則

伊勢市選管告示第 15 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の三重県知事選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置しました。

平成 19 年 3 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 16 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の三重県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 57 年三重県条例第 30 号）第 1 条第 1 項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置しました。

平成 19 年 3 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条、第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条、第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりである。

平成 19 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1	選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	2,204 人
2	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	36,722 人
	(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	110,165 人

伊勢市選管告示第 18 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び同条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 19 年 3 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	18,361 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	110,165 人

伊勢市選管告示第 19 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩渕 1 丁目 7 番 2 9 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所 二見総合支所 二見町江 4 2 0 番地 1

小俣期日前投票所 小俣公民館 小俣町元町 5 4 0 番地

御菌期日前投票所 御菌総合支所 御菌町長屋 1 2 2 1 番地

3 増設期間

平成 19 年 3 月 3 1 日（土）～ 4 月 7 日（土）

伊勢市選管告示第 20 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条、第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条、第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりである。

平成 19 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1	選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	2,204 人
2	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	36,719 人
	(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	110,157 人

伊勢市選管告示第 22 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び同条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 19 年 3 月 29 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	18,360 人
(参考) 永久選挙人名簿登録者総数	110,157 人

伊勢市選管告示第 23 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり
設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み
替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩淵 1 丁目 7 番 29 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
御菌期日前投票所	御菌総合支所	御菌町長屋 1221 番地

3 増設期間

平成 19 年 3 月 31 日（土）～ 4 月 7 日（土）

伊勢市選管告示第 24 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

1 投票管理者

別 表

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	伴野 加代子	平成19年3月31日
省略	森本 保治	平成19年4月1日
省略	村田 收	平成19年4月2日
省略	伴野 加代子	平成19年4月3日
省略	森本 保治	平成19年4月4日
省略	村田 收	平成19年4月5日
省略	伴野 加代子	平成19年4月6日
省略	森本 保治	平成19年4月7日

(2)二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	豊岡 一晃	平成19年3月31日
省略	松井 孝彦	平成19年4月1日
省略	森田 泰生	平成19年4月2日
省略	松井 孝彦	平成19年4月3日
省略	山本 忠弘	平成19年4月4日
省略	森田 泰生	平成19年4月5日
省略	榎本 弘子	平成19年4月6日
省略	小崎 峰子	平成19年4月7日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	鈴井 克子	平成19年3月31日
省略	松阪 一雄	平成19年4月1日
省略	松阪 一雄	平成19年4月2日
省略	松阪 一雄	平成19年4月3日
省略	松阪 一雄	平成19年4月4日
省略	松阪 一雄	平成19年4月5日
省略	松阪 一雄	平成19年4月6日
省略	西宮 晴一	平成19年4月7日

(4)御園期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	大杉 昭夫	平成19年3月31日
省略	西村 貞夫	平成19年4月1日
省略	松月 善一郎	平成19年4月2日
省略	中村 澄夫	平成19年4月3日
省略	大杉 昭夫	平成19年4月4日
省略	中村 澄夫	平成19年4月5日
省略	西村 貞夫	平成19年4月6日
省略	松月 善一郎	平成19年4月7日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	角谷 晃	平成19年3月31日
省略	中西 正治	平成19年4月1日
省略	藤田 典彦	平成19年4月2日
省略	奥野 覚	平成19年4月3日
省略	南平 貫志	平成19年4月4日
省略	中世古克規	平成19年4月5日
省略	深川 和司	平成19年4月6日
省略	野村 邦子	平成19年4月7日

(2)二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	三浦 徹	平成19年3月31日
省略	三浦 徹	平成19年4月1日
省略	三浦 徹	平成19年4月2日
省略	三浦 徹	平成19年4月3日
省略	三浦 徹	平成19年4月4日
省略	三浦 徹	平成19年4月5日
省略	三浦 徹	平成19年4月6日
省略	三浦 徹	平成19年4月7日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	山本 新一	平成19年3月31日
省略	山本 新一	平成19年4月1日
省略	山本 新一	平成19年4月2日
省略	山本 新一	平成19年4月3日
省略	山本 新一	平成19年4月4日
省略	山本 新一	平成19年4月5日
省略	山本 新一	平成19年4月6日
省略	山本 新一	平成19年4月7日

(4)御園期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中村 元紀	平成19年3月31日
省略	中村 元紀	平成19年4月1日
省略	中村 元紀	平成19年4月2日
省略	中山 誠	平成19年4月3日
省略	中村 元紀	平成19年4月4日
省略	中村 元紀	平成19年4月5日
省略	中山 誠	平成19年4月6日
省略	中村 元紀	平成19年4月7日

伊勢市選管告示第 25 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における投票所を別紙のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成19年4月8日執行 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙投票所設置場所一覧表

投票区名	所在地	投票所の場所
進 修	宇治浦田 1 丁目 10-20	宇治公民館
高麗広	宇治今在家町 551	伊勢市立高麗広公民館
修道第 1	桜木町 55-1	伊勢市さくらぎ保育所
修道第 2	久世戸町 5	伊勢市立修道小学校体育館
明倫第 1	岡本 1 丁目 18-21	伊勢市立明倫小学校
明倫第 2	岩渕 1 丁目 7-29	伊勢市役所本庁舎 1 階ホール
有緝第 1	船江 2 丁目 2-5	伊勢市立有緝小学校体育館
有緝第 2	船江 2 丁目 2-29	有緝幼稚園
有緝第 3	船江 3 丁目 11-44	船江保育園
厚生第 1	一之木 2 丁目 9-13	旧伊勢市一之木保育所
厚生第 2	宮後 2 丁目 3-21	宮後町公会堂
厚生第 3	宮後 1 丁目 9-20	伊勢市立厚生小学校体育館
早 修	常磐 3 丁目 8-9	伊勢市市民武道館
中島第 1	二俣 1 丁目 2-17	伊勢市立中島小学校体育館
中島第 2	中島 2 丁目 13-4	中島幼稚園
中島第 3	辻久留 3 丁目 17-5	社会福祉法人三重済美学院
神 社	神社港 294- 2	伊勢市立神社小学校体育館
大 湊	大湊町1118-194	伊勢市立大湊小学校体育館
浜郷第 1	神久 3 丁目 5-46	久志本公民館
浜郷第 2	黒瀬町 1648	伊勢市立浜郷小学校体育館
浜郷第 3	一色町 1682	一色町公民館
宮本第 1	旭町 349	伊勢市立宮山小学校体育館
宮本第 2	佐八町 2287	伊勢市立佐八小学校
豊浜第 1	西豊浜町 1779	伊勢市立豊浜西小学校体育館
豊浜第 2	東豊浜町 299	伊勢市立豊浜東小学校体育館
北浜第 1	有滝町 2638	有滝町民会館
北浜第 2	村松町 4011-1	村松町民会館
北浜第 3	東大淀町 201-1	東大淀町民会館
城田第 1	上地町 1478	伊勢市立城田小学校体育館
城田第 2	粟野町 1540-1	伊勢市立城田中学校
四郷第 1	楠部町 2484	伊勢市立四郷小学校体育館
四郷第 2	朝熊町 1188	朝熊町会館
四郷第 3	鹿海町 994-1	鹿海町公民館
沼木第 1	上野町 1215	伊勢市農村環境改善センター
沼木第 2	円座町 1579	円座町自治会館
沼木第 3	横輪町 294	横輪公民館
沼木第 4	矢持町 416-3	農林漁業体験実習館

投票区名	所在地	投票所の場所
二見第1	二見町江 683	江コミュニティセンター
二見第2	二見町今一色 3	今一色小学校屋内運動場
二見第3	二見町茶屋 209	二見公民館
二見第4	二見町山田原 446-1	五峰保育園
小俣第1	小俣町本町 3	伊勢市小俣農村環境改善センター
小俣第2	小俣町元町 540	小俣公民館
小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館
小俣第4	小俣町明野 1939	明野小学校体育館
小俣第5	小俣町明野 685	南伊勢職業能力開発促進センター
御菌第1	御菌町高向 686-6	新高公民館
御菌第2	御菌町高向 2589-1	高向公民館
御菌第3	御菌町長屋 1221	御菌総合支所
御菌第4	御菌町上條 1173-1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選管告示第 26 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 25 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成19年4月8日執行 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙投票管理者及び同職務代理人一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修	省略	西口 泰	省略	森本 明香
高麗広	省略	梅谷 隆継	省略	米本 武俊
修道第1	省略	村山 彰	省略	近藤 知子
修道第2	省略	池田 秀一	省略	東世古幸久
明倫第1	省略	富山 孝久	省略	岩崎 成児
明倫第2	省略	石塚 勇	省略	奥野 修司
有緝第1	省略	河原田 充	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	大滝 真一
有緝第3	省略	江原 博喜	省略	辻村 美貴
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	世古口 睦
厚生第2	省略	山川 徹	省略	西山 和美
厚生第3	省略	山中 宏幸	省略	井川 貴雄
早修	省略	大橋 一彦	省略	増田研一郎
中島第1	省略	西山 正裕	省略	西田 友則
中島第2	省略	西川 博	省略	伊藤 元樹
中島第3	省略	太田 勝美	省略	大桑 和秀
神社	省略	岩田 正美	省略	古川 純平
大湊	省略	堀 毅	省略	吉川 智
浜郷第1	省略	藤井 良輝	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	丸山 美幸	省略	川端 松五
浜郷第3	省略	出口 昌司	省略	松井 裕一
宮本第1	省略	鳥堂 昌洋	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	井上 晃一	省略	中瀬 知之
豊浜第1	省略	川面 吉弘	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	荒木 一彦	省略	北村 幸治
北浜第1	省略	日置 幸美	省略	木村扶美夫
北浜第2	省略	大野 安道	省略	中川 雄介
北浜第3	省略	山中一五三	省略	日置 和宏
城田第1	省略	佐波 平幸	省略	中村 哲也
城田第2	省略	奥山 茂	省略	西井 清子
四郷第1	省略	岩本 昌也	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	中川 清	省略	豊田 典久
四郷第3	省略	森田 一成	省略	中口 尚久
沼木第1	省略	多田 重男	省略	小林 進
沼木第2	省略	鈴木 光代	省略	下村 真司
沼木第3	省略	西井 弘行	省略	山口 徹
沼木第4	省略	古布 武	省略	世古口貴行

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
二見第1	省略	松本 文彦	省略	尾本 義則
二見第2	省略	中村 元貞	省略	大井戸清人
二見第3	省略	晝河 清己	省略	吉居 寛典
二見第4	省略	出口 勇	省略	濱口 基久
小俣第1	省略	中西 正夫	省略	倉野 隆宏
小俣第2	省略	水谷 誠	省略	小林 正幸
小俣第3	省略	櫻本 正章	省略	北村 守
小俣第4	省略	山神 一洋	省略	濱口 昌大
小俣第5	省略	田端 幸孝	省略	加藤 秀樹
御菌第1	省略	中村 昌弘	省略	中村 元紀
御菌第2	省略	吉村 進	省略	林 歩
御菌第3	省略	中居 渉	省略	中山 誠
御菌第4	省略	中村 稔	省略	堀畑 智男

伊勢市選管告示第 27 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 場 所 伊勢市宇治館町 510
三重県営総合競技場体育館
- 2 日 時 平成 19 年 4 月 8 日（日） 午後 9 時 30 分

伊勢市選管告示第 28 号

平成 19 年 4 月 8 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行われる三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 68 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- 1 開票管理者
省略 杉 木 仁
- 2 開票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者
省略 森 本 保 治

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 3 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
306	株式会社 綿彦	伊勢市小俣町明野 634 番地	平成 19 年 3 月 15 日
307	有限会社 賢匠	伊勢市御菌町高向 2122 番地 4	平成 19 年 3 月 15 日
308	加納住設	伊勢市小俣町明野 406 番地 9	平成 19 年 3 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
262	株式会社タカダ 中部営業所	名古屋市中村区椿町 1 番 3-203 号	平成 19 年 3 月 27 日

伊勢市公告第 17 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき伊勢市国民保護計画を定めたので、同条第 6 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

平成 19 年 3 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市まちづくり推進部防災防犯課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	981 m ²	売買

伊勢市公告第 19 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	929 m ²	売買

伊勢市公告第 20 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市楠部町	柴雑	茶色	雌	中	不明	

2 抑留した日 平成 19 年 3 月 22 日

3 抑留期限 平成 19 年 3 月 26 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 21 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市八日市場町	雑種	茶白	雄	中	不明	

2 抑留した日 平成 19 年 3 月 28 日

3 抑留期限 平成 19 年 4 月 2 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 22 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	7,143 m ²	1 年
3 人	3 人	5,905 m ²	3 年
21 人	8 人	67,050 m ²	5 年
1 人	1 人	1,534 m ²	6 年
1 人	1 人	581 m ²	10 年

伊勢市公告第 23 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
上久保公園	伊勢市小俣町本町 767 番地 1 及び 768 番地 1

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市小俣総合支所産業建設課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 30 日

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成18年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成19年3月30日

伊勢市監査委員	小	松	尚	平
伊勢市監査委員	浦	野	卓	久
伊勢市監査委員	谷	田	幸	江

平成 18 年 度

定期 監 査 等 結 果 報 告 書

伊 勢 市 監 査 委 員

18監第 316 号
平成19年3月30日

伊勢市監査委員	小 松 尚 平
伊勢市監査委員	浦 野 卓 久
伊勢市監査委員	谷 田 幸 江

平成18年度定期監査等結果報告

地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成18年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じられた場合は、その旨を通知されたい。

目 次

定 期 監 査	—————	1 頁
実施年月日及び対象箇所	—————	1 頁
全 般 的 共 通 事 項	—————	4 頁
合 併 調 整 室	—————	4 頁
総 合 政 策 推 進 部	—————	4 頁
総 務 部	—————	5 頁
生 活 環 境 部	—————	6 頁
福 祉 健 康 部	—————	6 頁
産 業 部	—————	7 頁
ま ち づ く り 推 進 部	—————	8 頁
都 市 整 備 部	—————	8 頁
二 見 総 合 支 所	—————	9 頁
小 俣 総 合 支 所	—————	9 頁
御 菌 総 合 支 所	—————	10 頁
検 査 室	—————	10 頁
収入役室・各総合支所収入役室分室	—————	10 頁
上 下 水 道 部	—————	10 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院	—————	11 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	—————	11 頁
消 防 本 部 (署 ・ 出 張 所)	—————	12 頁
議 会 事 務 局	—————	12 頁
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	—————	12 頁
農 業 委 員 会 事 務 局	—————	12 頁
監 査 委 員 事 務 局	—————	12 頁
随 時 監 査 (工 事 監 査)	—————	13 頁
財 政 援 助 団 体 等 監 査	—————	26 頁

定期監査

1 実施年月日及び対象箇所

実施年月日	対 象 箇 所	実施年月日	対 象 箇 所
18.10.11	総合政策推進部 秘書広報課	18.10.30	保育園 御菌第二保育園
	〃 政策課	18.10.31	産業部 商工政策課
18.10.12	〃 財政課		〃 産業支援センター準備室
	〃 行政改革推進課	〃 現 地	
18.10.13	総務部 職員課	18.11.2	まちづくり推進部 まちづくり推進課
	〃 総務課		〃 市民参画交流課
18.10.17	〃 課 税 課	18.11.6	〃 観光政策課
	〃 収 税 課		〃 防災防犯課
18.10.18	〃 管財契約課	18.11.7	都市整備部 建築住宅課
	〃 電算システム課		〃 宮川・横輪川改修対策室
18.10.19	生活環境部 環境政策課	18.11.8	〃 維持管理課
	〃 人権政策課		〃 都市整備課
	〃 資源循環課		〃 現 地
18.10.20	〃 戸籍住民課	18.11.14	〃 監 理 課
18.10.23	福祉健康部 福祉総務課		〃 都市計画課
	〃 医療保険課	18.11.16	教育委員会事務局 教育研究所
18.10.24	〃 児童長寿課		〃 教育総務課
	〃 介護保険課	18.11.17	〃 生涯学習・スポーツ課
18.10.26	〃 健康課		〃 文化振興課
	〃 地域包括支援センター		〃 学校教育課
18.10.27	保育所 浜郷保育所	18.11.21	二見総合支所 産業建設課
	〃 明倫保育所		〃 税 務 課
	福祉健康部 障害福祉課		〃 生活環境課
18.10.30	保育園 高城保育園	18.11.22	〃 福祉健康課
	〃 五峰保育園		〃 地域振興課
	産業部 水産課		〃 教育委員会二見分室
〃 農 林 課	18.11.24	市立伊勢総合病院	
保育所 しらとり園		小俣総合支所 地域振興課	
〃 ゆりかご園	〃 税 務 課		

実施年月日	対 象 箇 所	実施年月日	対 象 箇 所
18.11.24	小俣総合支所 生活環境課	19.1.11	北 浜 支 所
	〃 福祉健康課	19.1.12	大湊支所・浜郷支所
18.11.28	〃 産業建設課		19.1.16
	〃 教育委員会小俣分室	上下水道部 水道事業	
	〃 図書館	〃 下水道事業	
18.11.29	御菌総合支所 地域振興課	19.1.17	〃 現 地
	〃 税 務 課		早 修 小 学 校
	〃 生活環境課		四 郷 小 学 校
	〃 福祉健康課		四 郷 幼 稚 園
18.11.30	〃 産業建設課	19.1.18	宮 川 中 学 校
	〃 教育委員会御菌分室		倉 田 山 中 学 校
18.12.1	消 防 本 部 (署)	19.1.19	北 浜 中 学 校
	消 防 (北 出 張 所 ・ 二 見 出 張 所)		豊 浜 西 小 学 校
18.12.4	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		19.1.22
	議 会 事 務 局	小 俣 小 学 校	
	合 併 調 整 室	明 野 小 学 校	
18.12.5	収入役室・各総合支所収入役室分室	19.1.23	明 野 幼 稚 園
	検 査 室		進 修 小 学 校
	農 業 委 員 会 事 務 局		今 一 色 小 学 校
	監 査 委 員 事 務 局		二 見 中 学 校
19.1.9	神 社 支 所	19.1.24	厚 生 小 学 校
	四 郷 支 所		御 菌 中 学 校
19.1.10	沼 木 支 所	19.1.26	佐 八 小 学 校
19.1.11	城 田 支 所		

2 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成18年度定期監査は各部課（所・室・センター）並びにその所管にかかる施設、各総合支所、市立伊勢総合病院、教育委員会事務局、消防本部（署・出張所）、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、市立の保育所（園）、小学校、中学校、幼稚園を対象に実施した。

3 監査を実施した監査委員

小 松	尚 平	（代表監査委員）
浦 野	卓 久	（識見監査委員）
谷 田	幸 江	（現議選監査委員 平成18年12月15日から）
世古口	新 吾	（前議選監査委員 平成18年12月14日まで）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、平成18年度上半期（4月から9月末まで）の事務、事業について資料の提出を求め、各所属長から所管業務の説明を受け、予算の執行状況、事務事業の運営、管理、契約及び工事等関係書類を調査するとともに、監査時点までの進捗、経過説明を受け、更に施設及び工事の完了したものについては、抽出し現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われていたか、支出は効果的に行われていたか、違法、不当な会計処理がなされていなかったか等のほか、公有財産、物品、その他財産の取得及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われていたか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正に行われていたか、各課で収入する事務処理は適正に行われていたか、補助金等の支出は適正に行われていたか等を主に実施した。

6 監査の結果

平成17年11月1日に4市町村による合併が行われ1年余が経過をしたが、伊勢市を取り巻く財政状況は、地方交付税並びに補助金の削減等により依然として厳しい中、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿い、歳入については市税をはじめとする自主財源の収入確保に努められている。又、歳出については事業の見直しによる経費の抑制を図りながら、財政運営の健全化に努力されているものと認める。

なお、監査の結果は次に述べるとおりであるが、監査の時点で気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で善処を促し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 本年度の監査は、現年度監査とし、主に18年度上半期(4月～9月)の予算執行、事務事業の運営等について実施したが、事務事業の遂行、予算の執行等おおむね良好に事務処理がなされたものと認めるところである。
今後とも行財政運営にあたっては、市民ニーズを的確に反映され、安心して暮らせる新しいまちづくりを目指し、積極的に取組まれるよう望むものである。
- (2) 収入未済額については、今後とも削減に積極的に取組まれるよう望むものである。
- (3) 各種補助金については、諸団体の事業実績を見極め、必要性や効果等の内容を十分精査し、予算執行の適正化を図られたい。
- (4) 現金を取り扱う使用料及び手数料、諸収入の収入事務を含め、財務に関する事務の執行については、会計規則等に基づき適正に処理されるよう努められたい。
- (5) 時間外勤務数については、職員の健康管理のためにも事務及び業務分担の見直しを行い、特定の職員に集中することのないよう管理者の配慮を望むものである。

(各課に関する事項)

合 併 調 整 室

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

市町村合併後1年余り経過をしたが、合併協議事項の課題については当該課と共に協議、解決を図り、地域格差の無い住み良いまちをめざし取り組まれたい。

総 合 政 策 推 進 部

秘書広報課 政策課 財政課 行政改革推進課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(秘書広報課)

- (1) 総合支所で開催される市民相談で、相談者が少ないものについては、改めて開催の是非について検討されたい。
- (2) 時間外勤務について、やむを得ない事情と察するが、職員の健康管理のためにも一部職員に業務の偏りが無いよう引き続き努力されたい。

(政策課)

- (3) 総合計画の策定について、市民とともに新しい伊勢市のまちづくりに向け取り組まれるよう望むものである。

(財政課)

- (4) 厳しい財政状況が続く中、新たな予算編成方式の導入により効率的な予算編成にて、健全な財政運営をされるよう期待するものである。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収税課 電算システム課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(職員課)

- (1) 人事考課制度について、人事能力評価及び人事異動への評価に繋がるよう担当部局との調整を図り、実施に向け努力されたい。

(管財契約課)

- (2) 備品台帳について、旧市町村ごとに台帳の管理方法が異なることから、早期に統一した備品管理システムを導入されたい。

(課税課)

- (3) コンビニエンスストアでの軽自動車税の納付が新たに開始されたところであり、今後、他の税目の取扱についても研究されたい。

(収税課)

- (4) 市税の滞納整理については三重地方税管理回収機構を活用すると共に、職員は各種研修会等へ積極的に参加し自ら研鑽して法的手段により対処できるよう努め、収入未済額の削減に向け取り組まれたい。

生活環境部

環境政策課 資源循環課 人権政策課 戸籍住民課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(環境政策課)

(1) 市が管理する大世古墓地及び大湊墓地については多々経緯はあるが、共同墓地のように自治会への管理移行について引き続き検討されたい。

(資源循環課)

(2) 「ごみゼロのまち・伊勢」を目指し取り組まれる中において、可燃物ごみの個別収集からステーション化への移行を目指し研究されたい。

(人権政策課)

(3) 市有財産売却の過年度収入について、諸般の事情もあり大変厳しいと思われるが、返済者の公平性も考慮に入れ収納に努力されたい。

(戸籍住民課)

(4) 各支所から本庁へ送金される使用料及び手数料の領収について、他課との調整を図り領収書発行に向け検討されたい。

福祉健康部

医療保険課 福祉総務課 児童長寿課（各保育所・保育園） 障害福祉課
介護保険課 健康課 地域包括支援センター

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(医療保険課)

(1) 高齢化が進む中で医療費の増加が見込まれるが、自主財源の根幹をなす国民健康保険料の収入未済額の削減に向け引き続き努力されたい。

(2) 時間外勤務については、職員の健康管理のためにも削減に向け努力されたい。

(福祉総務課)

(3) 生活保護者の認定判断について、引き続き適正な調査に基づき的確な判断により事務処理をされるよう望むものである。

(児童長寿課)

- (4) 保育料は口座振込であることから、滞納についての対応は当該課で行っているが、収入未済額の削減ため、保育所(園)と共同で積極的に取り組まれるよう望むものである。
- (5) 各保育所(園)における経理事務について、統一した書式により事務処理を行うよう指導されたい。

(障害福祉課)

- (6) 時間外勤務について、職員の健康管理のためにも創意工夫により引き続き削減に向け努力されたい。

(介護保険課)

- (7) 介護保険料の収入未済額の削減について、加入者の公平性の観点から引き続き努力されたい。

(健康課)

- (8) 少子化対策として本年度から事業が開始された「不妊治療費助成事業」について、積極的な対応を望むものである。

産 業 部

商工政策課 農林課 水産課 産業支援センター準備室

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(商工政策課)

- (1) 朝熊山麓開発事業地では今年度から基盤整備が進められ、平成20年4月には産業支援センターがオープンすることから、企業誘致については三重県等との連絡を密にして活動に取り組まれるよう望むものである。

(農林課)

- (2) 第3セクターである伊勢志摩総合地方卸売市場(株)に対し、平成21年度までの間資金貸付を行うが、今後の運営に対する市の取り組みについて早急に結論を見出され、その対応に取り組まれない。

(水産課)

- (3) 高齢漁業従事者の一環として「つくり育てる魚業」を重点課題として取り組まれており、今後これにより安定収入が得られ、後継者不足の解決に繋がっていればと期待するものである。

まちづくり推進部

まちづくり推進課 市民参画交流課 観光政策課 防災防犯課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(まちづくり推進課)

(1) 朝熊山麓開発事業地の有効活用を促進していくうえで、伊勢二見鳥羽ラインのサンアリーナインターの開放が重要であることから、三重県等と協議を重ねられ早期開放が実現でできるよう期待するものである。

(市民参画交流課)

(2) 男女共同参画社会の実現に向け、各方面から推進する核となる人材育成に期待するものである。

(観光政策課)

(3) 時間外勤務について、やむを得ない事情と察するが、職員の健康管理のためにも削減に向け努力されたい。

(防災防犯課)

(4) 災害用物資で大量に扱う飲食料品の賞味期限について、十分注意を払い保管されたい。

都市整備部

監理課 都市整備課 維持管理課 都市計画課 建築住宅課
宮川・横輪川改修対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(監理課)

(1) 宇治山田港からセントレアへの乗船客の利便を図るための施設や駐車場の整備について検討されたい。

(都市整備課)

(2) 安心・安全なまちづくりをめざし事業に取り組んでいるところであるが、大変厳しい財政状況の中、優先順位を見極めながら事業を推進されるよう望むものである。

(維持管理課)

- (3) 時間外勤務について、やむを得ない事情と察するが、事業の効率化を図るとともに業務の分担にも配慮され、職員の健康管理のためにも時間外削減に向け検討されたい。

(建築住宅課)

- (4) 住宅新築資金等貸付事業償還金の繰越分については年々増加していることから、滞納事由によっては新たな対応にて償還金の返済に取り組まれない。

二見総合支所

地域振興課 税務課 生活環境課 福祉健康課 産業建設課
教育委員会二見分室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

- (1) 各課・室において使用料及び手数料等を現金で領収した後、金融機関又は収入役室分室へ入金する際、「納入通知書兼領収書」の事務手続きに一部誤りが見受けられたので早急に改善されたい。
- (2) 2部複写の手書き領収書について、記入不備が見受けられたので適正に取り扱われたい。

小俣総合支所

地域振興課 税務課 生活環境課 福祉健康課 (グループホーム) 産業建設課
教育委員会小俣分室 図書館

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

一部の課・室において、2部複写の手書き領収書で記入不備が見受けられたので適正に取り扱われたい。

(教育委員会小俣分室)

事務補助団体の経理事務については、収入、支出伺いの決裁により、適正な事務処理をされたい。

御菌総合支所

地域振興課 税務課 生活環境課 福祉健康課 産業建設課
教育委員会御園分室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

収 入 役 室・各総合支所収入役室分室

財務に関する事務の執行等については、下記指摘及び要望事項を除きおおむね良好に処理が行われていると認められた。

- (1) 資金の運用管理については万全を期しているが、預金金利等の上昇に伴い安全かつ有利な資金運用に努められたい。
- (2) 国・県補助金等の受入口座は「別段預金」であることから、「普通預金」口座で処理されるよう検討されたい。

上 下 水 道 部

管理課 料金課 上水道課 下水道課 各総合支所上下水道課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(水道事業)

- (1) 市民へ安心・安全な水道水の供給を実施するとともに、安定給水の確保並びに有収率の確保に向け引き続き取り組まれたい。
- (2) コンビニエンスストアで納付される水道料金については、月1回まとめて市へ入金されることから、早期の入金方法について協議検討されたい。

(下水道事業)

- (3) 供用開始済地区における水洗便所未接続家庭には、下水道への接続に理解が得られるよう引き続き啓発活動及び家庭訪問等により普及向上に努められたい。
- (4) コンビニエンスストアで納付される下水道使用料金については、月1回まとめて市へ入金されることから、早期の入金方法について協議検討されたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

医師不足による小児科の閉鎖及び診療報酬改正に伴う医療費の減収等、今後更に厳しい運営状況が見込まれる中、新健診センターの建設及び病院の耐震問題等長期的な展望にたつて計画を進められ、市民の期待に応えられる地域の中核病院として健全経営に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 文化振興課 生涯学習・スポーツ課
教育研究所 (各小学校・中学校・幼稚園)

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(学校教育課)

(1) 学校給食において、地元の食材を通し食の教育を推進しているところであるが、食材の大量確保及び仕入価格の高騰等課題部分もあることから、将来に向け安心して安価な食材の導入方法について研究されたい。

(文化振興課)

(2) 観光文化会館、伊勢図書館等の施設管理を指定管理者に委託した当初設置目的をより達成するため、指定管理者と連携を図り市民文化の向上に努められたい。

(小・中学校)

(3) 校舎の管理については万全を期しているところであるが、校舎等の耐震補強を始め、雨漏り、防犯対策に一層の徹底を願うものである。

(4) 事業委託金については現金管理ではなく、預金通帳において管理されるよう望むものである。

消防本部(署・出張所)

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

消防署北出張所の庁舎は老朽化が著しく手狭で、又、耐震性が低い建物である

ことから、御菌町への移転が計画され、又、新たに救急救助業務も予定されることから、市民が安全・安心して暮らせるよう、予定時期までに移転完了、業務の開始を期待するものである。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

農 業 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
19. 2. 16	豊海整第1号 豊北漁港海岸堤防整備工事	水産課
	御雨水第1号 御菌町小林幹線排水路工事	下水道課 (御菌総合支所 上下水道課)

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査。

3 監査を実施した監査委員

小 松 尚 平 (代表監査委員)
浦 野 卓 久 (識見監査委員)
谷 田 幸 江 (議選監査委員)

4 監査の方法

平成18年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため協同組合総合技術士連合に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

技術士から提出された工事技術監査業務報告書の概要は次のとおりである。

5 監査の結果

市の工事関係書類は全般的によく整理ができていた。請負業者の工事関係書類までは十分に把握できなかったが、確認した範囲では、概ね工事の進捗に合わせて整理ができていた。技術調査の結果は、総括的に良好であった。

所管課においては、注意・要望・検討を要する事項について、速やかに対処されたい。

共通事項を以下に記述する。

《注意・要望・検討を要する事項》

1. 建設業退職金共済制度掛金証紙の取扱について

重要なことは、必要量の証紙が、それを必要としている末端作業者の所持手帳に確実に添付されることにある。

その確認は市の監督職務範囲内とは考えにくい、上記手帳の複写の提出による具体

的な確認指示などにより、元請け業者を介して、滞りなく実施されるように期待したい。

証紙購入については、元請け業者が下請けを含むその対象作業員の就業日数を個別に的確に把握して、それに応じた額を購入することになっている。的確な把握が困難な場合には、建設業退職金共済事業本部作成の「業種別・請負額別購入額リスト」の比率に従い購入される。

下請け業者を含めた全作業員がそれぞれの所属する事業所の社員である場合には、その退職積立金の計上されている書類を提出し、確認された場合に限り、その証紙購入を免除できる。

2. 建設発生土の取扱について

建設発生土処理の現状については、不法投棄を防止するために、県下の各土木事務所管内で最終処分地を指定して、最寄りの処分地への指定処分を原則としている場合が多いと思われる。

運搬距離、受入価格は個別考慮となる。処分地の利用承認条件として土質（高含水土砂／異物混入等はだめ）・数量についての制限も考えられる。このようなシステムを県下で作っておけば、その処理計画（委託／運搬／所有者承諾等に関する契約書）が簡便化／合理化されることになり、評価に値する。

その処分地が地盤高さの嵩上げを目的としていないならば、原則的には、流用或いは再生処理を経ての再利用が望まれる。環境的にも、資源的にも、エネルギー的にも、CSR(企業組織の社会的責任)を实践されることを期待する。

3. 保険関係証書の保持について

法定労災保険／建設業退職金共済制度の加入等については、指名業者参加資格の要件になっているので徹底されていた。

請負業者の加入すべき保険とその規模については、契約約款／設計書中の記述にもよるが、設計額中に含まれていると解釈されている。しかしその必要がないと解釈される場合は、業者の意向に任されている。

以前は未加入の請負業者も多かったが、最近では時代の要請もあり、クレーンその他の重機使用の現場では相応の保険に加入している場合が多い。

監督者は請負業者が加入している保険に関する証書の複写の提出を得て、それを保持している必要がある。その複写が見当たらないものもあったので、確認して保持されたい。

次に、工事別に記述する。

I 豊海整第1号 豊北漁港海岸堤防整備工事

I-1 所管課 産業部水産課

I-2 工事概要

(1) 工事場所

伊勢市有滝町地内

(2) 背景

伊勢市域はその北東部全縁が伊勢湾に面しているため、海岸区域の保全とその効用は当該市政の重要施策である。

海岸法によれば、海岸保全区域の管理はその区域を管轄する都道府県の施策としてなされるが、その区域の存する市町村管理の方が適当であると知事が指定している場合はその市町村長の管理となる。海岸保全区域と港湾／港湾施設／漁港等の区域が重複している場合は、当該港湾漁港等施設の管理者である地方公共団体の長がその管理をする。また、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要（規模が大きく、高度の技術と機械力を必要とする等）と認められる場合は、その新設／改良／災害復旧等を主務大臣が施工し得るとしている。

豊北漁港は伊勢市域海岸線のほぼ中央に位置する宮川河口部左岸の入江を利用した天然の良港であり、当該市で管轄する5漁港中、最大規模のものである。現在の施設は昭和28年の13号台風により大破したものを同年に復旧したものであるが、昭和34年度に襲来した伊勢湾台風も経験し、その後約50年以上経過して堤体には亀裂も生じ、老朽化による機能低下が著しい。

背後地には造船所／水産加工場等地域産業と密接に関わる事業所もあるが、近年では伊勢湾全域の水産資源回復を目的とした三重県水産事業団の中間育成施設（稚魚を育成する施設）もある。これらの施設の防災の重要性が特に認識されつつあり、早急な対策が要望されていた。

この状況下で、平成14年度～平成16年度にかけて、国土交通省が隣接海岸（伊勢湾西南海岸北浜工区・東地区251m区間）を海岸保全重要区域として定め、改良工事（堤体天端高さ：D.L.+7.227m）を実施した（D.L.：観測基準面のこと）。それに隣接している当該漁港区域の海岸保全施設は機能低下した旧堤体（堤体高さ：D.L.+4.600m）として放置されているため、高潮等に対する防災対策が急がれた。

この度はその要請を受けて、当該漁港海岸線（延長約1.346km）のうち、西寄りの520m区間（背後地に施設のある範囲）の堤防改良延伸工事を計画した。平成17年度から平成20年度までの4年間で実施するものとし、平成17年度半ばにその測量／設計業務を委託した。初年度の工事発注として平成17年度後半に70.0m区間、2年目の今年度は105.0m区間を実施した。

(3) 工事概要

平成18年度工事延長：L=105.0m

上部工延長	L=105.0m
表法被覆工延長	L=105.0m
表法基礎工延長	L=105.0m
基礎捨石工延長	L=105.0m
裏法被覆工延長	L=105.0m

裏法基礎工延長	L=105.0m
既設堤防取壊し工延長	L=105.0m
仮設工(鋼矢板、土嚢等)	一式

(4) 工事請負業者 朝日丸建設(株)

(5) 事業費 88,091,850 円 (消費税込)

財源率 国庫補助率：20/60、県補助率：21/60、起債充当率：19/60

(6) 工事期間 平成 18 年 9 月 8 日 ～ 平成 19 年 3 月 30 日

(7) 工事進捗状況 (平成 19 年 2 月中旬現在)

計画出来高：79.0%、実施出来高：65.0%

I-3 書類調査による所見

(1) 工事着手前における技術調査事項

①調査及び設計

a. 事前調査

堤体の取壊し/改築に当たっては、当該地特産のアサリ貝/アナゴ/海苔の養殖等に悪影響の出ないように、海岸の動植物調査に関する協議が、三重県自然環境室/自然環境保護団体等により実施された。例えば、以前に有滝町で発生したアサリ貝の被害状況の事情聴取、9月頃より種付けされるすさび海苔の商品価値を損なうことなく実施するための方策/ゴミ侵入防護等であり、工期延長も考慮していた。

ボーリングによる土質調査を実施していた。その結果、当該地は概して砂礫層地盤である。約GL-3.0mまではN値10~20程度、それ以深は玉石混じり砂礫/礫混じり砂質土/砂質粘土等の互層でありN値は40~50或いはそれ以上である。当該捨石基礎床掘位置はGL-3.0m付近であるが、摩擦角も35~40度を有し、地盤の地耐力は十分と思われる。

b. 堤体の設計

1) 堤体の形式

隣接している国土交通省が施工した堤防との整合を図り、その連続性/景観に留意して、それと同一形式(傾斜型コンクリート被覆式)を採用していた。

2) 堤体天端高さ(m)

堤体の天端高さ(m)は既往最高潮位、打上げ高さから算出していた。

3) 基礎工形式

堤体基礎としては杭基礎、矢板基礎、捨石基礎等が考えられる。当該工事区間の背後地には各種地元産業の事業所がある。特に、中間育成施設には海水の取水用井戸がある。その水質/水量へ支障を与えないことが重要であり、手間/経費は掛かるが、捨石基礎を採用していた。

この場合の床掘位置については、常時/地震時について海側/陸側堤体の円弧滑りによる安定計算を実施して、地震時・海側の所要安全率を得るためにはD.L.-1.200mまでを捨石置換するとしていた。捨石基礎厚さは2.2mとし、その上に

表法面被覆工の基礎ブロック（断面約 1m 方形）を置くが、その根入長（土被り厚さ）の規定は特に無いようであった。

陸側の滑りに対する基礎の対策工は、検討の結果不要としていた。

掘削土は約 6,200 m³、新規堤体材料として埋め戻しに約 5,320 m³、残土としての 880 m³を表土として表法面前面の突堤際に敷き均し、砂浜の確保に貢献していた。

平均潮位が捨石基礎天端より約 40cm 下位であり、床堀掘削状態では海水でほぼ満たされている。捨石はバックホウで落下させて築造するが、この際の石積みには手を加えないとのことであった。最後の天端のみを荒均し（精度±30cm 程度）、基礎ブロック下部のみを本均し（精度±5cm 程度）で間詰めをして不陸直しをする。これが通常の施工法とのことであった。

捨石天端は防砂シートで覆い、石積みの間隙が埋まるのを防護し、また、コンクリートブロック打設部の下は、コンクリート漏洩防止シートを敷いて目詰まりを防護していた。

4) 仮設工

工事中の台風／津波による高潮被害防止対策工として鋼矢板を、海側床堀掘削線の法肩から 1m の位置（海側堤体法面被覆コンクリート法尻から約 8.5m 位置）で堤体に対して平行に、天端打ち止め D.L. +4.900m（矢板全長 8.0m、根入長約 5.3m）で打設していた。

昨年度終点位置における汀線直角方向の締め切りは、その地盤下に昨年度の捨石があるために鋼矢板の打設はできないので、大型土嚢を積み上げていた。

5) コスト縮減

既設堤防の被覆石を、捨て石基礎に再利用している。

新規堤防の前出しにより突堤が短くなる。既設ブロックを既設突堤の突端に積み増して延伸させて、砂浜の復元を図っている。

《注意・要望・検討を要する事項》

捨石基礎／法被覆コンクリート基礎等の土被り規定について

当該ケースでは、法被覆コンクリート基礎の土被りが約 1m 以上はあるので安全と思われる。しかし安定計算結果の考慮だけでは、露出や土被り厚が薄くなる場合も考えられる。

ある基準には、「通常は現地盤より 1m 以上（波の影響の少ない所では 0.5m 程度）根入れすることが多い」と記述されている。そのような場合について、より具体的に記述された事項／規定を再確認しておきたい。

設計は基準、指針等に準拠しており、適切であると判断した。

②単価及び積算

歩掛及び単価は基準、指針等に準拠しており、適切であると判断した。

該当対象が見当たらない場合は類似工種の値を利用するか、3社以上の見積で異常値を除き最小値を採用している。現状では県／市の単価で概ね対応できているが、流通単価を使用する場合には建設物価・積算資料で調査を行っている。

数量算出については、設計委託会社の成果品として提出された数量計算書を複数の担当者が図面照合により照査し、設計書についても同様とし、係長が最終的に照

査をしているとのことであった。

主要工種についてチェックした結果、問題点は見当たらなかった。公共工事としての積算根拠を明示しており、適切な積算方法であると判断した。

③契約及び保険

<契約関係>

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、監理技術者）は完備できており、その内容は適正であった。

監理技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有しており、適格者であった。

<保険関係>

前払金の保証証書の提出ができていた。

公共工事履行保証保険証券が提出できていた。

労災保険成立証明書及び法定外労働災害補償保険加入証の複写の添付ができていた。

第三者賠償責任保険及び現場事務所に関する火災保険加入証の複写の添付ができていた。

建設業退職金共済制度掛金収納書の提出ができていた。

(2) 工事着工後における技術調査事項

①施工計画

施工計画書には各工種の施工計画が整理できており、必要事項を項目別に記述していた。施工順序に従ってフロー表示をして、各工種の施工上の留意点を含めて記述されていた。

産業廃棄物処理については、コンクリート殻の産業廃棄物処理計画（委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、処分地及び運搬経路図）は整理できていた。マニフェスト管理もされていた。残土処分は無かった。

②施工管理（監理）

工事延長を5.0m増やしたことにより8,291,850円の増額変更をしている。この増額分を延長距離5.0mで除すると約166万円/mとなる。一方、契約当初における請負工事費をそのときの工事延長100mで除すると約80万円/mとなる。

この差額が出る理由は、以下の通りである。

- 1) 当初、ラフタークレーンを予定していたが、現場条件からラフタークレーンでは施行不可であることから、クローラクレーンに変更したことに伴い機械輸送解体費計上を行った。
- 2) 堤防と直角方向を締め切る大型土嚢の数量が不足していたため、数量変更を行った。
- 3) 裏法被覆工を施行する際、型枠を設置するため捨てコンクリートがないと施行できないことから、コンクリートの計上を行った。

主たる使用材料である基礎捨石、レディーミクストコンクリート等の圧縮強度試験、スランプ試験は規格値をクリアしていた。

工事記録（日報・月報）については、業者から提出される日報は当日の工種記入のみでなく、施工場所・特記事項に言及する方がよい。

月次工程表は当初作成された工種別計画工程バーチャートを不変として、その下

段に、毎月末の実績工程バーチャートを記入して評価している場合が多い。しかし、計画工程は毎月末の実績に応じて変化していく場合もある。その場合は計画バーチャートの修正が必要である。

バーチャートで管理する場合、管理の精度を上げるには管理工種の細分化、同工種での繰り返し作業単位（日進量等）ごとの確認と表示をバーチャート内に記入するなどの工夫も必要である。

工程的にはやや遅延している。その理由は冬季から春にかけて絶え間なく吹きつける海からの強風による。しかし、工期内に施工終了の予定である。

工事写真記録については、施工の良否判断根拠となるため、各施工段階では、アップ写真と状況写真が必要になる。最も確認を必要とする施工後に見えなくなる部分については特に重要である。

例えば、捨て石基礎床堀状況の幅／深さ等の定規計測状況、捨て石基礎天端均し状況とその出来形状況、防砂／コンクリート漏洩シート布設状況、堤体盛土転圧状況、法面基礎栗石／捨てコンクリート／表法面被覆の各巻き厚管理状況、法斜面コンクリートと打設時の気泡除去管理状況等。各施工段階について見易い角度でアップ撮影を含めて整理されたい。

I-4 現場施工状況調査における所見

(1) 工事施工状況

現地では、終点に近い部分の型枠設置作業をしていたが、強風の向かい風の中でのきびしい作業で、ご苦労をかけていると痛感した。施工は目地区間 10m 区分で 1 区分ずつ飛ばして進み、養生が終わるとその中間の区分を施工することにより、ひび割れ防止目地を兼用する止水板のエラストイトや型枠設置が容易となり、施工精度とピッチが上がっていた。

表法面被覆コンクリートは法尻から直線区間部が約 6m 弱あるので、その半分の 3m で一度区切って二度打ちとしていた。それでも斜面の打設コンクリートは気泡が抜けにくくて、型枠を外してみると細かいジャンカや気泡跡が残っている。「かなり丁寧にバイブレーターをかけてもなかなか思うように行かず、難しい」と作業員は話していた。

提出されている出来形検査のリストまでは見ることはできなかったが、波返し縁や法尻線を目視で見る限り、滑らかな線形となっていた。型枠を外した後のコンクリート地肌に「返り釘」が埋め込まれた状況にある箇所が見受けられたが、危険であるから点検して除去されたい。

基本的には請負者による責任施工であるために、施工中の出来形誤差確認は通常実施していないようであった。

機材の整理状況も良好で、管理が行き届いているように思えた。

(2) 安全管理状況

写真、日報、その他の資料より、安全衛生管理及び組織図の内容は適切であると思われる。安全訓練等については、月に 1 度の安全会議記録の討議内容、出席者の署名など、パトロール記録や新規入場者教育用資料などの整備もされていた。

建設業許可票、労災保険成立票、施行体制・体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識等の標識は公共の見易い場所に掲示されていた。

現場を見る限り、整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているので、安全管理状況はよいと判断する。

II 御雨水第1号 御菌町小林幹線排水路工事

II-1 所管課 上下水道部下水道課

II-2 工事概要

(1) 工事場所

伊勢市御菌町小林地内

(2) 背景

当該市の平成17年度末における都市計画区域4,039.1haのうち、公共下水道認可区域1,859.9haにおける汚水面整備率は23.9%、下水道普及率は11.3%である。一方、浸水対策としては、河川の計画高水位が高いために、ほとんどの排水路で自然排水が困難であるため、ポンプによる強制排水に頼っている現状である。雨水面整備は浸水区域を対象に整備を進めており、その進捗率は31.0%である。その主体をなすポンプ場設置をした後は、ほとんど浸水被害もなく、整備の成果が出ていると判断される。

近年では都市化による開発が進行して遊水池が不足するとともに、宅地化により浸透水が減少して流出係数が大きくなっている。それに伴い降雨時の流出量が大きくなり、従来の水路断面ではまかないきれず、浸水被害が頻発するようになった。

特に当該対象地区である小林排水区流末部の御菌町では、平成9年7月の豪雨時には約9haにおよぶ農地及び道路等に浸水被害が発生して、その対策が急がれていた。

平成14年度に測量／実施設計、平成15～17年度に用地買収、平成18～19年度の2箇年で排水路の整備を計画し、当工事はその初年度工事である。

この度の工事は当該地域周辺の雨水を速やかに排除して、浸水被害の解消を図ることを目的とするものである。改良対象となる水路は、ポンプ場に接続する流末の「小林2号雨水幹線」であり、その工事内容は下記のとおりである。

(3) 工事概要

施工延長 L=491.0m

水路築造工

箱型暗渠工 B6600×H1300 L=15.9m

L型水路工 B6600×H1300 L=469.8m (両側にL型擁壁使用)

現場打ち箱型暗渠工 B6600×H1300 L=5.3m

道路付属物復旧工

L型擁壁 H=1500 L=91.6m

重力式擁壁 H=500 L=280.8m

H=600 L=99.2m

舗装表層工 A=1090 m² t=5.0cm (再生密粒度As)

転落防止柵 H=800 L=469.0m

(4) 工事請負業者 榊山野建設

(5) 事業費 137,628,750円

財源率 国庫補助率：50%、起債充当率：45%

(6) 工事期間 平成18年10月6日～平成19年3月26日

- (7) 工事進捗状況（平成 19 年 2 月 16 日現在）
計画出来高：65%、実施出来高：60%

II-3 書類調査による所見

(1) 工事着手前における技術調査事項

①調査及び設計

当該開水路の実施設計は、平成 14 年度後半に委託していた。

1) 降雨確率年／降雨量／流出係数

水路断面を抜本的に変更して改築するに当たり、近年変化しつつある流域環境の設計条件を再度見直していた。

・確率年／降雨量

公共下水道事業には「流域下水道」、「都市下水路」、「特定環境保全公共下水道」があり、当該地は宮川流域下水道に属している。当該流域下水道の場合、勢田川放流協議の制約で降雨確率年は 5 年（都市下水路では通常 10 年確率としている）とし、降雨強度式は到達時間が短い流下施設の場合に適用する「三重県タルボット式」を採用していた。

・流出係数

原則として工種別（屋根／道路／その他の不透過面／水面／間地／芝・樹木の多い公園／山地等）流出係数の面積度数から求めた総括流出係数、用途地域別流出係数等により求めた各排水区の流出係数を考慮していた。

2) 地勢／自然流下勾配／断面形状／流量／到達時間／断面余裕

・地勢／自然流下勾配／断面形状

地勢的には、宮川河口デルタ地帯地表勾配は僅少（0.03%）で、自然流下の水路断面積を拡張するにはその幅を横に広げる以外に方法は無い。また、水路断面内の計画流出量に対する計画水位は、原則として水路両側の敷地高さより低く設定する。その結果、横長の扁平形状となっていた。

流域を再調査して各末端部からの区画割施設平面図による逐一計算を集計し幹線部の必要水路断面積は現状の約 5 倍となっていた。

・流量

最大計画雨水流出量の算定は、原則として合理式によっている。合理式とは、到達時間に相当する降雨継続時間内に降る平均降雨強度を使用して、排水区の最遠点からの雨水が流達した場合が最大流出量になると仮定する手法である。

・到達時間／縦断勾配／断面余裕／実際の流量

到達時間は流入時間と流下時間の和である。

流入時間は降雨が雨水函渠に流入するに要する時間で地下浸透／地表勾配などで変化するが、本計画では平均的に 7 分としていた。

流下時間はある断面を仮定した函渠区間ごとに距離、計画流量に対する流速より求めた流下時間の合計となる。理想的には、流速はなるべく 3m/sec～0.8m/sec とし、下流ほど勾配を緩く、流速を速くして掃流力を高める必要がある。

断面余裕は管渠／函渠では 9 割、開渠では 8 割の水深とし、所定計画流量に対して十分の余裕を見ることとしている。

・実際の流量

当該小林幹線は小林排水区と馬瀬川排水区の両区から負荷を受ける。現状では小林排水区の 4.5t/sec と馬瀬川排水区からの 6.3t/sec の合計 10.8t/sec を負担して

いるが、馬瀬川排水区の改良に伴い、最終的には増加分 5.4t/sec をも負担可能としている。この度の断面が開渠であることから、その 8 割の水深で全流量をクリア可能としていた。

3) 設計方針

・構造設計

当該幹線の管路施設区分としては、ポンプ場に直結し、広範囲の排水区を受け持つ流末に位置する雨水幹線であり、「重要な幹線等」に該当する。しかし、周囲の地目は殆ど農地であり、雨水を対象とした開水路であれば、もし被災しても暗渠等の地下構造物のように復旧に長時間を必要とすることもない。

よって、当該設計では地元及び下水道課との協議により、「その他の管路」とし、「レベル 1」での検討はするが耐震対策はしない（経費節減）ものとしていた。

・管理用道路／その他

側道としての管理用道路（W=3.0m）を、水路左岸の L 型水路天端に沿って設けていた。付近は田畑であり新規一般道路を作る必要はなかった。掘削土砂の一部を流用して路盤とするが、現地 CBR 値を確認し、締固め時には平板載荷試験を実施して地耐力を確認しているとのことであった。

その管理用道路と水路との境界にはフェンスを設けていたが、右岸側はその必要性が無いので、フェンスは設けていなかった。

4) 構造詳細

・一般部

土質調査は別業務でボーリング調査を実施し、砂質粘土で N 値 10~20 程度であり、通常の布基礎（基礎栗石 15cm、基礎均しコンクリート 10cm）としていた。

開水路の構造は、布基礎 25cm と空練り敷きモルタル 2cm の上に L 型擁壁を両側壁として向かい合わせで使用し、中間の RC 現場打ちコンクリート底版とは挿し筋とラップ筋の重ね継手としていた。

水路軸方向には RC 現場打ち底版部のみが 10m 区間連続している。側壁は 2m 長さの擁壁二次製品を並列しているため、接合縦目地部は合わせるだけとしている。浮力防止用ウィープホール（逆流防止弁付）及びその裏側には土砂吸出し防止材を底版部には 4 個・側壁下方に各 1 個設けていた。

・道路交差部

所定の内空断面を確保し、設計荷重を B 活荷重とした函渠（閉断面）としていた。運搬のための分割は、強度的に無理をしない側壁部中央としていた。その側壁中央の合わせ面は、通常の函渠断面の受口／挿し口と同様構造としていた。

5) コスト縮減／効率化対策

設置位置とその格付けからは「重要な幹線等」に該当するが、周囲環境が農地であり開断面水路としたことにより、「その他の管路」と定義して、「レベル 1」での検討はするが耐震対策はしないので、経費節減に貢献していた。

側壁に L 型擁壁の二次製品を使用して、工期短縮／経費節減に貢献していた。

設計は基準、指針等に準拠しており、適切であると判断した。

②単価及び積算

歩掛及び単価は基準、指針等に準拠しており、適切であると判断した。

基準、指針等に見当たらない場合は類似工種の値を利用するか、3社以上の見積りで異常値を除き最小値を採用するとのことであった。

現状では県単価で概ね対応できているが、流通単価を使用する場合には建設物価・積算資料で調査を行っている。

数量算出については、設計委託会社の成果品として提出された数量計算書を複数の担当者が図面照合により照査し、設計書についても同様とし、担当課長が最終的に照査をしているとのことであった。

床堀位置は浅いが断面が大きいので、全工事費に対する単位長当たりの単価は約28万円/mとなっている。主要工種について重点的にチェックした結果、問題点は見当たらなかった。公共工事としての積算根拠を明示しており、適切な積算方法であると判断した。

③契約及び保険

<契約関係>

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、監理技術者）は完備できており、その内容は適正であった。

監理技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有しており、適格者であった。

<保険関係>

前払金の保証証書の提出ができていた。

公共工事履行保証保険証券が提出できていた。

労災保険成立証明書、法定外労働災害補償保険加入証の複写の添付ができていた。

第3者賠償責任保険、事業総合賠償責任保険加入証の複写の添付ができていた。

建設業退職金共済制度掛金収納書は提出されていた。

(2) 工事着工後における技術調査事項

①施工計画

施工計画書には各工種の施工計画が整理できており、必要事項を項目別に記述していた。施工順序に従ってフロー表示をして、各工種については、当該現場の特殊性を含めてその施工上の留意点を含めて記述する方が良い。

産業廃棄物処理については、鉄筋/無筋コンクリート殻の産業廃棄物処理計画（委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、処分地及び運搬経路図、マニフェスト管理）は整理できていた。

建設発生土については、処分地への運搬経路図を除き、その受入処理計画（委託契約書、運搬についての契約書、処分地所有者の承諾書等）が見当たらなかった。県土木事務所/当該市の管轄内指定処分地への捨て土と推定されるが、自由処分の場合は整理が必要である。

《注意・要望・検討を要する事項》

捨て土処理について

いずれにしても最終処分地での処分数量明記の受入れ承認許可証の提出を得てそれを確認する必要がある。

自由処分の場合は、最終処分地所有者が許諾者であることを、登記簿謄本で確認しておく必要がある。

近年は土木工事件数も減り、工事間流用はあまり期待出来ないように思える。しかし広域工事間流用のデータベースの常時活用を意識して、土の廃棄/購入に関連

する年間経費の節減を工夫されることを期待する。

②使用材料承諾願及び試験・検査調書

主たる材料である函渠、L型水路／擁壁、鉄筋、生コンクリート等は所定の強度・耐久性が保証されている日本下水道協会認定製品／JIS 製品であった。

その他の材料等についての使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質・強度は設計に適合するものであり、納品、立会検査、施工状況などの確認が出来ており、監督は十分に行われていると判断した。

③施工管理（監理）

現時点での工期変更はなく、設計金額の増額変更（約 1,500 万円）の要因は以下のものであった。

- 1) ポンプ場に隣接する交差道路部下の函渠部施工のための仮設工を追加
- 2) 他事業との連携により、一部区間でL型水路を箱型暗渠に変更
- 3) 捨て土運搬距離の変更

工事記録（日報・月報）については、業者から提出される日報は当日の工種記入のみでなく、施工場所・特記事項に言及する方がよい。

出来形管理については、当該市の公共工事共通仕様書に基づいて各施工段階で実施されているのだろうが、基本的には請負者による責任施工であるために、施工中の出来形誤差確認は通常実施していないようであった。

水路ではその水路底面高さの管理が重要である。縦断勾配が 0.03%（100m 離隔して 30mm の高低差が生じる）であり、その設置高さの許容誤差基準値が±30mm であるから、短区間での流下状況を見ると逆流現象も生じることになる。それを踏まえて、施工中の綿密な出来形管理をされたい。

工事写真記録については、施工の良否判断根拠となるため、各施工段階では、アップ写真と状況写真が必要になる。最も確認を必要とする施工後に見えなくなる部分については特に重要である。

例えば、10m ピッチの区間長について、床堀／基礎コンクリート打設／空練り均しモルタル布設／L型側壁の設置と側壁目地／底版挿し筋と現場打ち底版鉄筋とのラップ／函渠のウェブ材切断位置の接合部とその接続／L型とボックス型の接続部のコーキング／埋め戻し土の転圧、路盤厚さと締固め等々、各施工段階について見易い角度での状況写真／アップ写真をペアで整理されたい。

II-4 現場施工状況調査における所見

(1) 工事施工状況

現地では水路の中間部を先行施工しており、工事は終盤に入っていた。

最下流部ではポンプ場と接続する部分で、道路を切り回して道路交差部の暗渠施工をほぼ終了しており、切り回しを解除してその隣接上流部の滞水をポンプ場に放流して、そこを施工する直前であった。ポンプ場への函渠接続部は斜めに取り付き、そこに間隙が認められたので、間詰めコンクリートを工夫して施工しておくこと。

最上流部では堰き止め箇所より下流の床堀をしていた。地盤は砂混じり粘性土のようで、地耐力 10t/m²程度は十分ありそうであった。基礎碎石 15cm、基礎コンクリート

10cm、敷きモルタル 2cm、その上に構造物設置を完了すると、堰を崩して最後の上流部を施工するようであった。

中間部の施工済部区間水路の滞水の流れはむしろ上流に向かっていた。縦断勾配 0.03%のなせる結果であり、数百メートルの単位で見ると、全体的には上流から押されて下流側へ流れて行くものと思われる。

工事の出来栄は、全体的に良好であった。

(2) 安全管理状況

写真、日報、その他の資料より、安全衛生管理及び組織図の内容は適切であると思われるが、安全訓練等については、月に1度の安全会議記録の討議内容／出席者の署名など、パトロール記録や新規入場者教育用資料などは確認できなかった。

建設業許可票、労災保険成立票、施行体制・体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識等の標識は公共の見易い場所に掲示されていた。

無事故無災害で推移していたので、安全管理状況は良かったと判断する。

財政援助団体等監査

1 実施年月日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査（補助金）

実施年月日	対象団体	所管課
19. 2. 21	社団法人 伊勢・鳥羽・度会地域中小企業 勤労者福祉サービスセンター	商工政策課
19. 2. 22	社団法人 伊勢市シルバー人材センター	商工政策課

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体（施設名）	所管課
19. 2. 19	社会福祉法人 伊勢医心会 （伊勢市養護老人ホーム 万亀会館）	児童長寿課
19. 2. 20	特定非営利活動法人 いせコンビニネット （いせ市民活動センター）	市民参画交流課

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

3 監査を実施した監査委員

小松 尚平（代表監査委員）
浦野 卓久（識見監査委員）
谷田 幸江（議選監査委員）

なお、財政援助団体監査（補助金）の社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、法第199条の2の規定により、浦野監査委員を除外した。

4 監査の方法

財政援助団体等監査は、平成17年度の事務、事業について当該課から資料提出を求めて各所属長から説明を受けた。その後現地へ出向き、団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われていたか、目的に沿った事業運営が行われていたか等を主に実施した。

6 監査の結果

(1) 社団法人 伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター

①事業実績

(単位：円)

補助金の名称	補助金額	補助事業費
中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	28,420,000	28,420,000
	旧伊勢市 15,000,000	
	新伊勢市 13,420,000	

②所見

本年度実施した監査は、主に平成17年度中に伊勢市が財政的援助を行っている補助事業について、関係諸帳簿、証書類等の提出を受け関係者からの説明を聴し監査を実施したところ、補助金については、交付目的に沿って事業が執行され、又、財務に関する事務についても、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

当年度決算は当期純損失が発生したものの、積立預金を考慮に入れると、僅少の利益が見受けられる。市の財政状況が大変厳しい中、今後も安定した事業活動を行うにはより多くの方からの入会金及び会費が必要であると思われることから、入会者の勧誘については引き続き努力されたい。

(2) 社団法人 伊勢市シルバー人材センター

①事業実績

(単位：円)

補助金の名称	補助金額	補助事業費
高年齢者労働能力活用事業費補助金	11,000,000	49,116,089
	旧伊勢市 7,150,000	
	新伊勢市 3,850,000	

高年齢者生活援助サービス 事業費補助金		2,000,000	4,242,773
	旧伊勢市	1,300,000	
	新伊勢市	700,000	

②所見

本年度実施した監査は、主に平成17年度中に伊勢市が財政的援助を行っている補助事業について、関係諸帳簿、証書類等の提出を受け関係者からの説明を聴し監査を実施したところ、補助金については、交付目的に沿って事業が執行され、又、財務に関する事務についても、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

ア 高齢社会が進展する中、健康で働く意欲のある高齢者の方々にとってシルバー人材センターの担う役割は益々重要となっている。このことから、今後も、幅広い業種からの事業の受託、又、安全な就業と健康管理に努められ、健全な運営と委託者からも信頼されるシルバー人材センターとして活動されるよう期待するものである。

イ 積立預金等からの資金運用についての経理事務は帳簿等に基づき、より一層明白に事務処理されるよう検討されたい。

(3) 社会福祉法人 伊勢医心会

①公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市養護老人ホーム 万亀会館

指定期間：平成17年4月1日から平成22年3月31日まで

運営経費：扶助費 88,034,079 円 需用費 633,400 円（新伊勢市分）

扶助費 83,921,800 円 需用費 1,381,697 円（旧伊勢市分）

②事業実績

ア 収支計算書（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
事業活動	188,689,754	事業活動	155,975,821
措置費収入	187,371,369	人件費支出	73,874,434
経常経費補助金収入	29,880	事務費支出	10,216,422
雑収入	694,839	事業費支出	71,387,357

引当金戻入	593,666	引当金繰入	497,608
事業活動外	210		
受取利息配当金収入	210		
当期収入合計 (A)	188,689,964	当期支出合計 (C)	155,975,821
前期繰越収支差額	0	当期収支差額 (A) - (C)	32,714,143
収入合計 (B)	188,689,964	次期繰越収支差額 (B) - (C)	32,714,143

イ 貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	40,176,253	流動負債	7,481,010
現金預金	39,293,250	未払金	7,481,010
未収金	881,406	固定負債	2,409,819
立替払	1,597	退職給与引当金	2,409,819
固定資産	2,428,719	負債計	9,890,829
その他の固定資産	2,428,719	純資産の部	
長期前払費用	18,900	次期繰越収支差額	32,714,143
共済財団退職金 預け金	2,409,819	次期繰越収支差額	32,714,143
		純資産計	32,714,143
合計	42,604,972	合計	42,604,972

③所見

本年度実施した監査は、平成17年4月1日から伊勢市が公の施設の管理を依頼している指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った扶助費等について、関係諸帳簿、証書類の提出を受け関係者からの説明を聴し監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

指定管理者を受託して1年目ということで、サービスの充実を図りながらも経費節減に徹されたことにより多額の剰余金が発生したが、今後の経営にお

いては検討されるよう望むものである。

(4) 特定非営利活動法人 いせコンビニネット

①公の施設の管理委託内容

施設の名称：いせ市民活動センター

指定期間：平成17年4月1日から平成21年3月31日まで

運営経費：委託料 3,052,000 円（新伊勢市分）

委託料 9,156,000 円（旧伊勢市分）

②事業実績

ア 収支計算書（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

(単位:円)

収入の部		支出の部	
項目	決算額	項目	決算額
委託料	12,208,000	人件費	9,141,800
使用料	10,680,803	事務費	1,547,822
プラザ使用料	9,667,130	センター事業費	1,914,035
活動センター使用料	1,013,673	管理費	11,357,248
事業収入	943,884		
その他収入	365,509		
当期収入合計 (A)	24,198,196	当期支出合計 (C)	23,960,905
前期繰越収支差額	0	当期収支差額 (A) - (C)	237,291
収入合計 (B)	24,198,196	次期繰越収支差額 (B) - (C)	237,291

イ 貸借対照表（平成18年3月31日現在）

(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	3,777,730	流動負債	3,379,951
現金・預金	3,673,900	短期借入金	220,634
現金	201,816	未払金	2,221,117

普通預金	3,472,084	未払法人税等	162,500
売上債権	103,830	預り金	13,000
売掛金	103,830	前受金	762,700
		負債計	3,379,951
		剰余金	397,779
		当期未処分利益	397,779
		資本計	397,779
合計	3,777,730	合計	3,777,730

③所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成17年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類の提出を受け関係者からの説明を聴し監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

定額の委託料収入の中で、光熱費等の削減や施設使用料の増加を目指した色々な活動に取り組むことにより実績を上げられたことを評価するものである。今後も職員一丸となり、より多くの市民から施設を利用していただけるようサービスの提供に努められたい。